

会報

第 151 号

◇エッセー

第 3 常置委員会歳事記 豊橋技術科学大学長 佐々木 慎一

■諸会議議事要録

理事会

第97回総会

第64回事務連絡会議

第 1 常置委員会

第 2 常置委員会

第 3 常置委員会

第 3 常置委員会・第 5 常置委員会合同委員会

第 4 常置委員会

第 5 常置委員会

医学教育に関する特別委員会

学術情報特別委員会

教員養成制度特別委員会

生涯学習特別委員会

(第85回) 入試改善特別委員会

■要望書

国立大学の授業料について (要望)

■資料

留学成果の向上と受入拡大のために—外国人留学生の学生生活等に関するアンケートからの報告—

「大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学教員の任期制について—」についての意見

「大学審議会大学教育部会における審議の概要—高等教育の一層の改善について—」についての意見

国立大学協会

平成 8 年 2 月

会報

平成8年2月 第151号

第46卷第1号通卷第151号

平成8年2月号

国立大学協会

●エッセー

第 3 常置委員会歳事記 豊橋技術科学大学長 佐々木 慎一7

【事業報告】

■諸会議議事要録（平成 7 年 10 月～12 月）

理 事 会（11.6）13

報 告

会務報告

『文化学術立国をめざして—国立大学は訴える—』の発刊について

委員長の交代について

各委員会委員長報告

大学入試センターからの報告

協 議

国立大学の予算規模の拡大について

常置委員会委員（教員）の選任について

国立大学協会の組織運営の見直しについて

教員の任期制について

教室系技術職員の専門行政職俸給表適用について

国立大学の授業料のあり方について

国立大学の入学者選抜についての平成 9 年度実施要領，実施細目について

『大学審議会大学教育部会における審議の概要—高等教育の一層の改善について—』についての意見（案）について

第 97 回総会（第 1 日）（11.15）29

報告事項

学長の交代について

委員長の交代について

常置委員会委員（教員）の選任について

会務報告

『文化学術立国をめざして—国立大学は訴える—』の発刊について

各委員会委員長の報告

各地区学長会議の状況報告

大学入試センターからの報告

協議事項

国立大学協会の組織運営の見直しについて

教室系技術職員の専門行政職適用について

国立大学の入学者選抜についての平成 9 年度実施要領，実施細目について

高等教育の改善について

教員の任期制について

第97回総会（第2日）（11.16）	51
協議事項	
教員の任期制について	
『文化学術立国をめざして一国立大学は訴える』について	
第98回総会等の日時・場所について	
第64回事務連絡会議（11.17）	56
総会付議事項報告	
大学入試センターからの連絡事項	
文部省からの説明及び事務連絡	
第1常置委員会（10.24）	66
専門委員の交代について	
教員委員の推薦について	
前回以後の第1常置委員会に関わる事項についての報告	
国立大学協会の組織運営の見直し（案）について	
国立大学の運営について	
今後のわが国の研究援助システムについて	
第2常置委員会（10.27）	68
報告事項	
高等学校の総合学科卒業の入学志願者への対応について	
平成8年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する	
情報交換事務取扱要領について	
平成9年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて	
国立大学協会の組織運営の見直し（案）について	
任期満了に伴う次期教員委員について	
平成9年度からの私費外国人留学生統一試験について	
第3常置委員会（10.20）	72
教官委員の推薦について	
国立大学協会の組織運営の見直し（案）について	
就職問題について	
第3常置委員会・第5常置委員会同委員会（10.20）	74
外国人留学生の学生生活等に関するアンケートの調査結果に基づく報告に	
ついて	
第4常置委員会（10.17）	76
教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査基準（案）について	
国立大学協会の組織運営の見直し（案）について	

<ul style="list-style-type: none"> 教員委員の推薦について 委員長の互選について 小委員会委員の選任について 報告事項 	79
第5 常置委員会 (10.20)	79
<ul style="list-style-type: none"> UMAPワーキング・パーティの報告について JUSSEP小委員会の報告について 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について 国立大学協会訪米調査団報告書について 豪州雇用教育訓練省国際局長との懇談について 	
医学教育に関する特別委員会 (10.25)	83
<ul style="list-style-type: none"> 卒後臨床研修の問題について 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について 「医学部、歯学部、附属病院の課題とその改善についてのアンケート調査」の結果について 	
学術情報特別委員会 (10.18)	85
<ul style="list-style-type: none"> 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について 	
教員養成制度特別委員会 (10.27)	87
<ul style="list-style-type: none"> 附属学校の意義と役割に関する調査について 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について 	
生涯学習特別委員会 (10.16)	90
<ul style="list-style-type: none"> 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について 	
(第85回)入試改善特別委員会 (10.23)	91
<ul style="list-style-type: none"> 報告事項 国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領、実施細目(案)の作成について 国立大学協会の組織の改革について 	
第97回総会国立大学協会事業報告	96
<ul style="list-style-type: none"> 諸会合 要望その他の諸活動 要望書の受理 刊行物 	
諸 会 合 (平成7年10月～12月末までの開催会議)	102

【要 望 書】

国立大学の授業料について（要望）	103
------------------------	-----

【資 料】

留学成果の向上と受入拡大のために—外国人留学生の学生生活等に関する アンケートからの報告—	105
「大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学教員の任期制につい て—」についての意見	111
「大学審議会大学教育部会における審議の概要—高等教育の一層の改善に ついて—」についての意見	115

【そ の 他】

学長等の異動	117
--------------	-----

編集後記

第3 常置委員会歳事記

豊橋技術科学大学長 佐々木 慎一

厚生補導施設の整備充実に関する要望書

「講義の合間、集まってワイワイやる学生ホールといった場所もなく、そんなときは近くの喫茶店にシケこむほかはなかった。キャンパスを懐しむという気持ちはあまり湧いてきません」 エリートのを歩む中堅官僚氏の言である。きわめつきの大大学であっても講義の合間に寛ぐ空間は殆どないということらしい。「勉学とともに課外活動にも精を出すようにとは常々諸君に申してきたところであるが、いまもって部室ひとつ提供できぬことを相済まなく思っている」とは本学ラグビー部の部誌に寄稿した文の一節である。

こんなこともきっかけとなって国立大学の厚生補導施設を調査してみた。結果として、大学の歴史・規模により実態はさまざまではあるが、既設大学では老朽化が著しく、早急の対応が迫られているもの多く、新設・移転の大学ではそれらが著しく不足ないし狭隘の状況にあるなどいづれも深刻な問題を抱えていることがわかった。冒頭の学生ホールにしても国立大学にあってはこれまでややもすれば軽視されてきたところである。大学は勉強さえしていればそれでよしとする考えはもはや通用しない。休講時或は休憩時このような場所を欠くため学外へ去ってしまう学生も少なくない。また課外活動は大学教育の一環として重要な位置を占める。勉学だけでなく体育・社会・文化等の各方面に活潑な活動を展開してもらいたい。ただその根拠地ともいべき部室・サークル室をはじめとする諸施設

は概して不足・狭隘・老朽そして不潔な状況にあり、それらの充実は強く望まれているところである。このほか学生の生活を保証するための食堂・宿舎も同様に不十分、かれらの満足を得るにほど遠い。

国立大学の施設設備の荒廃を世に訴えたその効果はいま徐々にあらわれ教学予算はこれまでにない増を示している。その教学予算を教育研究の施設設備の増強に費やすことは本来的である。と同時に学生の福利厚生のために費やすこともそれに劣らず本来的である。学生生活の面での整備充実が常に後手後手にまわってよいものでは決してない

大学入学志願者はその大学の教育研究の内容や質の高さを理解しようとすると同時に同じ程度の関心をもって学生生活の快適さにも目を向けるにちがいない。私立大学との比較などという次元の問題ではなく、入りたい大学、入ってよかったと思わせる大学づくりのためにも格段の配慮が望まれる。

留学成果の向上と受入拡大のために—外国人留学生の学生生活等に関するアンケート—

「アメリカへ留学した者は親米派になって帰るが、日本に来た者は日本嫌いとなって帰るというのもわかる気がする」—留学生の声である。

いわゆる中曽根10万人計画は順調に進んでいるかにみえる。ただしそれは数の上だけの話で、来日した人たちが勉学に生活に満足し、日本大好きといって帰ってくれているかは大いに疑問である。

そんなこともあって全国立大学にお願いして留学生にかかわる諸問題についてお答を願った。そしてさらに約1,000名の留学生からも授業・研究・日本語・日本人学生との交友・地域との交流・生活上の要望等についてナマの声を集めた（タドタドしい日本語やそれぞれの母国語で書かれた返答を整理・翻訳するのに苦勞

した)。標記アンケートの全容は国立大学協会事務局に保管されているのでご関心のむきはそれをご覧いただくとして、ここでは宿舎についてのみ触れておくこととする。

大学が留学生に提供する宿舎は滞在期間を限る場合が多く、退去後は民間宿舎に頼らざるを得ない。家賃の高さ、保証人の得難さ等難儀な問題を抱える。およそ国際交流会館と称してホテルに見紛う、日本人用と比べると格段に立派な宿舎を提供する必要はどこにあったのだろうか。これまでと同規格の宿舎ならば収容数はもっと増やせたらうし、第一、留学生を特別視しそれが日本人との隔離につながっているなどという思い設けぬ譏りも受けずにすんだであらうに。幸い、近時いわゆる混住寮へと方向が定まってきたので今後は漸次改善されるであらうし、それを期待する。それにしても続々と建てられた国際交流会館とは一体何なのだ。本学でもそれが実現した10年以上前、誘致にかかわった一人の老教授が「これでやっと三等車（それまでの学生宿舎）に一等車をつなぐことができました」と胸を張った。昔の鉄道は切符を色わけし、赤・青・白でそれぞれ三等・二等・一等と区別した。普通の人には赤切符を握りしめて三等車に乗りこみ、外国人は多く白の一等車を使った。はるか明治・大正そして昭和も戦前くらいまでの話である。外国人は一等にお乗せするものとの老教授の思いが上記発言になったのはわからないでもないが、この同じ思いが会館建設の底流をなしていたのでなければ幸いである。

外国人留学生はこれを特別扱いせず日本人に対すると同じく淡々とつきあっていってこそ本当の国際化であらう。そしてその蔭で大学も国もかれらの勉学・生活を保証するための基盤整備に励む。そんな図式が好ましいし、そうでない限り「10万人計画」は真の意味で達成はされない。こんなことを書いているとき平野眞

一委員（名古屋大学教授）が Los Angeles Times (11.19.'95) 所載の “Prejudice Prevalent in Japan, Asian Foreigners Say” と題する記事を教えて下さった。かなりの長文の中からほんの一部を引用する。

TOKYO—In his search for an apartment, every day was the same for Yoyok Ikhsan, an Indonesian exchange student in Japan.

Before he could get his head through the door of a real estate office, the agent would rise and say the dreaded words: *Gaijin wa dame*. No foreigners here. Finally his school found a place that would take him—a bathless, cockroach-infested room little larger than a VW bus. Gratefully, he moved in.

Satoru Suhara—a Japanese man who has counseled students at the Asian Cultural Assn. for two decades and is contacted by more than 6,000 students a year—says the young Asians come to Japan with high hopes but often leave with negative feelings about their Japanese experience.

まことに困ったものである。

就職協定

「就職協定をどうお考えですか」

「何ですかそれって」「無視しています」「とても守ってはいられませんね」

就職協定の遵守を要請する身にとってツレない返事ばかりである。答えてくれ

た人が教官か学生かはたまた企業の人かはあえて明かさない。

就職協定は採用選考開始が8月1日、内定の開始10月1日。少なくとも春学期の6月末までは学生に学業に専念させたい。企業の学生への接触、求人票の開示等は7月1日以降にさせていただきたいというのが骨子をなし、平成9年度もこのとおり適用される。だがこの協定は求人求職事情の力学に左右され、これまで殆ど守られていない。バブル経済の最盛期、キャンパスはキチンとスーツを着、手土産らしきを入れた紙袋を携える採用関係と覚しき人々で4月ごろから賑わった。いまは立場は逆転。竹橋会館のロビーは企業の先輩たちに会ってもらうのに恰好の待合わせ場所らしく、5月連休明けにはリクルートルックに身をかためた男女学生で溢れかえる。就職氷河期といわれる昨今学生が浮足立つのもムリからぬことである。

斯く就職協定は守られていない。守ったがためにあたら有為の人材を逃したと某大手企業の社長が激怒したとか、守ったがために今頃おそいと推薦書を送り返された大学教授がいたとか、噂はまことしやかに囁かれる。そんな協定ならいっそやめてしまったらといったら、協定をいまの形で定着させるに至るまで文部省、大学側、産業側との間でどのくらいの議論が交わされたか知れない、それなのにいま委員長がそんなことを口走ったら大変なことになると昔からのことを知っている前任委員に叱られてしまったので口を噤んでいる。それにしても蔑ろにされ、踏みつけにされるわが就職協定が不憫でならない。

第3常置委員会の一員としての時間を一年にみため、出来事の二、三を記して歳事記とした。第3常置委員会委員各位そして国立大学協会事務局の皆様の賜ったご協力・ご支援にあつく御礼を申し上げたい。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成7年11月6日(月) 13:30~17:00

場所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 吉川会長

井村, 阿部各副会長

丹保, 手代木, 西澤, 丸山, 木村, 野村(東), 加藤, 佐々木, 金森, 西塚,
北川, 三木, 和田, 高田, 野村(新)各理事

田中(第4), 武藤(第6)各常置委員会委員長

堀川, 鈴木各監事

坪井(教養教育), 石川(医学教育)各特別委員会委員長

(大学入試センター)高橋所長, 平川副所長, 石井事業部長

吉川会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように述べられた。

本理事会は, 来る11月15日, 16日の両日開催される総会前の恒例の理事会であり, 各委員会からの報告のほか「国立大学協会の組織運営の見直しについて」等いくつかの案件についてご審議いただくためにお集まりいただいた。

初めに, 学長交代により初めてご出席の監事, 鈴木章夫東京医科歯科大学長をご紹介します。

なお, 委員会報告のため, 各特別委員会の委員長にご出席いただき, また, 大学入試センター試験に係る問題等についてご説明いただくため, 後刻, 大学入試センターの高橋所長にもご出席願うので, ご了承いただきたい。

ついで, 滝沢事務局長から出欠状況及び定足数の確認について, 次のとおり報告があった。

理事会には, 会則第18条により, 理事及び常置委員会の委員長の総数の半数以上の出席が必要であるが, 定数23名に対し出席者は20名なので定足数を満たし, 成立している。

なお, ご欠席の連絡があったのは, 第5常置委員会委員長の江崎筑波大学長, 理事の岡田金沢大学長, 小坂岡山大学長, 教員養成制度特別委員会委員長の蓮見東京学芸大学長である。

引続き会長から, 本日の議事進行について次のように述べられた。

前回総会において, 議事のすすめ方について, 報告事項と協議事項に分けて行ってはどうかというご提案があり, これに従って本理事会をすすめることにしたいので, ご了承いただきたい。

I 報告

1. 会務報告

会長から, 前回理事会以降の会務報告について, 「資料4」にその概要が記されているが, ここではその要点をご報告することにした旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

(1) 要望書の提出について

1) 前回6月総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を7月12日、人事院総裁、大蔵大臣、文部大臣並びに各関係官に提出、要望した。

2) 前回6月総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、9月25日、大蔵大臣、総務庁長官、文部大臣並びに各関係官にこれを提出、要望した。(「資料6」参照)

3) 平成8年度税制改正に関わり「日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係る所得税非課税措置の創設」並びに「育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄附金・拠出金に係る住民税の控除制度の創設」についての要望書を9月25日、自由民主党政務調査会に提出した。(「資料7」参照)

(2) 審議会等への意見提出について

1) 文部省高等教育局から意見の提出を求められた「大学審議会組織運営部会における審議の概要(その2)―大学運営の円滑化のための具体的方策について―」について、8月21日、意見を提出した。(「資料8」参照)

2) 文部省高等教育局から意見の提出を求められた「大学審議会大学院部会における審議の概要―大学院の教育研究の質的向上について―」について、8月24日、意見を提出した。(「資料9」参照)

3) 文部省学術国際局から意見の提出を求められた、学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保について―中間まとめ―」について、9月6日、意見を提出した。(「資料10」参照)

(3) 「生涯学習と高等教育に関するフォーラム」の後援名義の使用について

国立教育会館から申出があった、高等教育機関と地域との連携等について研究協議する「生涯学習高等教育に関するフォーラム」の後援名義の使用について、常務理事会で協議の結果、了承した。

(4) 全国高等学校長協会との懇談

9月29日、国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会が開催され、高校教育改革と大学入学者選抜について懇談した。

(5) オーストラリア連邦雇用教育訓練省ロジャー・ピーコック国際局長との懇談

10月20日、ロジャー・ピーコック国際局長が当協会を訪れ、第5常置委員会の江崎委員長、木村、川島両委員と国際交流について懇談した。

(6) 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申入れで、7月17日及び10月17日、第4常置委員会の田中委員長及び梶井、伊東両委員が全大教の小山副委員長ほかと教室系技術職員の専行職移行問題について懇談した。

(7) ニュージーランド大学長協会との学術交流協定の締結について

前回6月総会において承認された国立大学協会とニュージーランド大学長協会との学術交流協定の締結について、7月24日、協定及び覚書の調印を行った。

2. 「文化学術立国をめざして―国立大学は訴える―」の発刊について

井村副会長の発案により編集を進めてきた“国大協白書”ともいえる『文化学術立国をめざして―国立大学は訴える―』がこのほど刊行の運びとなった。来る総会に配布する予定である。

3. 委員長の交代について

- 1) 和田第6常置委員会委員長の退任（平成7年11月6日付）に伴う後任の委員長に、9月25日開催の第6常置委員会において武藤新潟大学長が選任された。
- 2) 田中第4常置委員会委員長の退任（平成7年11月16日付）に伴う後任の委員長に、10月17日開催の第4常置委員会において梶井東京農工大学長が選任された。

4. 各委員会委員長報告

前回理事会以降の各委員会の審議状況について、各委員長からそれぞれ次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（金森委員長）

1) 専門委員の委嘱

人事異動に伴い、両宮東京大学事務局長及び岡林大阪大学事務局長を新しく専門委員に委嘱することとした。

2) 前回以降の第1常置委員会に関わる事項についての報告

会長から依頼があった「大学審議会組織運営部会における審議の概要(その2)－大学運営活性化のための具体的方策について－」及び学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保について(中間まとめ)」についての国大協意見書を委員長の責任で作成した旨を報告した。

3) 「大学審議会大学教育部会における審議の概要－高等教育の一層の改善について－」についての意見書の作成について

会長から「大学審議会大学教育部会における審議の概要－高等教育の一層の改善について－」に対する国大協意見書をまとめるよう依

頼されたので、種々検討しこれの原案を作成した。それが「資料11」であり、その要点は次のようである。

- 一つの大学あるいは一つの学部ですべての多様性に対応するカリキュラムを用意することは困難であって、結局、学生の自学自習によって過去に受けた教育を補うこと、あるいは、他の適当な教育機関を選択すること、さらに、入学者の多様性をある程度制限する適切な選抜法の導入等が問題解決の方法の選択肢に含まれていることを希望する。

2番目に、大学関係団体等でのコアカリキュラムの作成については一般的には反対しないがその効果は薄いのではないか。大学の教育というのは、一定量の知識の獲得にあるのではなく自ら知識を獲得するための能力の養成に重点をおくべきである。

さらに、フィールドワークにおける教員、学生への旅費の支給の必要性を強調し、また、サバティカルリープの制度化の積極的推進を希望した。

4) 「大学審議会組織運営部会における審議の概要－大学教員の任期制について－」についての意見書の作成について

会長から「大学審議会組織運営部会における審議の概要－大学教員の任期制について－」に対する国大協意見書の原案をまとめるよう依頼があったので、種々検討し原案を作成した。意見書は、審議会ですべての審議の参考にしていただくという観点から「審議の概要」の各項目に従ってそれぞれ問題点等を指摘する形でまとめた。これについては、後刻ご審議いただきたい。

5) 今後のわが国の研究援助システムについて

最近、いろいろな費目の研究援助がなされて

いるが、その全体をとらえ直し検討する必要があるのではないかというので、議題とすることを提案したが、現在、常務理事会で検討されている本協会の組織運営の見直し案では、新しく設ける第7常置委員会で「研究」を取扱うことが提案されているので、今後、理事会、総会での議論の結果を俟つこととした。

6) 国立大学協会の組織運営の見直しについて

会長から提案のあった、組織運営の見直し案について検討し、基本的に原案に賛成することで意見が一致したが、早急に審議すべき課題として例示され本委員会に割り当てられた事項について理事会に意見を申し述べることとした。

(2) 第2常置委員会(加藤委員長)

1) 全国高等学校長協会との懇談について

会長からの会務報告にあったとおり、去る9月29日に全国高等学校長協会と本協会との懇談会を開催し、高校側から新教育課程実施に伴う高校教育改革と大学入試に関する高校の実態や高校教員へのアンケート調査結果の報告を受け、それに基づき意見交換した。

高校側からは、新しい学力観に基づくゆとりある教育を目指し、学校週5日制がすすめられているが、いわゆる進学校ほど多様な科目に対応したカリキュラム編成に苦慮していて、現在の月2回週休制が完全週休制になると一層苦しくなり、知識の詰め込みでなく自分で考えるという新しい学力観に基づく教育が成り立つかどうかということに危惧をもっているということと、新しい学力観そのものが高校の教師の間にまだ十分定着していないということがアンケート調査の結果として報告された。

2) 大学入試センターからの報告

① 平成8年度大学入試センター試験の志願数は前年度を約1万6千人上回る約57万4千人であり、史上最高となった旨報告があった。

② 平成9年度からの大学入試センター試験について

予て大学入試センターが提案の、平成9年度以降の大学入試センター試験の追試験の廃止、得点調整の廃止及び枝間配点の公表、のいわゆる3点セットのうち、得点調整の廃止と枝間配点の公表については予定通り平成9年度から行いが、追試験の廃止の提案については、諸般の事情から撤回したい旨説明があった。

入試センターからの説明について、本委員会としては、追試験の廃止を含めて入試センターの提案を止むを得ないとの結論に到達した段階での突然の方針変更に疑義もあるが、結論的には、提案者が自ら撤回されたことであるので、この件は報告事項の取扱いとして、承った。

③ 大学入試センター試験及び個別学力検査の個人別成績開示請求について

横浜市立大学の学生から、大学入試センター試験及び個別学力検査の個人別成績の開示を求めて国と横浜市を相手に訴訟が起こされているが、入試センターとしては、「試験は入学試験の一部であり、その結果を進学指導に利用させるものではないので、試験の結果は志望大学のみへ通知し、本人及び高校には通知しない」という国立大学協会の趣旨をうけて、従来どおり非開示としたい、との説明があった。

④ 平成9年度以降の大学入試センター試験に係る成績提供について

平成9年度以降の大学入試センター試験について、新教育課程履修者が誤って旧教育課程履修者用の科目を解答してしまった場合や、指定された解答問題数を越えて解答してしまった場

合の各大学への成績提供の方法について説明があった。

3) 入試改善特別委員会からの報告

松井臨時委員から、国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領、細目(案)についての説明、及び国大協組織運営の見直しに関し、入試改善特別委員会が解散したのちの問題として、18歳人口の減少期における大学入試のあり方、新高校教育課程実施に伴う高校教育の多様化への大学入試の対応、入試センター試験及び個別試験の基本的あり方など、将来の入試改善について第2常置委員会に審議要請することとした旨入試改善特別委員会からの意見の伝達があった。

4) 高等学校の総合学科卒業の入学志願者への対応について

文部省大槻大学入試室長から、平成6年度から新設された総合学科卒業生の平成9年度からの入試について、その入学志願者のうち専門高校卒業生とほぼ同等の履修をしている者については専門高校卒業生選抜の出願対象とすることができる方向で検討している。また、一般選抜における調査書、学力検査における配慮事項及び専門高校卒業生を対象とする推薦入学の出願対象を拡げて総合学科卒業生も対象とし得るよう検討している旨説明があり、基本的にこれを了承した。

5) 平成8年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について

当該大学が追加合格者を決定するについては、既に他大学に入学手続きを完了している者をその対象者とし、大学間の情報交換の具体的な取扱いを定めているが、平成8年度についても従来通り実施することとした。

6) 平成9年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

平成9年度から国立大学の入学者選抜は「分離分割」に統合して行われるが、「申合せ」によって、試験日程に関する特例措置については、当該大学の申出により、第2常置委員会と協議することになっている。この「申合せ」に基づき、東京芸術大学から、実技検査に長期間要するとの理由で特例措置について協議があり、審議の結果これを了承した。

7) 国立大学協会の組織運営の見直しについて

常置委員会の改組及び特別委員会の廃止を含む組織運営の見直し案について検討した結果、基本的に了承した。

8) 平成9年度からの私費外国人留学生統一試験について

(財)日本国際教育協会から、平成9年度からの私費外国人留学生統一試験については、新高校学習指導要領に基づく試験科目の変更に従って実施したいとの提案があり、これを了承した。

(3) 第3常置委員会(佐々木委員長)

1) 外国人留学生の学生生活等に関するアンケート調査結果について

本年3月に各大学にお願いした「外国人留学生の学生生活に関するアンケート調査」の集計結果を「資料12」のとおりまとめた。なお、留学生の問題は第5常置委員会とも関わる問題であるので、このとりまとめにあたっては、第5常置委員会との合同会議をもち、その意見を聞いて最終的に作成した。その要点は次のようである。

○ 外国人留学生の日本語能力の現状は不十分

である。それは日本語自体の難しさに加え、海外における日本語教育の普及がそれほどすすんでいないことや渡日後初めて日本語を学ぶ留学生が多いことなどによる。留学生の日本語能力の抜本的改善のためには、留学前の日本語予備教育を充実し国の内外に展開すること、日本語教育専門家の養成の充実・拡大、日本語教育法の改善などが強く望まれる。

○ また、日本語能力の不足だけでなく、基礎学力の不足を指摘する大学も少なくなく、これには、海外での私費外国人留学生統一試験の活用のほか、課外補講、チューターによる指導を充実させる必要がある。

○ 宿舎、奨励金など経済的条件については、宿舎は順次整備されてきているが、留学生が増加する中で十分とはいえず、借上宿舎、宿舎補助などの措置が必要であり、奨学金については特に私費留学生への奨学金制度の拡充が必要である。

○ さらに、入国に際しての入国管理局に対する身元保証人、民間住居への入居契約時の連帯保証人を教官が引き受けざるを得ないなどの問題がある。この問題の改善には機関保証制の導入が望まれる。

○ また、留学生から聞いた生の声の多くは、日本の大学で勉学することに良い印象をもっているようであった。

以上がアンケート結果の要点であるが、各大学からの記述は総じて厳しく、中には、学業達成が望めない者については帰国して貰うなどの制裁措置も必要ではないかという意見もみられた。

この報告書について特に異議がなければ、これを文部省に提出し、留学生問題の施策の参考にしていただくようお願いしたい。

2) 国立大学協会の組織運営の見直しについて

会長から提案された組織運営の見直し(案)について検討した。第3常置委員会に新しく「学部教育」が所掌事項に加わることになった場合、それとの関連からみて、「教養教育」や「学科課程」も第3常置委員会が担当することになるのかどうか、ということが議論された。

3) 就職問題について

就職問題懇談会(大学及び高等専門学校関係団体で構成)において、平成8年度就職協定の取扱いについて協議し、平成8年度についても平成7年度と同様とする方針とすることとした。

(4) 第4常置委員会(田中委員長)

前回理事会以降、10月17日に本委員会を、7月17日、9月4日、9月28日にそれぞれ小委員会を開催し、主に次の事項について審議した。

1) 「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査の統一基準」(案)の作成について

前回6月総会において、教室系技術職員の専行職移行へ向けた提案を含む「意見調査(まとめ)」を大綱としてご承認いただいたので、その後、これにもとづき、「専行職俸給表適用に際しての審査の統一基準」(ガイドライン)について検討し、「資料19」のとおりまとめた。これについては、後刻ご審議をお願いしたい。

2) 国立大学協会の組織運営の見直しについて

会長から提案のあった、組織運営の見直し(案)について審議した結果、本委員会の所掌事項に実質の変更がないということで、原案を了承した。

3) 委員長の交代について

平成7年11月16日付学長任期満了により退任する田中委員長の後任の委員長について互選した結果、梶井 功（東京農工大学長）を選任した。

4) 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申入れにより、7月17日及び10月17日、専行職問題について懇談した。

(5) 第5常置委員会（江崎委員長欠席により木村委員が代って報告）

1) UMAPについて

大阪で開催した「第4回アジア太平洋大学交流（UMAP）会議は成功裏に終了し、組織委員会は本年6月末をもって解散した。この会議開催のため委嘱したUMAP小委員会委員は解嘱し、UMAP小委員会は新しいメンバーで再発足することになった。第5回UMAP会議は、来年8月、ニュージーランドのオークランドで開催されることになっているが、去る8月16日、17日、同国のクライストチャーチでUMAPワーキング・パーティが開催され、国立大学協会から水岡第5常置委員会委員が出席した。

2) JUSSEPについて

日本へのアメリカ人留学生（主として短期）を増加させるべく、引続き日米協力をすすめている。来る総会に、これまでの活動の経過をまとめた報告書を配付したい。

3) 国立大学協会訪米調査団報告について

去る7月23日から8月5日までの2週間にわたり、国立大学協会訪米調査団は米国の著名な10大学を訪問視察した。その報告書を来る総会に配付したい。

4) 日本・ニュージーランド学術交流協定の

締結について

前回総会で承認された「日本・ニュージーランド学術交流協定」について、去る7月24日、吉川会長がニュージーランド大学長協会 Bruce J. Ross 会長と調印を交わした。

5) 去る10月20日、オーストラリア雇用教育訓練省ロジャー・ピーコック国際局長が国大協に来訪され、国大協の国際交流の現状と見通し等について懇談した。

(6) 第6常置委員会（武藤委員長）

1) 委員長等の交代について

平成7年11月6日付をもって学長任期満了に伴い退任する委員長の後任の委員長に武藤委員（新潟大学長）を選出した。また、人事異動に伴い退任された佐藤専門委員に代り、雨宮 忠東京大学事務局長を専門委員に委嘱することを諮り、承認された。

2) 平成8年度税制改正に関する要望書について

平成8年度税制改正に関し、会長から検討を依頼された「日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係る所得税非課税措置の創設」及び「育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄附金・拠出金に係る住民税の控除制度の創設」に関する要望書の各案について審議した結果、特に異議なくこれを了承した。

3) 平成8年度国立学校特別会計概算要求について

文部省近藤大学課長から、平成8年度国立学校特別会計概算要求について説明をきき、質疑応答を行った。

4) 授業料に関する要望書の作成について

授業料に関する要望書案の作成について、委員長が起草した案文をもとに検討したが、意見

がまとまらなかったため、次期委員長に原案の作成を一任することとした。その後、当日出された意見等を踏まえて新委員長のもとで原案を作成し、これを会長、副会長及び各委員に送付して意見を伺ったうえ最終的にまとめた。それが「資料20」である。これについては、後刻ご審議いただきたい。

5) 国立大学協会の組織運営の見直しについて

会長から提案された、組織運営の見直し(案)について審議した結果、本委員会としては異議なく、これを了承した。

そのほかの報告事項としては、○今村委員から、鹿屋体育大学が同大学の教官向けに作成した、国の予算の仕組みを解説した「国の予算に関する常識事項」について説明をきき、予算に関する教官への啓蒙について意見交換し、これの取扱いについて協議、○教官旅費の改善について、各大学へ調査を行うことも含めて検討したが、この件は大学ごとに事情が異なり調査自体も困難ということで、今回は取り上げないこととした、ことなどである。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(石川委員長)

1) 「卒後臨床研修義務化」の動きへの対応について

文部省医学教育課長から、「臨床研修の義務化」を巡る状況について説明があり、文部省としては、臨床研修はこれまで大学附属病院が中心的役割を果たしており今後ともそうあるべきであると考えてるので、「義務化」には反対である旨述べられた。

2) 「医学部、歯学部、附属病院の課題とその改善について」(予備調査)のアンケート

調査結果について

国立大学医学部、医科大学、歯学部を対象として、これら施設の抱える課題135について、それぞれの重要度、緊急度を意識調査し、その回答を5段階のレベル別に分類整理し「資料13」とおりまとめた。

(8) 大学院問題特別委員会(武藤委員長)

国立大学教官を対象に行った「国立大学大学院に関するアンケート調査」の集計結果にもとづき報告書の取りまとめをすすめているが、このほどこれの「中間報告」を作成した。それが「資料14」である。今後引き続き検討をすすめ、来年3月を目途に最終報告書を取りまとめたい。

「中間報告」の要点を簡単に申し上げると、国立大学大学院は、基礎研究のうえからも、教育研究の後継者養成のうえからも極めて重要であること、研究支援職員の不足をはじめ研究支援体制が不十分であること、優秀な学生の大学院への進学を促すためには奨学金や授業料等について配慮が必要なこと、大学院をもっと社会に拓かれた大学院にしていく必要がある、などの調査結果が出た。最終報告では、職階別、専攻別(文系、理系)、大学種別などによる意識差などの分析結果も加えたご報告ができると思う。

(9) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長)

坪井委員長から、休会しており特に報告することはない旨述べられた。

(10) 教員養成制度特別委員会

(蓮見委員長欠席により野村委員が代って報告)

1) 報告書『大学における教員養成』について

平成5年2月に行った調査にもとづき、『大学における教員養成—教員需給の変化に対応する教員養成のあり方—』の取りまとめをすすめた結果、この7月に報告書が完成したので、これを各大学に送付した。なお、教員養成に携わる教官向けに報告書の要約版（パンフレット）を作成することとした。

2) 附属学校の在り方・役割・条件整備に関する調査研究の実施

少子化に伴って教員需要が減少する中で、教員養成大学・学部の在り方が問い直され、国立大学附属学校についてもその役割、存在意義が問い直される状況にある。そこで、附属学校の在り方と役割並びに条件整備について調査検討することとした。この調査を行うために平成7年度から2年間にわたり科研費を受けられたので、国立大学附属学校すべてに加え各都道府県教育委員会を対象にアンケート調査を行うこととした。

調査は、附属学校の現状に関する基礎的事項の調査、意見調査として、附属学校の①校長、②副校長、③無作為抽出による教員(3分の1)、④各都道府県等教育委員会宛実施することとし、目下調査票を作成中である。

(II) 学術情報特別委員会(木村委員長)

去る10月18日に本委員会を開催し、主として国大協の組織運営の見直し(案)について審議した。後刻の協議の際意見を申し述べたい。

(12) 入試改善特別委員会(井村委員長)

1) 国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領(案)等について

国立大学の入学者選抜は、これまでの「連続方式・分離分割方式併存制」から「分離分割方式」に統合し実施される。そこで、本委員会として平成9年度実施要領(案)等の原案を作成し、各大学に送付してご意見をお伺いしたが、特にご意見はなかった。これについては、後刻ご審議をお願いしたい。また、これとは別に、各大学の平成9年度における入学者選抜第2次試験(一般選抜)の実施(予定)について、①前期、後期それぞれの募集人員の比率、②国大協申合せにもとづく「分割」の例外措置の実施、③後期の合格者発表期日、を伺った。まだ未定の大学も一部あるが、募集人員に対する前期、後期の平均比率は前期72%、後期28%であり、これは努力目標とされている7:3に近く順当な比率になっていると思う。また、「分割」の例外措置は約30校で実施するが、全体の募集人員に対するその比率は1.8%にとどまる。それから、後期の合格者発表日については、3大学が3月24日としているほかは3月23日までに発表することがわかった。

(13) 生涯学習特別委員会(阿部委員長)

去る10月16日に本委員会を開催したが、国大協の組織運営の見直しについてが主たる議題であったので、あとの協議のところで意見を申し述べたい。

5. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、大学入試センター試験に関する次の事項について報告説明があった。

(1) 平成8年度大学入試センター試験の出願状況等について

平成8年度大学入試センター試験の願書受付

を去る10月24日に締め切ったが、志願者数は約57万4千人である。これは昨年より約1万6千6百人上回り過去最高となっている。このため、地区によっては、受験者が予め準備をお願いした数を越えるところが出るので、これらの地区の大学には試験室の増設を煩わせることになるが、当該大学にはよろしくご配慮をお願いしたい。なお、確定志願者数は12月に公表する予定である。

(2) 平成9年度以降の大学入試センター試験について

入試センターでは、平成9年度以降の入試センター試験について、追試験の廃止、得点調整の廃止及び枝間配点の公表を行うこととし、国大協、公大協、高校長協会などにご意見を伺い、そのご了承を得たのち、これを公表し、さらに幅広くご意見を求めた。その結果、得点調整の廃止と枝間配点の公表については、特にご意見がなかったので、予定どおり平成9年度から行うことにしたい。しかし、追試験の廃止については、その後、高校教員を対象に行った説明協議会、国立大学入学者選抜研究連絡協議会などにおいて否定的意見や廃止した場合の救済措置が必要との意見も出され、また、進学情報誌が高校教員へ行ったアンケート調査では約6割が廃止に反対ということである。さらに、試験問題が作りづらいというのが廃止の理由ならば、それは入試センターの機能に問題があるのではないか、という批判の声も聞かれる。このように、追試験を廃止することについては、その後、異論が出ているので、これらを斟酌しこの際、提案を撤回し当面追試験を続行することにさせていただくことにしたい。

以上のような報告説明について、

○ 国大協は当初、追試験の廃止は社会的影響

があり慎重に検討する必要があるという認識をもってしたが、議論のうへ廃止の提案を了承した矢先の撤回であり、撤回のご説明は理解しにくい。

○ 当初から予想された反対の理由をもって撤回の理由とするのは納得しがたい。これまで議論してきたことを説得力の薄弱な理由で撤回することは、入試センターへの信頼感を損うことにならないか。

○ 追試験の廃止を撤回することによって、試験問題を作成する教官の負担がこれまで以上に増えることになるのではないか。これに対する配慮をお願いする。

などの意見が出され、最後に会長から次のように述べられ、了承された。

追試験を廃止することについては、反対意見についても熟慮のうへ決められたわけであるから過去の反対意見が撤回の理由として改めて意味をもつことはないことははっきりしていると思う。撤回には新しい問題が起きてきたと考えざるを得ないが、これ以上説明がいただけないということであれば、理事会としては、追試験廃止の撤回については、判断を留保するということにさせていただくが、なお総会でご意見を伺うことにしたい。

II 協 議

1. 国立大学の予算規模の拡大について

西澤理事の提案で、科研費を含め国立大学の研究予算の拡大方策について意見交換が行われ、主として、○研究予算の持続的拡大の必要性の大学内外へのアピール（特に、文部省、各大学事務官の理解が不可欠）、○財政投融资資金投入の可能性、○常置委員会での多角的検討の必

要、等の意見が出された。

2. 常置委員会委員（教員）の選任について

会長から、この10月で2年の任期が満了になる教員委員の選任については、各常置委員会委員長からご推薦いただいた候補者案「資料15」のとおりとしてよろしいか、と諮られた。

これについて異議なく、承認された。

3. 国立大学協会の組織運営の見直しについて

会長から次のように述べられた。

前回6月総会において、国大協の組織運営を見直すこととし、常務理事会で具体的見直し案を作成することが了承されたので、その後、常務理事会で検討のうえ原案をまとめ、これを各常置委員会及び各特別委員会に提示してご意見を伺い、いただいたご意見を参考に一部修正を加えて原案を作成した。それが「資料17」である。組織運営の改正の要点は、

- 常置委員会について、その数を6から7にするとともに、現状常置委員会の機能を考慮し、また新たな課題を加え、所掌事項を若干変更する。
- 委員構成については、平成9年6月総会までの間を移行期間とし、①学長委員は、第1常置委員会から第6常置委員会まで現行どおりとする。新設の第7常置委員会については、第1常置委員会から第6常置委員会までの委員の中から選任し、選任された委員は両委員会の委員を兼ねる。②教員委員の地区別定数は現行18名から21名にする。
- 第7常置委員会の最初の委員長は会長の指名とする。
- 現行特別委員会は、原則として常置委員会の改組に伴い廃止する。ただし当面審議して

いる課題があって改組になじまない場合にかぎり、審議が終了するまで存続する。

- 特別委員会の設置については、常務理事会で審議し、理事会に諮る。
- 特別委員会を設置する場合は、課題を定め、設置期間は原則として2年以内とする。
- 特別委員会の委員構成については、常務理事会で審議し、理事会に諮る。
- 常置委員会のもとに専門家を含めた小委員会を設置し、審議、提案を行う。
- 小委員会を設置する場合は、設置期間は原則として2年以内とする。
- 小委員会の委員の構成については、常置委員会で審議し、常務理事会に諮る。
- 小委員会の委員の数は、原則として10名以内とし、その選任については常務理事会に諮る。
- 常置委員会又は特別委員会のもとに、委員会の審議事項について準備、処理する必要があるときは、作業委員会を置くことができる。
- 改組の時期は、平成7年11月とする。ことなどである。これについて各委員会のお考えも含めてご意見をいただきたい。

以上のように説明があったのち、各委員会委員長から次のような報告及び意見があった。

- (金森第1常置委員会委員長) 組織運営の見直し案を審議した結果、常置委員会の改組及び特別委員会の取扱いについては原案に賛成する。ただ、当初の案では「早急に審議すべき課題」として例示され第1常置委員会に割り当てられた「臨時定員問題」、「教員養成」及び「医学教育」について、「臨時定員問題」については、どのようなスタンスで何を議論するかが不明である、「教員養成」及び「医学教育」については、緊急の課題であれば、当面

現に存在する特別委員会が継続して審議すべきではないかということで、この課題を第1常置委員会の小委員会として取り込むのは時期尚早ではないか、という意見となった。

○(野村教員養成制度特別委員会委員) 教員養成は取り組むべき課題を多く抱えているので、教員養成を主要な課題とする常置委員会を設置してほしい。それが不可能ならば、常置委員会の下に小委員会を定めてほしいが、その場合でも、短期的ではなく恒常的な位置づけを与え、委員構成を現在の特別委員会小委員(8名)を加えた相当規模にしてほしい。その名称も、一般大学にも関係する問題を扱うので、原案に示された「教員養成大学の課題」から「教員養成」に改めることを希望する。なお、科研費により2年間にわたり調査を始めたところであるので、報告書の作成が完了するまで現組織が続けられるようお願いしたい。

○(石川医学教育に関する特別委員会委員長) 医学教育は多岐にわたる課題を抱え、長期に検討を継続する必要があるため、設置の形態は、小委員会でも、特別委員会でも結構だが、2年の期限が終了後、なお課題がある場合には延長を認めていただきたい。

○(武藤大学院問題特別委員会委員長) 現在、「国立大学大学院に関するアンケート調査」結果の「最終報告書」の作成を来年3月を目途にすすめているところであり、それまで現在の特別委員会を続けることをお認めいただきたい。その後は、新しい第7常置委員会に引継いで大学院問題について積極的に検討していただくことを希望する。

○(木村学術情報特別委員会委員長) 学術情報特別委員会を常置委員会に吸収する改正案に

反対ではないが、図書館の問題は永続的検討が必要であるため、どこかで取り組む必要があるという意見が多数を占めた。現在提案されている案では、本委員会の所掌事項を第5常置委員会に取り込むことになっているが、図書館が生涯学習と深く関わってくることを考えると、むしろ第7常置委員会の方が適当なのではないかという意見となった。また、小委員会は設置期間が2年にかぎられるが、図書館の問題は、特に文系は研究そのものが直に図書館に関わるので、息の長い小委員会があってもよいのではないか、という意見もあった。

○(阿部生涯学習特別委員会委員長) 組織運営の見直し案について、生涯学習特別委員会では2つの意見があった。一つは、生涯学習は今後大学が行うべき重要な課題であるから、独立した常置委員会を置くべきだという意見と、他方、生涯学習は大学院との関係が深いので、提案どおり、生涯学習を大学院、研究とともに第7常置委員会の所掌事項に含めることでよい、という意見であったが、委員会として敢えて意見をまとめなかった。また、委員会の構成について、第7常置委員会もっている課題の多様性からいって、もう少し構成員数が多くてもよいのではないかという意見があったが、全体としては、常置委員会の提案に反対はなかったと思う。

○(井村入試改善特別委員会委員長) 国立大学の入学者選抜は平成9年度から「分離分割」に統合することに決定し、その「実施要領(案)」等もまとまったので、入試特別委員会は一応その任務を果たしたと考えており、今後は第2常置委員会に統合されることに賛成である。ただ、国大協として、入試の将来ビ

ジョンをもつ必要があり、たとえば、①入試センター試験のあり方、②18歳人口減少の中での入試のあり方、③入学者選抜における評価尺度の多様性、などについて第2常置委員会の中に小委員会を設けて検討をすすめていただきたい、というのが希望である。

- (坪井教養教育に関する特別委員会委員長) 教養教育の重要性は多くの方が指摘しているところであり、本特別委員会が廃止されたのちも、引続き常置委員会で検討していただけるものと思うが、提案の常置委員会の所掌事項に記されていない。第3常置委員会の学部教育に含まれるとも解釈できようが、できれば、「学部教育」と並んで「教養教育」を第3常置委員会の所掌事項として明記していただきたい。

ついで、組織運営の見直し(案)について審議が行われた。

その結果、

- 常置委員会の所掌事項について、第5常置委員会の「学術情報」を第7常置委員会に移す。また、第3常置委員会に新たに「教養教育」を加える。
- 入試の将来ビジョンを検討する小委員会を第2常置委員会の下に設置する。
- 「教員養成」及び「医学教育」は、委員会を廃止したのち、改めてそれぞれ特別委員会を設置する。この場合、第1常置委員会との連携に配慮し、また、委員は専門分野以外からも加えることとする。
- 「早急に審議すべき課題」から「臨時定員問題」を削除する。
- 改組に伴う委員会委員の構成について、第7常置委員会を原案の13名から15名に増員する。

ことなど、原案に所要の修正を加えたうえ総会に提案することが了承された。

4. 教員の任期制について

第1常置委員会の金森委員長から、同委員会がまとめた「大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学教員の任期制について—」についての国大協意見(案)について、「資料18」にもとづき次のように説明があった。

意見(案)は、審議会における今後の審議の参考にしていただくことを念頭に、「審議の概要」の項目に従ってそれぞれ意見を述べたのち、最後に総括的に意見を述べる形でまとめた。この要点は次のようである。

任期制導入の意義として種々理由が挙げられているが、これに対し、人事交流が促進されるというけれども、それほど万能なものではない。また、業績評価と任期制は必ずしも直結するものではないし、組織再編の円滑化ということも、その効用をあまり大きく評価できない。若手が多様な経験を積むことについては、一般的には賛成であるが、分野とか研究者の資質によっては“その道一筋”ということをして可能にしないといけない。

次に、任期制導入の基本的方向は大学の判断に委ねるとしていることには賛成であるが、大綱的事項について法令上明文化する場合、導入の形態及び実施方法について大学に大幅なヴァリエティを許すべきである。

任期制の対象教員については、教授については例外的な場合を除いては任期なしが適当であり、助教授についても限られた範囲であるべきである。助手についても、教育研究の支援職員と見做される場合は任期なしが適当である。また、法令改正に当たっては、学校教育法に規定

された職務をより実態に即した表現に改める必要がある。たとえば、助教授は教授に協力することがあっても、独立した研究者、教育者としての能力を要求されるのが普通であるが、教授を助けるという現行の定義では、それと整合性をもつ審査基準を定めることが難しい。助手については、職務に応じた区分と適切な名称変更がのぞまれる。

再任の取扱いについては、制度が円滑有効に機能しているときには、たとえば、1年刻みの延長を認める等の措置が許容されてよい。

任期制を導入する単位は、学部、学科あるいは課程であることも必要である。

審査基準の公表については、元来、採用の場合でも、基準を定めることは困難であることを考えると、具体的審査基準を定めることは困難ではないか。

任期制導入に伴う措置として、任期制を導入する大学に教育研究条件の整備の支援措置が提案されているが、任期制の導入と教育研究条件の整備をリンクさせることは適切でない。

以上を総括して、「任期制を可能にする方向で審議されていることに敬意を表したい。しかし、任期制は、教育研究活性化の手段であり、それ自身達成すべき目標となつてはならない。また、アカデミック・フリーダムを確保することの重要性、さらに、諸外国では任期制を一律に適用している例がなく、任期制が諸外国から人材を獲得する際の障害になり得ること、ポストの数の増加及び十分な処遇の改善によって研究者への道が若者を惹きつける十分な魅力をもつようになることが何より重要」とした。

以上のような説明について、若干意見交換があったのち、会長から、「審議の概要」についての意見案の総会提出について諮られ、了承され

た。

5. 教室系技術職員の専門行政職俸給表適用について

第4常置委員会の田中委員長から次のように説明があった。

前回6月総会において、本委員会が提示した「まとめ」を大綱としてご了承いただいたので、その後「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査の統一基準」について検討した結果、これの成案を得ることができた。それが「資料17」である。

本基準案は、国大協としての基本的考え方を表明するという立場で作成したものであり、教室系技術職員の専門行政職移行について、①主として事務等に従事する者は対象から除く、②全員移行を目指しつつ、③当面移行時にできるだけ多数適用されるようにする、④適用されなかった者について移行後資格認定試験の受験機会を公平に与える、という考え方である。

以上のように述べられ、引続き配付資料に基づき、概要次のような説明があった。

○ 適用範囲は、研究教育に関わる技術開発及び技術業務並びに学部学生の実験・実習の技術指導及び大学院学生の研究の技術指導等を独立して行う職務で、具体的には、基準(案)に示した①～⑥の職務内容に従事する技術職員。

○ 資格基準としては、原則として、国家公務員採用I種試験及びII種試験の技術系の試験区分の合格者とし、そのほか、資格基準に準ずる者として、①国家公務員上級及び中級試験の合格者、②大学卒以上で試験対象官職以外の人事院公示適用による選考採用者、③建築士、技術士など国家試験の合格者、④修士

の学位などを有する者、⑤業績が修士課程修了程度の専門的知識、能力を有すると認められる者等に適用を認める。

○ 専門行政職俸給表の枠の設定については、6つの職務に従事する者が在職する官職すべてを定数とする（行政職俸給表(→)への定数流用を可能とする）。

○ 資格基準に準ずる者について、移行時における取扱いとして、統一基準に該当する者のほか、①特に高度の専門的知識、経験を必要とする業務を独立して行っている行政職俸給表(→)4級以上の者、②大学卒で担当する職務内容に関する専門的知識、能力を有する行政職俸給表(→)2級以上の者、③国家公務員採用Ⅱ種の各技術系専門試験に準ずる試験の合格者、にも適用の資格を認める。

○ 資格試験に準ずる者について、移行後の取扱いとして、統一基準に該当する者のほか、国家公務員採用Ⅱ種の各技術系専門試験に準ずる試験の合格者に適用の資格を認める。この試験は、全国統一試験とし、人事院が実施する。試験については、科目ごとの単位制を検討する。また、受験資格については、Ⅱ種試験の受験資格を考慮し、次に掲げる基準に該当する者(基準(案)の2ページ①～④(略))とする。

以上の説明があったのち、会長から、「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査の統一基準」(案)の総会提出について諮り、了承された。

6. 国立大学の授業料のあり方について

第6常置委員会の武藤委員長から、「国立大学の授業料について(要望)」(案)〔資料20〕について説明があった。

ついで、会長から、同要望(案)について諮った結果、異議なく承認され、これを直ちに大蔵省及び文部省に提出要望することとした。

7. 国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領、実施細目について

入試改善特別委員会の井村委員長から、「国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領、実施細目」(案)〔資料21〕について、前年度との変更点を中心に説明があった。

ついで、会長から、同(案)の総会提出について諮り、異議なく了承された。

8. 「大学審議会大学教育部会における審議の概要—高等教育の一層の改善について—」についての意見(案)について

金森第1常置委員会委員長から次のように諮られた。

委員会報告の際ご説明した「大学審議会大学教育部会における審議の概要—高等教育の一層の改善について—」についての意見(案)〔資料11〕について、①コアカリキュラムの作成に関し、大学関係団体がコアカリキュラムを作成することには問題があるのではないかと、②財政的援助に関わり、施設の整備がまだ不十分であることを強調すべき、とのご意見をいただいたので、これを踏まえて文言等を一部修正したい。

この修正提案について異議なく、金森委員長に一任して修正原案を作成のうえ文部省高等教育局にこれを提出することとした。

9. その他

(1) 当面する諸問題について

会長から諮り、次回総会で審議する「当面する諸問題」として、「教員の任期制」の問題と

もに「高等教育の改善について（大学審議会大学教育部会における「審議の概要」に関連して）」を議題に予定することが了承された。

(2) 第97回総会の日程について

会長から、来る11月15日、16日両日開催の第97回総会の日程を「資料21」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

(3) 第98回総会の日時・場所等について

会長から、次回の来年6月総会の日時・場所

を「資料22」のとおり予定したいので、ご了承いただきたい旨述べられ、異議なく了承された。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に、近く学長の任期満了に伴い退任される田中東京水産大学長（第4常置委員会委員長）及び和田九州大学長（第6常置委員会委員長）から退任の挨拶があり、会長から両学長へ謝辞が述べられた。

以上をもって閉会した。

第97回 総 会 (第1日)

日 時 平成7年11月15日(水) 10:00~16:15
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

初めに吉川会長から次のように述べられた。
ご多忙のところご出席いただき厚くお礼申し上げます。

今総会は定例総会であり、2日間にわたって各委員会からの審議状況のご報告をいただくとともに、「国立大学協会の組織運営の見直しについて」等いくつかの案件について、ご審議をお願いしたい。なお、今回から、議事の運営について報告事項と協議事項を分けて行うこととしたので、よろしくをお願いしたい。

なお、大学入試センター試験等についてご説明願うため、後刻大学入試センターの高橋所長にもご出席いただくこととしたので、ご了承願いたい。

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 日程について

会長から、今回総会の日程については、「資料3」のとおり行いたい旨諮られ、了承された。

I 報告事項

1. 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。(「資料4」)

(大学名)	(前任)	(後任)
北海道教育大学	谷本 一之	藤井 英嘉
図書館情報大学	小野寺和夫	吉田 政幸
東京医科歯科大学	山本 肇	鈴木 章夫

東京外国語大学	原 卓也	中嶋 嶺雄
愛知教育大学	將積 茂	仲井 豊
滋賀大学	尾上 久雄	加藤 幹太
高知大学	中内 光昭	立川 涼
九州大学	和田 光史	杉岡 洋一

2. 委員長の交代について

(委員会名)	(旧委員長)	(新委員長)
第4常置委員会	田中 昌一 (東京水産大学長)	梶井 功 (東京農工大学長)
第6常置委員会	和田 光史 (九州大学長)	武藤 輝一 (新潟大学長)

3. 常置委員会委員(教員)の選任について

会長から、この10月で2年の任期を満了した教員委員については、去る11月6日(月)開催の理事会で「資料5」のとおり選任された旨報告があった。

4. 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項については「資料6」にその概要が記されているが、ここでは簡単にその要点をご報告することとし、その他の事項については、「国立大学事業報告」(「資料7」)を、また、国大協あての要望書については、「国大協宛要望書一覧」(「資料8」)をご参照いただきたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 要望書の提出について

1) 6月の第96回総会で承認された「国立大

学教官等の待遇改善に関する要望書」については、7月12日に人事院総裁、大蔵大臣、文部大臣ならびに各関係官に同要望書を提出、その実現方を要望した。

2) 6月の第96回総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、9月25日に総務庁長官、文部大臣ならびに各関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。

3) 平成8年度税制改正に関し、「日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係る所得税非課税措置の創設」ならびに「育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄附金・拠出金に係る住民税の控除制度の創設」についての要望書を、9月25日、自由民主党政務調査会に提出した。(「会報」第150号参照)

4) 国立大学の授業料について、「資料9」とおり、11月8日に大蔵省主計局長ほか関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。

(2) 審議会等への意見提出について

1) 文部省高等教育局から、「大学審議会組織運営部会における審議の概要(その2)―大学運営の円滑化のための具体的方策について―」につき意見を求められたので、金森第1常置委員会委員長に依頼し、8月21日、意見を提出した。(「会報」第150号参照)

2) 高等教育局から、「大学審議会大学院部会における審議の概要―大学院の教育研究の質的向上について―」につき意見の提出を求められたので、井村副会長に依頼し、8月24日、意見を提出した。(「会報」第150号参照)

3) 学術国際局から、学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保について―中間まとめ―」につき意見の提出を求められたので、金森第1常置委員会委員長に依頼し、9月6日、意見を提出した。(「会報」第150号参照)

(3) 「生涯学習と高等教育に関するフォーラム」の後援名義の使用について

国立教育会館社会教育研修所長から、高等教育機関と地域との連携等について研究協議する「生涯学習と高等教育に関するフォーラム」の後援名義の使用について申出があり、この取扱いを7月18日開催の常務理事会で協議し、了承した。

(4) 全国高等学校長協会との懇談について

9月29日、国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会が開催され、高校教育改革と大学入学者選抜等について懇談した。

(5) ニュージーランド大学長協会との学術交流協定の締結について

6月の第96回総会において承認された国立大学協会とニュージーランド大学長協会との学術交流協定の締結について、去る7月24日、吉川会長がニュージーランドのマッセイ大学において、学術交流協定及び覚書の調印を行った。(「会報」第150号参照)

(6) オーストラリア連邦雇用教育訓練省ロジャー・ピーコック国際局長との懇談について

10月20日、ロジャー・ピーコック国際局長が当協会を訪れ、第5常置委員会委員と国際交流について懇談した。

(7) 全国大学高専職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申入れにより、去る7月17日及

び10月17日、教室系技術職員の専行職移行問題について、懇談した。

5. 『文化学術立国をめざして—国立大学は訴える—』の発刊について

初めに会長から、冊子の完成の報告と協力に対する謝辞が述べられたのち、引続き井村副会長から次のように述べられた。

昨年6月総会で「国大協白書」を出版することをお認めいただいたので、その後編集委員会を発足させて具体的作業をすすめてきた結果、冊子としてこれを取りまとめることができた。本書によって国立大学についての社会的理解が少しでも多くすすむことを期待するものである。なお、ご覧いただき、お気づきの点をお聞かせいただければありがたい。

6. 各委員会委員長の報告

各委員会の報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより「各委員会委員長の報告」に移るが、委員会の審議状況の要旨を「資料10」として配付してあるので、ご参照いただきたい。なお、協議事項については、別議題としたのでその時にご説明願うこととし、ここでは報告事項のみお話しいただきたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から概ね次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（金森委員長）

平成7年10月24日(火)、本委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 委員の交代等

学長の任期満了に伴い立川高知大学長が委員

に就任（9月20日付）した。また、人事異動に伴い、雨宮東京大学事務局長及び岡林大阪大学事務局長を新しく専門委員に委嘱することを決定した。

2) 学術審議会及び大学審議会の報告に対する意見案作成の報告

会長の会務報告にあったとおり、学術審議会の「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」（中間まとめ）及び「大学審議会組織運営部会における審議の概要（その2）—大学運営円滑化のための具体的方策について—」についての意見案を委員長責任で作成した旨報告した。

3) 国立大学協会の組織運営の見直し（案）について

会長からの提案を審議した結果、常置委員会の改組及び特別委員会の取扱いについては原案に賛成することで意見が一致した。ただ、早急に審議すべき課題として例示され本委員会に割り当てられた事項（「臨時定員問題」、「教員養成大学の課題」及び「医学教育」）については、理事会、総会において再考を求めることとした。

4) 大学審議会組織運営部会の審議概要（大学教員の任期制）及び同教育部会の審議概要（高等教育の一層の改善）についての意見案のまとめについて

文部省高等教育局から本協会に意見の提出を求められた「大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学教員の任期制について—」についての意見案をまとめるよう会長から依頼されたので、この取りまとめ方について討議した結果、任期制を可能にすることに賛意を表すが、今後の審議の参考にしていただくため、「審議の概要」の項目に従って問題点を指摘する形で意見案を作成した。それが「資料20」である。

また、「大学審議会大学教育部会における審議の概要—高等教育の一層の改善について—」について、高等教育局から意見の提出が求められ、会長から本委員会にこの意見案の作成を依頼されたので、委員長が各委員の意見を参考に原案を作成し、理事会で出された意見を踏まえてこれに若干文言修正を加えて成案を得た。それが「資料19」である。この両案については、後刻ご審議いただきたい。

5) 今後のわが国の研究援助システムについて

最近、補正予算その他種々の費目で大学の研究活性化が図られているが、国大協としてその全般を把握し、研究援助システム全体について意見をまとめる必要があると考えた。しかし、現在常務理事会で検討されている本協会の組織運営の見直し案では、新しく第7常置委員会を設置しそこが「研究」を扱うことが提案されており、将来第7常置委員会が発足すればそちらで取り上げる問題であろうということで、今後の検討事項とすることとした。

(2) 第2常置委員会（加藤委員長）

平成7年10月27日に本委員会を開催し、主として次の事項を審議した。

1) 全国高等学校長協会との懇談について

会長からの会務報告にあったとおり、去る9月29日(金)に全国高等学校長協会と本協会との懇談会を開催し、高校側から新教育課程実施に伴う高校教育改革と大学入試に関する高校の実態や高校教員へのアンケート調査結果の報告を受け、それにもとづき意見交換した。

高校側から、特に、①新学習指導要領にもとづく新しい学力観（多くの知識を一方向的に教え込む教育ではなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判

断力、表現力などを学力の基本とする）の定着が未だ不十分、②ゆとりある教育を目指し週5日制が推進されているが、いわゆる進学校ほど多様な授業科目に対応したカリキュラムの編成が困難なため、ゼロ時限目とか7時限目、8時限目にも授業を設定せざるを得ない、③予備校への依存が予期に反してふえる心配がある、④私学の進学校は週5日制を指向していないので、私学への進学の傾斜が強まるのではないかなどの心配が表明された。

2) 大学入試センターからの報告

① 平成8年度大学入試センター試験の志願者数について

去る10月24日に出願を締め切った平成8年度大学入試センター試験の志願者数は前年度を約1万6千人上回る約57万4千人であり、史上最高となった旨報告があった。

② 平成9年度からの大学入試センター試験について

大学入試センターから、平成9年度以降の大学入試センター試験の追試験の廃止、得点調整の廃止及び枝間配点の公表、のいわゆる3点セットについて、得点調整の廃止と枝間配点の公表については予定通り平成9年度から実施したいが、追試験の廃止の提案については撤回したい旨説明があった。

撤回の理由としては、○各国立大学において追試験に代る救済措置を講じることは困難、○高校教育へのアンケート調査で約6割は追試験の廃止に反対している、○毎年3セットずつ良問を確保するのが困難というのが廃止の理由ならば、大学入試センターそのものの存廃が問われるのではないかと、といった議論が起こってきたので、この際、追試験を廃止する提案を撤回し、当面は引き続き追試験を実施することにした

い、ということであった。

この説明について、本委員会では、追試験の廃止を含めて大学入試センターの提案を止むを得ないとの結論に到達した段階での突然の方針変更であったが、結論的には提案者が撤回されたことであるので、この件は報告事項の取扱いとして、承った。

③ 大学入試センター試験及び個別学力検査の個人別成績開示請求について

横浜市立大学の学生から、大学入試センター試験及び個別学力検査の個人別成績の開示を求めて国と横浜市を相手に訴訟が起こされているが、大学入試センターとしては、従来通り個人別成績については非開示としたい、ということであった。

④ 平成9年度以降の大学入試センター試験に係る成績提供について

平成9年度以降の大学入試センター試験について、新教育課程履修者が誤って旧教育課程履修者用の科目を解答してしまった場合や、指定された解答問題数を越えて解答してしまった場合の各大学への成績提供の方法について説明があった。

3) 入試改善特別委員会からの報告

提起されている国大協の組織改組案によると、入試改善特別委員会は廃止され、入試の問題を扱うのは第2常置委員会に一本化されることとされているが、これに伴う入試改善特別委員会から第2常置委員会への申入れがあった。その内容については後刻入試改善特別委員会からご報告いただけるものと思う。

4) 高等学校の総合学科卒業の入学志願者への対応について

文部省大槻大学入試室長から、平成6年度から新設された総合学科の卒業生が平成9年度か

ら出るに伴い、総合学科卒業の入学志願者のうち、専門高校卒業生とほぼ同等の履修をしている者について、専門高校卒業生選抜の出願対象とすることができる取扱いをしてほしい、そのため、入学者選抜実施要項を一部改正したい旨説明があり、基本的にはこれを了承した。

5) 平成8年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について

当該大学が追加合格者を決定するについては、既に他大学に入学手続を済ませている者を対象者とし、大学間の情報交換の具体的な取扱いを定めているが、平成8年度についても従来通り実施することとした。

6) 平成9年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

平成9年度から入学者選抜が「分離分割方式」に統合されるが、「申合せ」によって、試験日程に関する特例措置については、当該大学の申出により、第2常置委員会と協議することになっている。この「申合せ」に基づき、東京芸術大学から、実技検査に長期間要するとの理由で特例措置について協議があり、審議の結果これを了承した。

7) 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について

常置委員会の改組及び特別委員会の廃止を含む組織運営の見直し案について委員長から説明し、委員会としての意見について協議した。

8) 第2常置委員会の教員委員について

9) 平成9年度からの私費外国人留学生統一試験について

(財)日本国際教育協会から、新高校学習指導要領に基づく試験科目の変更に従って平成9

年からの私費外国人留学生統一試験を実施したいとの提案があり、これを了承した。

(3) 第3常置委員会(佐々木委員長)

1) 外国人留学生の学生生活等に関するアンケート調査結果について

外国人留学生の学生生活の改善に資することを目的に、本年3月、各大学にお願いした「外国人留学生の学生生活に関するアンケート」の集計結果について、去る6月総会に中間的にご報告したが、このほど報告を「資料11」のとおりとりまとめた。なお、留学生の問題は第5常置委員会とも関わる問題であるので、報告書の取りまとめにあたり、第5常置委員会との合同委員会をもち、その意見を聞いて最終的に作成した。

調査項目は、①学生数、②宿舍の設置状況、③奨学金等、④学位授与状況、⑤日本語教育、⑥地域との交流、⑦留学生の抱える問題などのほか、任意抽出した留学生約1,000人から自由意見を聞いた。

報告書の項目に沿って主な点をご報告したい。

- 日本語能力の現状と抜本的改善等の必要
日本語教育を行う環境が必ずしも十分整っていないこと、留学生のもっている日本語能力がまちまちであること、各大学でしかるべく補習の必要があるが、そのための教員の配置、予算措置が不十分である。

○ 教育・研究指導

留学生間で学力に差がみられる。また、基礎学力、基礎訓練が不足したまま来日している留学生も少なくない。それらの留学生の学力をあるレベル以上に引上げるためにはそれ相応の特別な教育が必要であり、大学として

補習などの措置が不可欠になっている。

○ 経済的条件

宿舍については、順次整備されているが、多くは入居期間が1年間に限られている状況にある。留学生が増加する中で、借上宿舍、宿舍補助(保証金、敷金、仲介料を含め)などが検討されるべきである。

○ 日本での生活

入国に際しての入国管理局に対する身元保証人、民間住居への入居契約時の貸主に対する私法上の連帯保証人を教官が引受けざるを得ないといった問題がある。この問題の改善には機関保証制の導入が望まれる。

○ 支援事業体制の確立等

留学生の受入れをスムーズに行い、留学生の学生生活のアメニティを高めていくには、担当職員の増員を含めて留学生関係の支援事務体制の充実を図らねばならない。

そのほか「資料11」に、多岐にわたり問題点を指摘しているので、それをご覧いただきたい。

いずれにしても、現状、留学生の受入れ体制はまだ不十分であり、「留学生受入れ10万人計画」に沿って、数だけ増やしても留学生は不満をもって帰国するということにもなりかねない。留学生がわが国に良い印象をもって帰って貰えるよう、十分な配慮を関係機関に期待したい。

(4) 第4常置委員会(田中委員長)

前回総会以降、本委員会を1回(10月17日)、小委員会を3回(7月17日、9月4日、9月28日)開催した。主要な審議事項は次のとおりである。

- 1) 教室系技術職員の専門行政職移行について

前回総会において、「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況についてに対する回答を踏まえての提言』についての意見調査（まとめ）」が大綱として承認されたので、その後、これに基づき「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査の統一基準」（ガイドライン）について検討し、「資料17」の成案を得た。後刻、これについてご審議いただきたい。

2) 国立大学協会の組織運営の見直し（案）について

会長からの提案を審議した結果、本委員会の所掌事項に実質の変更がないということで、原案を了承した。

3) 要望書の作成について

会長からの会務報告にあったとおり、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を取りまとめ、関係省庁関係官に提出、要望した。

4) 次期教員委員候補者の推薦について

会長からの報告のとおり、任期満了に伴う本委員会の次期教員委員候補者を推薦した。

5) 次期委員長の選任について

田中昌一委員長の学長任期満了（平成7年11月16日）に伴う後任の委員長について互選の結果、梶井功委員（東京農工大学長）を選任した。

6) 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

会長からの会務報告のとおり、全大教からの申入れにより、7月17日と10月17日の2度、専行職問題について懇談した。

(5) 第5常置委員会（江崎委員長）

1) UMAP (University Mobility in Asia and the Pacific) について

UMAP は、アジア太平洋地域の大学間の学

生・教育者・研究者の交流を促進することを目的としており、もともとオーストラリアの学長会議(AVCC)が提案し、ヨーロッパにあるエラスムスを範として組織されたものである。配付資料の「UMAP」(英文)にその概要が記されているが、目下、特に力を注いでいるのは、短期、双方向による学部学生の交流である。第1回のUMAP会議は1991年、オーストラリアのキャンベラで開催され、第2回が韓国のソウル、第3回が台湾の台北、そして第4回が昨年12月大阪で開催された。大阪会議開催のため設置した組織委員会は本年6月末をもって解散し、また、同じく大阪会議開催のため委嘱したUMAP小委員会委員は解嘱し、同小委員会は新しいメンバーで再発足することになった。

第5回UMAP会議は、来年8月、ニュージーランドのオークランドで開催されることになっているが、去る8月16日、17日にニュージーランドのクライストチャーチでワーキング・パーティが開催され、本協会から当委員会の水岡委員が出席した。

2) JUSSEP (Japan-United States Student Exchange Program) について

1993年4月開催の第16回カルコン（日米文化教育交流会議）で、日米間の学生交流のアンバランスを是正するため、日本の国立大学で学ぶ米国人学部学生の数を増やすことが提案され、これをうけて日本側では、同年5月、第5常置委員会のもとにJUSSEP小委員会を設けてこの問題の対応にあたっていくこととした。その後、JUSSEP小委員会とこの問題の米国側の窓口であるAAC&Uとで協議した結果、両者合同で米国からの短期留学生（Junior Year Abroad）のためのカリキュラムのモデルプログラムを開発することとし、以来その作業をすす

めている。それらの詳細については、配付の『JUSSEP 小委員会経過報告書』にこれまでの経過を記してあるので、それをご覧いただきたい。

JUSSEPもUMAPと同様、学部学生を中心に短期、双方向により、大学間で交流協定を結びその協定のもとに相互に学生を交換し合うものであるが、JUSSEPは日本への留学の最大の障害である日本語の習熟を回避するため英語による授業を行うことにより、米国学生のわが国への留学を促そうというものである。予定されるカリキュラムのモデルプログラムとしては、アート&サイエンス、リベラルアーツ、ビジネス(エコノミックスを含む)、エンジニアリングの各分野である。

3) 国立大学協会訪米調査団報告書について
各大学で大学改革がすすめられていると思うが、この時期に米国の大学事情を視察することはその点から意義があるものと考え、本委員会として訪米調査団の派遣を計画した。その結果、22名の参加者を得て、去る7月23日から8月5日までの2週間にわたり米国の著名な大学10大学(東海岸から5校、西海岸から5校)を訪問視察し、少なからぬ成果を収めることができた。その報告を『平成7年度国立大学協会訪米調査団報告書』として取りまとめた。

4) 日本・ニュージーランド学術交流協定の締結について

会長からの会務報告にあったとおり、去る7月24日、吉川国大協会会長がBruce J. Ross ニュージーランド大学長協会会長と「日本・ニュージーランド学術交流協定」及び覚書の調印を行った。内容としては、以前オーストラリアとの間で結んだ学術交流協定と殆ど同じであり、国大協とニュージーランド大学長協会との間のアン

ブレラ・アグリーメントである。各大学がニュージーランドの大学と個別に協定を結ぶ際、その助けになるものと思う。

5) オーストラリア雇用教育訓練省ロジャー・ビーコック国際局長等との懇談について

去る10月20日、オーストラリア雇用教育訓練省のロジャー・ビーコック国際局長と面談し、国大協の国際交流の現状と見通し等について懇談した。その後、オランダの教育大臣が来訪し面談したが、将来オランダとの間でもアンブレラ・アグリーメントの可能性が考えられると思う。

(6) 第6常置委員会(武藤委員長)

平成7年9月25日、本委員会を開催し次の事項について審議した。

1) 専門委員の委嘱について

人事異動で退任された佐藤國雄専門委員に代り、雨宮 忠東京大学事務局長を専門委員に委嘱することを諮り、承認された。

2) 委員長の交代について

本年11月6日付をもって学長任期満了に伴い退任する委員長の後任の委員長に武藤委員(新潟大学長)を選出した。

3) 平成8年度税制改正に関する要望書について

平成8年度税制改正に関し、会長から検討を依頼された、「日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係る所得税非課税措置の創設」及び「育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄附金・拠出金に係る住民税の控除制度の創設」に関する要望各案について審議した結果、特に異議なく、これを了承した。

4) 平成8年度国立学校特別会計概算要求に

ついて

近藤大学課長から、平成8年度国立学校特別会計概算要求について説明を聞き、質疑応答を行った。

5) 授業料に関する要望書の作成について

前回委員会において、授業料の増額改定及び学部別格差などの動きがあった場合にいつでも対応できるよう予め要望書案を準備しておくことが了承されたので、委員長が起草した案文をもとに検討したが、当日は意見がまとまらなかったため、次期委員長に原案の作成を一任することとした。その後、当日出された意見を踏まえて新委員長のもとで原案をまとめ、これを会長、副会長及び各委員に送付して意見を伺ったうえ最終的に要望書を作成した。それが、「資料9」である。これを、会長からの会務報告にあったとおり、去る11月8日、文部省、大蔵省に提出し要望した。

6) 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について

会長から提案のあった「国立大学協会の組織運営の見直し(案)」について審議した結果、本委員会としては異議なく、原案を了承した。

7) 次期教員委員候補者の推薦について

会長から報告があったとおり、本年10月末をもって2年の任期を終了する本委員会教員委員の次期候補者については、3名いずれも現委員を推薦することとした。

そのほかの報告事項としては、

- 今後、財政問題を検討するうえで参考になる、日本私立大学連盟が取りまとめた冊子「高等教育財政構想」を配付した。
- 今村委員から、鹿屋体育大学が同大学の教官向けに作成した、国の予算の仕組みを解説したパンフレット(「国の予算に関する常識事

項」)について説明を聞き、予算の仕組みについての教官への啓発について意見交換し、これの取扱いを協議した。

- 教官旅費の改善ができないか、各大学へ調査を行うことも含めて検討することを考えたが、教官旅費については、大学によって事情が異なり調査自体も困難ということで、今回は取り上げないこととした。

ことなどである。

ついで、会長から、授業料問題について次のように述べられた。

今回は、授業料の学部別格差は抑えられたようだが、将来案観は許されない。われわれは、日本全体が若者が高等教育を受けることに対し一種の期待感を持っており、授業料の額にその期待感の意義が籠められているという論点から、高くすべきでないという主張をしているが、それは財政当局と行き違っている。財政当局は、財政事情を理由に財源を探さなければならないと言うが、財政がそれほど悪い状況でない時であっても学費の引上げを行ってきた。そういうことから、授業料問題については、今後広く関係者等の意見をきき、授業料の考え方について何とか一致点を見出すよう財政当局と話し合っていく必要があるように思う。そうでもしないと、額の大きさとともに、国立大学への社会の期待という面でも問題が発生し、国立大学の将来にかかわることにならないかと懸念されるからである。

関連して、井村副会長から次のように述べられた。

学部と大学院の授業料は連動して値上げされる。私立大学では、授業料は大学院の方が学部より低く抑えられているところもあり、大学院に関するかぎり既に国立大学の方が高くなって

いるのではないか。科学技術立国を指向し大学院への進学が促されなければならないのに、授業料の引上げはそれを妨げることになる。授業料問題の検討にあたっては、大学院の授業料についても検討していただきたい。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(石川委員長)

去る10月25日に本委員会を開催し次の事項について審議した。

1) 厚生省による「卒後臨床研修義務化」の動きへの対応について

文部省木曾医学教育課長から、最近問題になっている「臨床研修の義務化」を巡る状況について説明を聞き、討議した。

昨年12月、厚生省医療関係者審議会臨床研修部会がまとめた報告の中で、卒後2年の「臨床研修の義務化」の必要性を提言した。それに対し、大学関係者による調査研究「大学附属病院における卒後臨床研修の在り方に関する調査研究(中間まとめ)」(平成7年10月24日公表)では、臨床研修は従来大学附属病院が中心的役割を果たしており、今後ともそうあるべきであるとしている。この問題は、大学附属病院が行っている臨床研修を厚生省が指定している指定病院に移していきたいということが背景にあるようである。その後の話では、厚生省は関係大学にアンケート調査を予定しているということであり、本委員会としてこの問題にどう対応していくか文部省とも連絡をとって検討していきたい。

2) 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について

会長から提案された、国立大学協会の組織運営の見直し(案)について検討した結果、基本

的に原案を了承したが、同時に医学教育は多岐にわたる課題を抱えていることから、従来どおり審議を続行できるよう会長宛要望することとした。

3) 「医学部、歯学部、附属病院の課題とその改善について」(予備調査)のアンケート調査結果について

医学教育の問題の審議を行ううえでの基礎資料とするため、国立大学各医学部、歯学部、附属病院を対象にアンケート調査を実施し、その回答(回収率100%)を集計整理し「資料12」とおりまとめた。調査は、委員会が選定した135の課題について、それぞれの重要度(5段階)を問い、さらに、最も重要と回答した課題についてその緊急度を問い、それらの回答をレベル別に分類した。今後、この調査結果を踏まえて課題を絞ってさらに検討をすすめ、医学教育のあり方について提言をまとめるようにしたい。

(8) 大学院問題特別委員会(武藤委員長)

前回総会以降、去る9月29日に本委員会を開催したほか、この間専門委員会と科研費研究班との合同会議(1回)、専門委員会作業部会(2回)を開催し、本年初頭に行った「国立大学大学院に関するアンケート調査」の集計結果にもとづき「中間報告」の作成をすすめるとともに、引続く「最終報告」取りまとめに向けて、項目内容等について検討を行った。

「中間報告」は「資料13」(「国立大学大学院の役割と現状の問題点・今後のあるべき方向性」)として配付してあるので、それをご覧いただくこととして、簡単にご報告したい。

調査は、国立大学全教官を対象に行い、回収率は57.1%であった。40項目の設問に加え自由記述により回答いただいたが、主なものとして、

「国立大学の貢献度」については、基礎的な研究、専門教育、教育研究の後継者の養成が評価の上位に挙げられており、「国立大学大学院が今後果たすべき役割」については、基礎的な研究、専門教育、教育研究の後継者の養成、のほか教育研究における国際交流への期待が高い。また、「現状と問題点」について、「教育研究活動上の制約状況」については、教育研究支援職員の不足、研究室等のスペースの不足、実験設備・器具の不備、実習・調査費の不足などの回答が多い。「教員の期待と学生の進路の状況」については、専門分野により若干の違いはあるものの、教員の期待に見合う形で学生が大学院への進路を選択していないとする回答率が高い。そして、「大学院に進学しない理由」としては、大学院の奨学金や経済条件の不充分を、国立大学の施設・設備の老朽化と研究費等の低さ、企業の給料・待遇・研究条件等の魅力、大学院修了者の社会的受皿の貧弱さが上位を占めている。「大学院学生に対する経済的支援の方策」については、修士課程と博士課程でやや異なり、修士課程では、奨学金の無条件貸与・奨学金の増額、TA制度の活用が有効とされ、これに対し博士課程は、貸与される奨学金の増額もさることながら給費制度の充実、RA制度やポスト・ドクトラル・フェローシップ制度の導入が有効としている。次に「今後のあるべき方向性」について、「大学院の教育を改善充実するための方策」については、修士課程・博士課程とも、研究指導の充実実施であるが、それに次いで、修士課程では、スクーリング、演習、大学院学生の研究時間の順であるのに対し、博士課程では、研究会・ワークショップ等、大学院学生の研究時間の充実が高い割合で有効とされている。「教員の研究活動を活発化するための方策」については、

研究時間の確保がトップであり、ついでサバティカル・イヤーの創設、研究費の重点配分、人事交流の促進、一定期間ごとの研究論文・著書・作品等の公表などが挙げられている。「大学院の研究体制を充実させるための方策」については、若手研究者への支援体制(RA、TA、ポスト・ドクトラル・フェローシップなど)や教育研究支援職員の増員及び質的向上が強く望まれている。「社会人向けの新しい大学院の課程の設置」については、早急に設置すべきと今後設置の必要性が増大するを合わせて8割の教員が必要と考えている。「専門分野の整備充実の方向」については、半数近い教員は各専門分野を平等に整備充実する方向が望ましいとしているが、医学系や複合系の教員は、学際的、総合的な領域の整備充実を望む割合が高い。

以上が「中間まとめ」の概要であり、今後引き続き取りまとめ作業をすすめ、来年3月を目途に「最終報告書」を完成させたいと考えている。

(9) 学術情報特別委員会(木村委員長)

去る10月18日に本委員会を開催し、常務理事会から提案があった、国立大学協会の組織運営の見直し(案)について、特に見直し案に盛り込まれている本委員会の今後のあり方について検討した。本委員会の所掌事項は、著作権及び図書館情報に関する諸問題である。著作権の問題については、平成4年に国大協としての見解を出しており、その後特に周囲の状況は変化していない。しかし、図書館に関連する事項については、図書館施設・設備の整備、ネットワーク網の構築等多数の問題を抱えていて、これまである程度この問題に取り組んできた経緯がある。前回6月総会に、国立大学附属図書館に関わる経費についての調査結果をご報告したのも活動の一

環である。本委員会は、現在の特別委員会を常置委員会に吸収するとしている改正案に特に反対ではないが、その場合、これまでの取り組みが継承されるような仕組みを考える必要があるとの意見となった。また、改正案は、学術情報特別委員会の所掌事項を第5常置委員会に取り込むことになっているが、これからの国立大学図書館が生涯学習と深く関わってくることを考えると、むしろ新しく設置される第7常置委員会にその仕事を取り込んだ方がよいのではないかということ意見の一致をみた。

(10) 教員養成制度特別委員会（蓮見委員長）
前回総会以降、本委員会を1回（10月27日）、小委員会を3回（7月7日、9月4日及び10月27日）開催し、国立大学附属学校へのアンケート調査及び国立大学協会の組織運営の見直しについて審議した。

1) 国立大学附属学校等へのアンケート調査の実施について

少子化とこれに伴う教員需要の減少の中で、教員養成大学・学部在り方が問い直される状況にあり、国立大学附属学校についてもその役割ひいては存在意義まで問い直される事態が生じている。国立大学附属学校は、一般的な学校教育活動と並び、附属学校として、教員養成における教育実習としての場、関係する学部の研究にとっての実験学校、先導的教育活動による公立学校のモデル、などの役割があるとされているが、教育実習については、教員養成課程の学生数が減少してくると実習の役割も少なくしてよいのではないかと、モデルとしての役割も公立学校等でも研究活動がすすんできて先導的役割も後退しているのではないかと、ということから、附属学校の役割や存在意義が論議されてい

る。さらに、公立私立学校の整備がすすむ中で、国立大学附属学校については整備が遅れ、教育研究をすすめるうえで困難な状況にある。そこで、附属学校の在り方と役割並びに条件整備について調査検討し、必要な提言を行いたい。幸いこの調査を行うために、平成7年度から2年間にわたって科研費をうけることができたので、国立大学附属学校と各都道府県教育委員会を対象に実施することとした。

調査は、附属学校の現状について基礎的事項の調査、意見調査として、附属学校の①校長、②副校長、③無作為抽出による教員(1/3)、④教育委員会宛実施することとし、目下調査票を作成しているところである。

2) 国立大学協会の組織運営の見直し（案）について

国立大学協会の組織運営の見直し（案）について検討したが、これについては後刻協議事項のところが必要があれば意見を申し述べたい。

(11) 入試改善特別委員会（井村委員長）

去る10月23日に本委員会を開催し、次の事項を審議した。

1) 国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領（案）等について

平成9年度入学者選抜から、これまでの「連続方式・分離分割方式併存制」から「分離分割方式」に統合し実施されるが、この実施に向け、入試日程を含め、実施要領等の本委員会原案を作成した。これについては、後刻協議事項でお諮りしたいので、ここでは説明を省略する。

2) 国立大学協会の組織の改革について

本委員会は、今総会に提案される組織改革によって第2常置委員会に統合されることになると思われるが、国大協として入試の中期ビジョ

ンが必要と考えるので、第2常置委員会の中に小委員会を設けて検討していただきたいというのが本委員会の多くの委員の意見である。その理由は、一つは、高等学校学習指導要領の改訂に伴って入試センター試験は、出題教科科目が従来の5教科18科目から6教科31科目に大幅に増加し、また、2単位科目と4単位科目が同等に出題されるなど、様変わりする。今後ともセンター試験に選別機能をもたせることが可能かどうか分からない状況であり、センター試験がどう変わっていくか見極めていく必要がある。第二に、18歳人口が急減していく中で、場合によっては入学者の定員割れが起こることも考えられる。すでに私立大学では従来慣行的に行われていた試験日程が崩れ始めて混乱が起こりかけている。そういう中で国立大学は、どう入試の日程を設定していくかが問題である。第三に、わが国の入試は、基本的には知識の到達度というものを指標にして行われている。そのことが初等中等教育に大きい影響を及ぼしている。このほど米国の大学を視察する機会を得たが、米国の大学では入試において多様な物指しを使って評価が行われているという印象を強く持った。入試の方法については各大学で工夫されていると思うが、国大協として入試のあり方について多角的な検討が必要である。そういう訳で、今後とも引き続き検討し、入試の中期ビジョンをつくっていく必要があるというのが本委員会の意見である。

(12) 生涯学習特別委員会（阿部委員長）

本委員会を平成7年10月16日に開催し、国立大学協会の組織運営の見直しについて、常務理事会の原案について検討した。この問題は、本日午後に協議事項として予定されているので、

本委員会の意見はその際申し述べたい。

7. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議の様態を各当番大学からご報告願いたい旨述べられ、各当番大学から次のような報告があった。

(1) 東北地区（江崎宮城教育大学長）

9月28日、29日の両日開催し、①教員養成学部の改革について、教員養成に関わる教師の資質の問題、児童生徒数の減少に伴う教員需要減の中で教員養成学部のあり方が問われているが、それが大学全体の改革に関わりどう検討されているか、②学長補佐体制について、各大学の管理運営の現状と問題点、それに関わって学長補佐体制についての各大学の取り組みや考え方等について、③学外有識者との懇談会等学外者との意見交換の場の設置について、地域に開かれた大学にするため各大学が学外者との意見交換の場をどのように設置しどのように行っているかなどについて意見交換したほか、教員の任期制の問題について、その功罪、現状の中でどういう意味をもっているかを話し合った。

(2) 関東・甲信越地区（吉川東京大学長）

10月13日に開催し、①教養教育について、大学設置基準の大綱化、弾力化以後、各大学でどう工夫され、現在どういう状況にあるか情報交換するとともに、教養教育の重要性を各大学がどう認識されているか議論した。結論としては、教養教育は広い学問分野にわたっているので、全学の協力体制が重要であるが、全学の協力をすすめるうえで学長のリーダーシップが必要であり、教養教育の問題については学長

の責任が極めて重いということを認識し合った。②国際交流の現状と展望について、「留学生受入れ10万人計画」に沿って留学生の受入れ数が次第に増える中で、改めて留学生受入れの意義を含めて議論した。その中で、留学生の受入れは、各大学それぞれの学問分野において特徴をもって計画実施されていることが報告され、また、留学生の問題は、各大学ごとにすすめるのが基本だが、留学生が増えてくると、国大協として、たとえばジョイント・プログラムといったことなども検討してみる必要があるのではないかという提案があった。

(3) 東海・北陸地区（金城岐阜大学長）

10月30日、31日の両日開催し、協議事項として、①学長のリーダーシップについて、大学審議会の報告の中で、従来以上に学長のリーダーシップが求められているが、各大学が学長のリーダーシップ、大学運営の問題についてどのように取り組んでいるか、特に、副学長や学長補佐室等の学長補佐体制、全学的視点からの予算配分を可能にする仕組み、学長裁量経費の現状と今後の方向などについて意見交換した。このほか承合事項として、①広報のあり方、②大学の自己点検・評価について、特に、評価の基準、第三者による評価をどう取り入れるかを伺った。

(4) 近畿地区（池田大阪外国語大学長）

10月20日開催し、○教官人事のあり方について、大学審議会組織運営部会がその審議概要の中で提言している、大学教員の任期制をめぐる意見交換した。さまざまな意見があったが、全体として、現状において大学教員に任期制を導入することには批判的意見や慎重を求める意

見が多かった。

(5) 中国・四国地区

（清野鳴門教育大学副学長）

10月23日、24日の両日開催し、①大学運営の円滑化に向けての取り組み状況について意見交換した。学長の補佐体制の問題について、副学長制の導入が学長の権限集中に通じるのではないかと、特に人文系の教官の反対が強いという報告もあった。②大学改革の取り組み状況について、種々話し合ったが、教員の任期制についての論議では、社会的な環境が整い、多くの大学で任期制をとられないと、理念的には理解できるが実現は難しいのではないかという意見が多かった。

8. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、大学入試センター試験に関する次の事項について報告があった。

(1) 平成8年度大学入試センター試験の出願状況等について

平成8年度大学入試センター試験の出願を去る10月24日に締め切ったが、現時点で志願者数は574,136人で昨年より16,736人上回り、過去最高となった。このため、地区によっては、受験生が予めお願いした数を越えるところがあるので、これらの地区の大学には試験室の増設を願わせることになるが、当該大学にはよろしくご配慮をお願いしたい。なお、確定志願者数は12月に公表する予定である。

(2) 平成9年度以降の大学入試センター試験について

大学入試センターでは、平成9年度以降の大学入試センター試験について、追試験の廃止、

得点調整の廃止及び枝間配点の公表をしたい旨国大協、公大協、高校長協会など関係各団体にご意見を伺い、そのご了承を得たのち、本年5月31日に報道機関を通してこれを公表し、さらに幅広くご意見を求めた。その結果、得点調整の廃止と枝間配点の公表については、特にご意見がなかったのち、予定どおり平成9年度から実施することにしたいと考えている。しかし、追試験の廃止については、その後、高校教員を対象に開催した「説明協議会」、各国立大学の入学者選抜研究委員会等で組織される「国立大学入学者選抜研究連絡協議会」(入研協)などにおいて、否定的意見や廃止した場合には救済措置に配慮すべきであるといった意見が出され、また、進学情報誌が行った高校教員へのアンケート調査で約6割が廃止に反対ということである。このように、追試験を廃止することには、その後、いろいろ異論が出ているので、これらのご意見を斟酌し、この際、廃止の提案は撤回し、当面追試験を続行させていただくことにしたいのでご了解賜りたくお願い申し上げます。

以上の説明に対し、この問題に関し第2常置委員会及び入試改善特別委員会の審議における意見や問題指摘等について、加藤第2常置委員会委員長及び井村入試改善特別委員会委員長からそれぞれ説明があったのち、会長から次のように述べられ、了承された。

追試験の廃止ということについて、国大協としてはあれこれ主張する立場にないというのが基本かと思う。しかし、経緯からみて、今回の撤回は唐突であり、また、撤回の是非を議論する十分な時間もないので、先に国大協として出した結論をここで急に変えることはできない。したがって、この件は国大協としては判断を留保するしかないが、入試センターとして決定と

いうことであれば、それを受け入れるということ結論とさせていただきたい。

今後の問題として、入試センターの位置づけも含めて入試センター試験のあり方についてより進んだ議論をしていただくことをお願いしたい。また、作題委員等として多数参加している大学の教員の負担が増えることにならないよう配慮とご工夫を合わせて入試センターにお願いしたい。

II 協議事項

1. 国立大学協会の組織運営の見直しについて

会長から、初めに国大協の組織運営の見直しに関する経緯について次のように述べられた。

前回6月総会において国大協のあり方について議論いただいた結果、国大協の組織運営を見直すこととし、常務理事会で具体的な見直し案を作成することが了承されたので、その後7月18日及び9月12日開催の常務理事会で検討し原案を作成した。そして、これについて各常置委員会及び各特別委員会にご意見を伺い、それを参考に一部修正のうえ去る11月6日開催の理事会に付議した。配付の「資料16」は理事会での検討を踏まえた案とご理解いただきたい。

以上のように述べられたのち、引続き配付資料について逐次説明があった。改正案の骨子は次のとおり。

〔常置委員会〕

- 現行6つの常置委員会を7つの常置委員会にするとともに、現状各常置委員会の機能を考慮し、また新たな課題を加え、所掌事項を若干変更する。
- 特別委員会については、基本的にはその時その時点において問題になっていることで集

中の審議する必要があるとき、期間を限って設置するものとして、現行特別委員会が常時議論しなければならない問題をもっている場合は、それをできるだけ常置委員会に取り込む。

- 改組に伴う委員構成については、平成9年6月総会までの間を移行期間とし、①学長委員は、第1常置委員会から第6常置委員会まで現行どおりとする。新設の第7常置委員会については第1常置委員会から第6常置委員会までの委員の中から選任し、選任された委員は両委員会委員を兼ねる。②教員委員の地区別定数を現行18名から21名にする。

- 第7常置委員会の最初の委員長は会長の指名とする。

[特別委員会]

- 現行特別委員会は、原則として常置委員会の改組に伴い廃止する。ただし、審議の継続性ということもあり、大学院特別委員会は、大学院に関する調査報告書の作成が完了するまで存続しその完了をまって廃止する。また、医学教育及び教員養成各特別委員会は、両委員会から伺ったご意見を容れ、新しい特別委員会として再発足する。

- 特別委員会の設置については、常務理事会で審議し理事会に諮る。

- 特別委員会を設置する場合は、課題を定め、設置期間は原則として2年以内とする。

- 特別委員会委員の構成については、常務理事会で審議し、理事会に諮る。

[小委員会]

- 小委員会を設置する場合は、課題を定め、設置期間は原則として2年以内とする。

- 小委員会の委員の構成については、常置委員会で審議し、常務理事会に諮る。

- 小委員会の委員の数は、原則として10名以内とし、その選任については、常務理事会に諮る。

[作業委員会]

- 常置委員会又は特別委員会のもとに、委員会の審議事項について準備、処理する必要があるときは、作業委員会を置くことができる。

[改組の時期]

- 平成7年11月

以上の、改正案の説明に続き、組織運営の改正に伴う次の会則等の改正案について説明、提案があった。

- ① 「常置委員会の設置および担当事項について（昭和47年6月19日第50回総会承認）」の改正

- ② 「教員委員（常置委員会）の地区別定数について（昭和46年2月19日理事会承認）」の改正

- ③ 「国立大学協会会則の一部を改正する規則」

- ④ 「小委員会の委員補充に関する選任手続について」（制定）

- ⑤ 「第7常置委員会の設置についての暫定措置について」（制定）

この会長からの提案説明について、次のような質疑応答等があった。

- 医学教育に関する特別委員会及び教員養成制度特別委員会を第1常置委員会に取り込むとした当初の提案は委員会の意見が考慮されて、両委員会とも再発足の形で存続することに改められたが、特別委員会は時限設置であるので、将来の体制として第1常置委員会の小委員会となる可能性もあり、両委員会と第1常置委員会間の意思の疎通を図るうえで

も両委員長に第1常置委員会に出席していただくことにしてはいかがか。

- 医学教育及び教員養成の両委員会については、恒常的な議論が必要であり、内容的にも「体制、理念」に深く関わるとなると、常置委員会なのか特別委員会なのかという形式的な関係だけではことはおさまらないと思う。いずれにしても、規則として決めるかどうかは別にして、特別委員会の委員長が常置委員会に出席されることは歓迎すべきことと思う。
- 特別委員会の設置期間については原則2年以内とされているが、2年を経過してもなお審議を要する場合、その後の取扱いはどう考えたらよいのか。
- 今度の改正案では、特別委員会というのは、その時期その時期において特別の事項について特別のグループを組んで集中的に審議する必要があると考えられた場合に設置するということになっており、2年後もそうした審議の対象が残ることは十分考えられるので、そこで改めて協議いただくことになろう。
- 生涯学習特別委員会における国大協の組織運営の見直しについての審議の模様をご報告したい。委員会では、生涯学習を大学院、研究とともに第7常置委員会の所掌事項に含めること（当日の議論の段階では、学術情報は含まれていなかった）については意見が2つに分かれた。一つは、生涯学習は国立大学が今後全力をあげて取り組むべき課題であり、それ自体独立した常置委員会とすべきであるという意見であり、もう一つは、生涯学習は大学院と深い関係をもっており、したがって大学院問題と兼ねることには意味がある、という意見である。また委員会の構成については、第7常置委員会の構成員数とその課題の

多様性に比べて少ないのではないか、という意見があった。これについては、今回の案では多少の調整がなされたが、将来検討されてよいのではないか。そのほか、医学教育に関する問題の中で、歯学や薬学についての配慮の必要性、特別委員会の課題が終了していない場合の延長についての取扱い、教養教育に関する検討の必要、などの意見があった。この結果、生涯学習特別委員会としては、基本的には今回の組織運営の見直しについての提案に賛成との結論となった。

ついで、会則等の改正案について審議が行われた。その結果、次の修正を施すこととし、これが承認された。

- 改組に伴う常置委員会委員（学長）の構成について、平成9年6月以降は、移行期間（平成7年11月から平成9年6月まで）の経験を踏まえて改めて検討することとする。
- 第2常置委員会の所掌事項の表記について、「入学試験」を削除し、単に「入学者選抜」とする。
- 第3常置委員会の所掌事項について、「専門教育」を付加し、その表記を「教養教育、学部専門教育、学生生活」とする。
なお、会長から、「国立大学協会会則の一部を改正する規則」附則2の特別委員会の廃止に関し次のように補足説明があった。
特別委員会の廃止について、大学院については附則2の文章をそのまま読めるが、医学教育と教員養成については解釈上やや曖昧さが残る。新しく設置することとした両委員会の設置時期は来年3月の理事会をまたなければならないので、それまでは現在の特別委員会を延長し、3月に新しい特別委員会の設置が認められたときにこれを廃止する、と解釈することでご了承

願いたい。

2. 教室系技術職員の専門行政職適用について

田中第4常置委員会委員長から次のように述べられた。

前回6月総会において、本委員会として提示した「まとめ」を大綱としてご了承いただいたので、それにもとづき「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査の統一基準」について検討のうえ「資料17」のとおり成案を得たのでこれを今総会に提案いたしたい。

本基準案は、国大協としての基本的考え方を表明するという立場で作成したものであり、その基本姿勢は、教室系技術職員の専門行政職移行について、①主として事務等に従事する例外的な者を除き、②全員移行を目指しつつ、③当面移行時にできるだけ多数適用されるようにするとともに、④適用されなかった者について、移行後資格認定試験の受験機会を公平に与え、専門行政職適用の途を開いておく、というものである。以下、審査基準（案）についてご説明したい。

以上のように述べられ、引続き配付資料に基づき専門行政職適用資格の統一基準等について説明があった。その概要は次のとおりである。

○ 適用範囲及び資格基準は、原則は先の「まとめ」に示した6つの職務内容に従事する技術職員で、国家公務員採用Ⅰ種試験及びⅡ種試験の合格者とし、そのほか、資格基準に準ずる者として、①国家公務員上級及び中級試験の合格者、②大学卒以上の卒業生で試験対象官職以外の人事院公示適用による選考採用者、③建築士、技術士など国家試験の合格者、④修士の学位などを有する者、⑤業績が修士課程修了程度の専門的知識、能力を有すると

認められる者等に適用を認める。

○ 専門行政職俸給表の枠の設定については、6つの職務に従事する者が在職する官職すべてを定数とする（行政職俸給表(→)への定数流用を可能とする）。

○ 資格基準に準ずる者について、移行時における取扱いとして、統一基準に該当する者のほか、①特に高度の専門的知識、経験を必要とする業務を独立して行っている行政職俸給表(→)4級以上の者、②大学卒で担当する職務内容に関する専門的知識、能力を有する行政職俸給表(→)2級以上の者、③国家公務員採用Ⅱ種の各技術系専門試験に準ずる試験の合格者、にも資格基準に準ずる者として適用の資格を認める。

○ 資格基準に準ずる者について、移行後の取扱いとして、統一基準に該当する者のほか、国家公務員採用Ⅱ種の各技術系専門試験に準ずる試験の合格者に適用の資格を認める。この試験は、全国統一試験とし、人事院が実施する。

以上の説明について、次のような質疑応答があった。

○ 従来議論されてきた組織化と今回の提案との関係はどう考えればよいのか。

○ 専門行政職の実現は容易でないで、条件整備として先ず組織化をすすめてきた。その結果、現在教室系技術職員の8割まで組織化されている。専門行政職ができれば組織は必要ないというものではない。本当に実態のある組織ができ、そこで働く技術職員の職務内容が明確化されれば、人事院等との交渉に有効と思う。

○ 提案の、教室系技術職員全員の移行を目指す、ということと、資格基準や受験資格のハ

ードルの高さなどにギャップがあるように思われる。また、資格認定試験を全国統一試験で行うとすると、試験内容は一般的なものにならないを得ないように思うが、そうすると、職人芸的な仕事をしている人は受験しにくくならないか。もう一点は、資格認定と国大協モデルの研修Ⅰ及びⅡとはどのように繋がるのであろうか。

○ 全員の移行を目指しつつ、というのは、長期的展望で全員が専門行政職になるという目標として国大協の基本的姿勢を掲げたものである。仮に認められたとして、どの程度移行できるか分からないが、移れなかった人については、認定試験によって救済の途を開けておき、結果として少しでも多く専門行政職になることができるようにしたいという考え方である。それから認定試験について、特殊技能者には科目設定の上で何らかの配慮が必要と思う。また、研修を試験の単位と同等に評価することを検討するとことも必要と思う。

ついで、会長から、「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査の統一基準」(案)について諮られた結果、これを文部省に提出し協議を始めることが了承された。

3. 国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領、実施細目について

井村入試改善特別委員会委員長から次のように説明があった。

「分離分割方式」に統合し実施する平成9年度入学者選抜について、入試日程を含め、実施要領等の本委員会原案を作成のうえ各大学に意見を照会したが、特に意見はなく、また、その後本委員会として変更すべき点もなかったので、これを最終原案(「資料18」)としお諮りす

る。

平成9年度実施要領案等の前年度との変更点は原案に添付した資料のとおりであり、従来の「連続方式」に関する記述を削除するとともに、内容等について明確化を図るため、文言等を整理したこと、後期試験の合格発表期限を前年度より1日繰り下げて3月24日とする一方、私立大学からの要望を踏まえてできるかぎり3月23日までに発表していただくこととしたほか、暦が変わったことに伴い、期日、曜日を整えたことなどである。なお、原案では1月25日及び26日は大学入試センター試験の再試験日としてあるが、先ほどの入試センターからの説明のとおり、これまでどおり追試験を実施するというのであれば、ここは「追試験と再試験」の日となる。

次に、実施要領案等についての意見照会とは別に行った、入学者選抜第2次試験(一般選抜)の実施(予定)についての調査結果を簡単にご報告したい。

これは、分離分割入試の実施に伴い、①前期、後期それぞれの募集人員の比率がどの程度になるか、②国大協申合せにもとづく「分割」の例外措置を実施(予定)する大学がどれ程あるか、また、③3月23日までに後期の合格発表が難しい大学がどれ程あるかを伺ったものである。その結果の概要が「資料14」であるが、全国立大学の募集人員に対する前期、後期の比率は、平均前期72%、後期28%であり、これは努力目標とされている比率の7:3にほぼ近い数値であった。また、「分割」の例外措置を実施する大学が約30校あるが、それらの中には前期のみの募集と後期のみの募集に振り分けて、大学又は学部全体として比率に工夫いただいている大学もある。それから、後期の合格発表日については、3大学を除いて3月23日までに発表することが

分かった。

以上の説明について、次のような意見交換があった。

○ 入学者選抜については、国大協として中長期のビジョンをもってすすめることが大事と思う。特に入試センター試験の位置づけは難しい問題と思うが、知識の到達度を測る試験として維持するのか、それとも、たとえば米国のSATのように高校在学中の複数の受験による成績のいい方を選考の資料とする、という二つの方向があるように思われる。いずれにしても、国大協として入試のビジョンをもつことが結局、わが国の入試の問題を解決する方向につながっていくと思うので、今後第2常置委員会での検討に期待したい。

○ 国大協は従来、どちらかというに入試に関しては対策的な対応に追われてきた感がある。遡ると、Ⅰ期校、Ⅱ期校制が大学の格付になるのでいけないというので、共通1次試験の発足に合わせて一本化したところ、複数受験の機会が失われたということで批判を受けた。そこで、連続方式により受験機会を複数化したのが、今度はそれが合格者の入学辞退の予測が難しく合格者決定業務が混乱するということから分離分割方式を採用して併存制にしたが、これも連続方式が激減する結果となり、今回分離分割方式に統合実施されることになった。結局、入試制度を変えてもその都度新たな問題が起きて今日に至っている。その理由の一つは、今の入試が学力の到達度を指標に行われていることにあると思う。これを断ち切るには選抜について多様な指標を導入することが今後重要になってくると思う。大学審議会の入試に関する専門委員会では、わが国でもSATのような制度を

討してはどうかという意見も出ているが、わが国の社会は入試の公平性に対する圧力が強いこともあって、学科試験以外の要素をとることがなかなか難しいところがあり、そのへんは入試の将来ビジョンで検討していかなければならない課題かと思う。

○ 入試問題は永遠の課題だが、一つの方策は、詰め込まれた知識だけを測るのではなく、多様な能力を判定するという点、文部省のいう、新学力観にもとづく、即ち、自ら考え自ら行動しうる能力を判定していくことであろう。入試センターでは、入試に関する開発部門で長期にわたり研究がすすめられているが、その研究成果が入試センター試験に必ずしも十分生かされているとはいえないのではないか。このあたりを入試センターの開発部門と連携を密にして、多様な能力を判定する仕組みはどうすべきかという観点から真剣に検討する必要があるのではないか。

○ 新しい学力観ということが頻りにいわれながら、それがなかなか入試の上に反映されないのは、試験は選ばれる者からみた公平性と選ぶ者からみた公平性は違うのに、わが国ではあくまで選ばれる者からみた公平性を強く主張する風潮が定着していて、このことと学力を測ることが重なっているからだと思う。したがって、仮に達成度以外の軸を持ち込むことで社会的に議論が起きたとしても、それは教育研究の自治の範囲の中で大学自身が決められるという考え方をもち、決断しないと変えるのはむずかしいと思う。

○ 米国のSAT（大学進学適性検査）というものは、どちらかというIQ（知能指数）テストに近い。IQテストにも問題がないわけではないが、もって生れた才能を測定し、そ

れを選考の資料にするという考え方である。それに比べて、多く知識の達成度を判定基準としているわが国の入試のやり方は改めないと思われ、弊害の方が多い。わが国では、客観性ということが重視されるが、評価するというのは主観が入るのはむしろ当然であり、各大学それぞれの評価の仕方があり、その一つのファクターとしてSATもある、ということではないか。また、入試の問題を考えると、アドミッションオフィスの充実ということは重要な要件と思うが、進んでいる米国等のアドミッションオフィスの担当者や、場合によってはわが国の受験産業も加えてセミナーなどを開催することも考えられてよいと思う。

- 主観というのは恣意的ということではなく、たとえば、SATと達成度という2つのものがあつたとき、ある大学は達成度だけを用いる、またある大学はSATだけを用いる、というようなことを主観的に決めることであろう。だから、どういう主観なのか外からみえればよい。
- 文部省関係やいろいろなところで入試に関わる記述されたものをみると、ペーパーテストの点数の差が有意であるという幻想を捨て、人間の多様な能力を、あるいは新学力観にもとづく能力を面接、小論文等で評価し、各大学が工夫を凝らして多様な人材を採用することが望ましい、ということがよく書かれているが、面接、小論文等の中にマジックのような方法論が含まれていて、多様な能力と新学力観にもとづく能力判定ができるかと問われると誰れしも困るとするのが実情ではないか。ペーパーテストには長い歴史があつて、それには何となく根拠があるかのように信じられているが、多様な能力と新学力観にもと

づいた能力を明解に説明できる評価方法を確立し、各大学が自信をもって実施する状況になることが望まれる。そのためにも長年の研究の蓄積をもつ入試センターに期待するものが大である。

- 先の国大協訪米調査団報告の中に、米国の大学は入学者選抜の評価について複数の指標を合わせて行っているということが書かれているが、この点は、わが国の今後の入試を考える上で大いに参考になると思う。
- 人間のキャラクターは簡単に捉えられない。IQだけで人の能力を測れるものでもない。人の能力は多様で複雑なものと思う。わが国は受験産業が発達しているが、受験技術として本人の適性を損ってでもいい点数をとらせることで発達しているため、受験生の才能の伸びるのをむしろ妨げている。文部省は全省をあげて多様化を奨励しているのだから、大学は多様なキャラクターの受験生の中から、自分の大学はこういう学生をとりたいということを決めてそれを実行すべきである。各大学がそれぞれの考え方にもとづき、学生のバラエティあるキャラクターを受け入れることで、初めて公平性ができるものではないか。
- 大学設置基準の大綱化に踏み出したということは、入試も多様化していくのが当然であつて、各大学がそれぞれの教育方針を決め、それに基づいて最適の試験を行うというリードがあつてよいと思う。入試には社会の圧力が厳しいことは事実だが、その圧力と対峙してわれわれの主張を通すことの必要な時期にきていると思う。そこで、入試センターの諸研究等も参考にしつつ、また、米国のアドミッションオフィスといったものも参考にしつ

つ、各大学が踏み出す決意をされることを期待したい。

概ね以上のような意見交換があったのち、会長から「資料18」の「国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領、実施細目（案）」について諮られ、審議が行われた。

その結果、異議なくこれが承認された。

4. 高等教育の改善について（大学審議会大学教育部会における「審議の概要」に関連して）

金森第1常置委員会委員長から次のように述べられた。

「大学審議会大学教育部会における審議の概要—高等教育の一層の改善について—」に対する国大協としての意見を求められているので、第1常置委員会で検討し、理事会の意見を伺ったうえ意見案を作成した。それが「資料19」である。

以上のように述べられ、引き続き同委員長から意見（案）について説明があった。その要点は次のようである。

- ① 大学教育を希望する学生の多様化がすすんでいるが、一つの大学・学部において、多様性に対応するカリキュラムをすべて用意することは困難である。過去の教育が不十分な学生にガイダンスを与えることは必要であってもそれは自学自習によって補うこと。学生がより適した教育を求めて他の教育機関に移る。さらに、入学者の多様性のある程度制限する選抜方法の導入等が問題解決の選択肢に入っていることを希望する。
- ② 大学関係団体等でのコアカリキュラムの作成については、それを作る労力に比べて期待される成果は小さい。大学教育は自ら知識を獲得するための能力の養成に重点をおき、そ

れによってカリキュラムの差異を補完することが高等教育の特色をより効果的に発揮する道であると考えます。

- ③ 国の財政的援助に関し、フィールドワークは学習上有効であるがその実施には旅費支給が必要であり、財政的援助で考慮すべき事項として具体的に例示してほしい。また、少人数、双方向の教育等を実施するには施設が不十分なので、その整備の必要性を強調したい。
- ④ サバティカルリープの制度化の積極的推進を希望する。

以上の説明について、種々意見交換が行われたのち、会長から、意見（案）について諮られた結果、異議なくこれを了承するとともに、文部省高等教育局へ提出することとした。

5. 教員の任期制について

初めに会長から、次のように述べられた。

教員の任期制の問題については、明日の「当面する諸問題」のところで十分討議することとし、本日残された時間で、第1常置委員会にお願いして取りまとめていただいた「大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学教員の任期制について—」についての意見（案）について、金森第1常置委員会委員長からご説明いただきたい。

ついで、金森委員長から次のように述べられた。

「大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学教員の任期制について—」について討議し、「資料20」のとおり国大協意見（案）をまとめた。意見（案）は、審議会で今後何を考えていただきたいか、その参考にさせていただくという観点で「審議概要」の項目に従ってそれぞれ問題点等を指摘しつつ見解を述べ、最後に総

括を記す形でまとめた。

以上のように述べられたのち、引続き配付資料にもとづき意見案について説明があった。

ついで、会長から次のように述べられ、総会第1日目の議事を終了した。

ただいまご説明いただいたところで、ほぼ予定の終了時刻となったので、本日はここまでとし、明日この問題のご討議をいただくこととしたい。

第97回 総 会 (第2日)

日 時 平成7年11月16日(木) 10:00~12:15

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

II 協議事項

5. 教員の任期制について

(総会第1日からの継続)

初めに会長から次のように述べられた。

昨日、金森委員長から大学審議会「審議の概要」に提起されている教員の任期制に対する国大協としての意見案についてご説明いただいた。本日はこの意見案についてご審議願うとともに、任期制の問題について幅広くご意見を賜りたい。

ついで、種々意見交換が行われた。その主な意見は次のようである。

- 学内で、「審議の概要」について検討した。「審議の概要」は任期制の導入を各大学の判断によるとしているが、大学の裁量に任される部分が多いだけに、結果として国立大学全体にどのような効果をもたらすかは分からないというのが率直な感想である。
- 確かに、任期制の導入が実際にどのような効果をもつものか、分からないところがある。書かれた目標としては、流動性を含む活性化であり、評価ということが日常的な教育研究

活動の中に入ってくるということだが、それが制度として実現できるものかどうか、実現したとして、いかなる副作用が生じることになるのか、分からないところがある。

- 大学審議会では、任期制の問題が議論される以前から、閉鎖的なわが国の教員人事の流動性を高めて教育研究活動をより活性化する必要が議論され、教員採用のあり方について、既に答申(「教員採用の改善について」(平成6年6月))が出ている。また、本年7月には、大学運営の円滑化について答申が出されたが、その中で、学長のリーダーシップの強化によって教員人事を活性化する必要性が強調されている。任期制は、こうした討議の中から出てきたものである。わが国の大学の閉鎖性を打破するのは容易ではないが、今回「審議の概要」が任期制の導入を提起したのは、社会へのインパクトを期待して公表されたものと思う。
- 任期制の問題を考えると、特に教員の身分保障に関わる教特法との関係をはっきりさせておくことが必要ではないか。わが国の大学の場合、自己点検・評価ということがいわれながら本来の競争原理を避けて通ってき

た、それが人事の流動化、活性化を妨げてきた一因であることは事実であろう。そういう意味からすると、任期制が提起した問題は重要と思うし、国立大学として検討すべきことと思うが、いずれにしても、評価について納得のいく方法論を確立することが大事だ。

- 意見案で教特法に触れなかったのは、任期制を設けることと教特法は矛盾しないと解釈したためであり、法令上検討の余地があるということであれば検討させていただく。
- 最近、理工系離れといわれ、理工系を中心に優秀な学生が大学に残らない傾向にある。高等教育にかぎらないが、優秀な教師のもとから優秀な学生が卒業するという調査結果もあるが、大学に優秀な教員が集まらなければ駄目だと思う。ムチをたたいても本当によい教員が出てくるものではないということを考えて任期制を入れるのでないと片手落ちではないか。
- 任期制を否定するつもりはないが、導入するについては、待遇面で特別な優遇策をとる必要があると思う。そうしないと、若手の有能な人材が国立大学にこなくなってしまう。難しい面はあろうが、任期制と合わせて給与、身分保障など待遇面も検討されるべきと思う。
- 「審議の概要」は自校出身者の比率が高いことを指摘し、任期制による人事交流によって教育研究の活性化を図るとしているが、具体的にどう打開していくかについては書かれていない。わが国の大学で自校出身者の割合が高いのは、終身雇用制という社会構造に根ざすものであって、社会の意識が変わらないと大学の人事についての考え方もまた変り難いのではないか。また、「審議の概要」は、どち

らかかというと、学長、学部長、教授会の方から助手をながめる視点で書かれているように思われる。たとえば、米国の場合、学会などを通じて若い人のスカウトが活発に行われており、フェローレベルでも任期がくるといろいろな研究施設等にアップライするチャンスがあり、受け皿があるが、わが国ではそうした環境が整ってない。若い研究者の人事交流を活発化するには受け皿の問題が大きいと思う。

- 任期制の問題を大学の中で議論すると、抵抗が少なくない。国立大学として、アカデミック・フリーダムも、大学自治、学部自治も大事な概念とは思いますが、一方では、国立大学がディセンシブにものごとを考えるということが問われているのではないか。そればかりに囚われず、いい意味での競争原理を大学自ら導入し積極的に自己改革を図っていかなければならないのではないか。意見（案）が指摘しているように、任期制が研究偏重を促進し論文数を競い合うことになる危険性はないとはいえないが、もう少しポジティブな捉え方があってよいのではないかという気がする。これからは、評価ということでは、教育についてもスチューデント・エバリュエーションが入ってくるようになり、総合的評価の方法論が確立されるようになるであろう。また、任期制を導入するということは、同時に、大学はどういう形で教員をリクルートしフレッシュな血を受け入れるかということを考えなければならないと思う。私の大学では教員の採用はすべて公募にしているが、たとえば、東大などが教員の採用のあり方を根本的に検討されるということにでもなると、任期制の問題も、また違った角度から光が当て

られるのではないか。

- 時限を考えると、問題がある人をクリアーアウトするためか、それとも優秀な人をスカウトするためとするかでまったく考え方は違う。現在の公務員の採用の仕方と流れのうえで時限を考えるとマイナスが多い。もう一本別な人事の流れが国立大学にあってもよいのではないか。これをコントラクト(契約)制の教授であると考えれば、少なくとも在任期間中破格の給与も可能となり、すばらしい人物を迎えることもできる。そういう方向にいくのでなければ、今のまま任期制をつくっても意欲ある優秀な若い人は大学に残ってくれないことは明らかであり、大学として軽々に実施するわけにはいかない。ただ、これを機会に大学の教員の任用がワンパターンから抜け出ることをぜひ考えたいと思っている。
- 大学審議会が提起した任期制の問題は、これまで教授会のファンクチャーであった教員の人事に踏み込んだという点で各大学に非常にインパクトを与えた。教授まで含めたために任期制を導入することは難しいと思うが、再任を拒否されることもあり得ることだけでもこれは脅威となろう。しかし、任期制を導入するにはそれについてのインセンティブが必要と思う。クリアーした場合、給与その他でしかるべき配慮がなされるべきである。そういう点から、国大協として大学審議会の提案を越える案を逆提案してもよいのではないか。
- 教育研究を活性化させる手段として任期制だけを取り出して論議するのは、あまり意味がないように思う。21世紀がどういう時代になるかという点、一つはグローバリゼーション、もう一つは、メリタクラシー(実力主義、

能力主義)であろう。既に、特にサイエンスの分野は国際化していて、サイエンティストの世界はインターナショナルな年俸パイルのようなものがある。アカデミックな世界の仕事というのは、クリエイティブなことをしなければものごとがすすまない。そうすると、タレントな人材をもってこないとその分野が活性化しない。21世紀、どうすればわが国のアカデミックスが国際的に活躍できるのかという視点抜きに任期制だけを論じると貧しい論議に終わってしまうと思う。

- 大学審議会の組織運営部会には国大協からも学長が参加しており、これまでに出ているご意見はだいたい部会で申し述べたつもりである。エンジニアの一人として、特に、助手の任期制を今のまま導入すると、企業にいい人材が流れてしまい大学に大打撃になる、又日本の社会は重層構造になっていないので、大学のレベルだけで任期制を導入することは大変危険であるということを手張したが、そうした意見が今回の「審議の概要」に必ずしも反映されていないのは残念である。先ほどのご意見にあったように、国大協で審議会をリードするような案をつくることを検討してはどうか。
- 大学審議会の議論で、たとえば、自校出身者の比率が高いというのは、任用の問題であって全体に及ぼす任期制の問題とは違うのではないか、また、外国人教員や女性教員、多様な経歴の教員が少ないということも主として給与の問題とか社会的ジェンダーの問題であって任期制とはあまり関係がないのではないか。問題がある人を排除するという点であれば、それは現在ある規定で対応できることであり、任期制は、時限プロジェクトグル

ープを生かすためなどに限定して使った方がよいと思う。

○ 任期制の問題以前に、日本の大学の問題点が指摘されているのに、国大協はそれに何も反応できないでいる、そこが問題である。任期制の問題だけを議論すれば、問題点は幾つも出てきてしまう。それよりも、日本の大学が抱えているさまざまな問題について次の世紀に向けてどう改革していけばいいかについてわれわれは青写真をつくれないうことの方がより大きな問題として問われているのではないか。

○ 意見案では、任期制の対象を助手とし、教授は運用により任期制から除くように書かれているが、この理由が納得されるものかどうか。

以上のような意見交換があったのち、会長から、これまでの意見をまとめ次のように述べられた。

本日のご意見をたどってみると、大きく2つの問題が提起されたと思う。

その前に、大学審議会から国大協、各大学へ任期制の提案がどういうメッセージを負っているかということを考えてみると、それは、任期制という制度をどう考えるかだけでなく、これが出てくる背景において国大協がどういう変革をやっているかにかかわる問題として、一つの切り口として提案されたものとみななければならないと思う。

それで、ご意見を私なりにまとめてみると、一つは、任期制そのもの、任期制の効果である。本来の目標は、優秀な人材を集めずにいる教員の活性化を図ることにあるが、独創的な研究と効果的教育をするためにいい人をそこに当て、その方法は何なのかという観点からみたと

き、任期制だけでは問題が曖昧で結論を下せないという意見があった。また、助手について特定の分野で既に任期制が行われ有効に機能している実態があるが、それができない一般的なものにおいては、任期制だけを議論しては片手落ちではないか、ということがいわれた。結局、任期制の導入は、教員の雇用システム、待遇の問題、国際的な流通の問題等を並行して持ち込まなければ、現実的有効性は発揮されないし、むしろネガティブな面だけが強調されてしまうということがはっきりしてきたということができよう。

そういうことで、任期制の問題だけを議論するのは意味がない。全体的に議論しなければならないというとき、第2の問題、即ち、大学はどうレスポンスしていくかということが問題になる。人事にまで国の規制が入ってきて、それを大学が受け入れているのかどうか、これが大学審議会から出ているメッセージに答えていないという大きな部分かと思う。これは、基本的には大学の裁量の問題であるが、さらに大きな裁量を大学が獲得し拡大していくということであれば、大学間の自由競争を認めなければならないと同時に、設置者である国に対する接し方が変わってくるという両面持つものだと思う。たとえば、ブロックグラントといわれるような予算を貰いそれを使って優秀な教員を倍の給与を払うということが大学の裁量でできるということになれば、それは正にブロックグラントになる。逆にブロックグラントになった場合には国からの、たとえば予算カット規制がやりやすくなることになる。それにも拘らず、国立大学がその裁量を拡大する中で自由競争し、そうしたことを通じて活性化の方向へ踏み出していか、という大きな問題が任期制の提案と絡

んで出てきている気がする。

したがって、今の時点で結論を出すなら、「審議の概要」に対する意見（案）に書かれた任期制そのものの問題点を軸にしながら、同時に国大協としての態度表明を、提案を含んだ形で行うことが必要なのではなかろうか。

以上のように述べられたのち、「資料20」の「『大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学教員の任期制について—』についての国大協意見」（案）の取扱いについて協議が行われた。

その結果、本日出された種々のご意見等を踏まえて文言等の修正の必要があれば所要の修正を加えたりえ意見（案）を大学審議会組織運営部会に任期制の問題点を指摘するものとして、提出することとし、取扱いを会長と金森委員長に一任した。

6. 「文化学術立国をめざして—国立大学は訴える—」について

会長及び井村副会長から次のように述べられた。

本協会として刊行し昨日配付した『文化学術立国をめざして』について読後感などを伺う予定であったがその時間がなくなったので、後日、ご意見、ご感想などをお寄せいただければ幸いです。今後、こうした「国大協白書」を継続して出すようにするかどうかということも含め

て次回総会でご相談させていただきたい。

7. 第98回総会等の日時・場所について

会長から、次回総会は平成8年6月18日、19日の両日、事務連絡会議は6月21日に開催を予定したいのでご了承いただきたい旨述べられ、了承された。

以上をもって協議を終了し、最後に会長から、次回総会までに退任予定の次の学長に対し謝意が表されたのち、各学長から退任の挨拶があった。

田中 昌一学長（東京水産大学）
津布楽喜代治学長（宇都宮大学）
池田 一学長（宮崎大学）
平山 郁夫学長（東京芸術大学）
新野 直吉学長（秋田大学）
平林 眞学長（北見工業大学）
佐々木慎一学長（豊橋技術科学大学）
木下 和夫学長（宮崎医科大学）
川島 吉良学長（浜松医科大学）
砂川 恵伸学長（琉球大学）
坂村 貞雄学長（帯広畜産大学）
船越 昭治学長（岩手大学）
田代 高英学長（福岡教育大学）
高田 弘学長（佐賀大学）

以上をもって第97回総会を閉会した。

第64回事務連絡会議

日時 平成7年11月17日(金) 10:00~15:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(大学入試センター)平川副所長

(文部省)若松企画課長, 近藤大学課長, 松元教職員課長, 北村生涯学習振興課長, 伊勢呂高等学校課長, 早田研究機関課長

滝沢事務局長司会のもとに開会。

開会に当たり吉川会長から次のような挨拶があった。

大学改革の進む中で、事務局長各位が要として活躍されていることに期待しており、施設整備などの増加もあり、ご苦勞も多いと思うが宜しくお願いしたい。

今回の総会から、議事進行の方法を改め、報告事項と協議事項を分けて検討対象を明確にして審議することになった。

総会では、「国立大学協会の組織運営の見直し(案)」が審議され、第7常置委員会の新設と特別委員会の廃止などが行われることになった。また、平成9年度から入学者選抜が分離分割方式に一本化されることが、各大学のご協力を得て実現できることとなった。そのほか長年にわたり審議してきた教室系技術職員の専門行政職俸給表への移行について一つの結論が出てこれをもとに文部省と協議を始めることが了承された。大学審議会の審議の概要「大学教員の任期制」に対する意見についても活発な討議が行われたが、国大協としても任期制の意味の重さはきっちり受けとめなければならないということであったと思う。また初めての試みとして、国立大学の現状紹介と国立大学の在り方について国大協の決意の意味を込めた『文化学術立国をめざして』という本が作成された。ご協力に感謝したい。

ついで野島次長から配布資料の説明及び会議日程の説明があった。

1. 総会付議事項報告

滝沢事務局長から、総会における議事の概要について、別紙資料をもとに次の事項について説明があった。

(1) 学長及び委員長の交替について

学長及び委員長の交替が別紙資料4のとおり行われた。

(2) 常置委員会委員(教官)の選任について

常置委員会委員(教官)の任期満了に伴い、新委員が別紙資料5のとおり理事会で選任された。

(3) 会務報告

会長から、前総会以後の次の事項について報告があった。委員長報告と重複する部分については後程ご説明する。

① 国立教育会館の「生涯学習と高等教育に関するフォーラム」に対する後援名義の使用許可について

② 各団体等からの国立大学協会宛ての要望書の受理について

(4) 各委員会委員長報告と協議(詳細は前掲(31頁)の第97回総会議事録をご参照ください。)

総会第1日目に、前総会以降の各常置委員会及び特別委員会の審議状況について、各委員会

委員長から報告及び協議があり、総会第2日目には当面の諸問題として「大学教員の任期制」等についての討議が行われた。

各委員会委員長から報告及び協議された事項は次のとおりである。

① 第1常置委員会

- 学術審議会の「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」(中間まとめ)に対し、委員長が意見書を作成し提出したことについて
- 大学審議会の「大学運営円滑化のための具体的方策について」(審議の概要)に対し、委員長が意見書を作成し提出したことについて
- 大学審議会の「大学教員の任期制」(審議の概要)について審議し、意見書を作成し提出したことについて
- 大学審議会の「高等教育の一層の改善について」(審議の概要)について審議し、意見書を作成し提出したことについて

② 第2常置委員会

- 全国高等学校長協会と、高校の教育改革と大学入試に関する高校の実態などについて意見交換を行ったことについて
- 平成9年度以降の大学入試センター試験の得点調整の廃止、校間の配点の公表、追試験の廃止の問題について
- 高等学校の総合学科卒業の入学志願者を専門高校卒業生選抜の出願対象とすることについて
- 日本国際教育協会が、平成9年度からの私費外国人留学生統一試験を新出題科目により実施することについて

③ 第3常置委員会

- 外国人留学生の学生生活等に関するアン

ケートの回答結果の纏め及びこれに基づく「留学成果の向上と受入拡大のために」(報告)の作成報告について

- 来年度の就職協定について

④ 第4常置委員会

- 「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査基準」の作成及び提出について
- 国立大学の教官等の待遇改善に関する要望書の提出について
- 人事院勧告の取扱いに関する要望書の作成提出について
- 全国大学高専教職員組合との教室系技術職員の専門行政職移行問題等についての懇談について

⑤ 第5常置委員会

- 第4回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議組織委員会の解散及びUMAP小委員会の新委員による再発足について
- 第5回UMAP会議のニュージーランドでの開催について
- JUSSEP小委員会の報告書について
- 国立大学協会訪米調査団(参加22名)の米国10大学訪問視察について
- 国立大学協会とニュージーランド大学長協会との「日本・ニュージーランド学術交流協定」の締結調印について

⑥ 第6常置委員会

- 平成8年度税制改正に関する「日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係る所得税非課税措置の創設に関する要望」及び「育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄付金・拠出金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」の要望書作成及び提出について

- 学生納付金（授業料）に関する要望書の作成及び提出について
- ⑦ 医学教育に関する特別委員会
 - 厚生省医療関係者審議会臨床研修部会がまとめた「臨床研修の義務化」の問題及びこれに対して大学関係者が作成した「大学附属病院における卒後臨床研修の在り方に関する調査研究」について
 - 全国立大学医学部，医科大学，歯学部を対象として，これら施設の抱える課題135題の重要度，緊急度について意識調査を行った結果について
- ⑧ 大学院問題特別委員会
 - 「大学院の役割と現状の問題点，今後のあるべき方向について」のアンケートの回答結果の取り纏めの進捗状況及び中間報告書の作成配付について
- ⑨ 教員養成制度特別委員会
 - 平成7年度から2年間にわたって科学研究費により国立大学附属学校すべてを対象とする下記のアンケート調査を実施することについて
 - ・事務担当者に依頼する基礎的事項の調査
 - ・校長を対象とする意見調査
 - ・副校長を対象とする意見調査
 - ・教員の内3分の1の人数を対象とする無作為抽出の教員意見調査
 - ・都道府県，政令指定都市の教育委員会を対象とする意見調査
 - ・附属学校を持つ大学学部の教員の一部を抽出しての教員意見調査
- ⑩ 入試改善特別委員会
 - 国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領原案作成について及び後期の合格者発表期限について
- 平成9年度における入学者選抜第2次試験（一般選抜）の実施（予定）及び「分割」に関する例外措置の実施状況と前期と後期の人数比率について
- (5) 国立大学協会の組織運営の見直しについて

各委員会で検討した結果について，各委員長から次のとおり報告があったのち，組織運営の見直し案が審議され了承された。見直しの要点は，常置委員会として新たに第7常置委員会を設け，原則として，特別委員会を廃止して，その分担事項を常置委員会に分散するとともに必要があれば常置委員会のもとに小委員会，作業委員会を設置して審議しようとするものである。

 - 第1常置委員会

「臨時定員問題」については，本委員会で検討ないし意見表明することの意義が不明確である。また「教員養成大学」及び「医学教育」については，緊急の課題であれば現に存在する特別委員会で審議するべきである。
 - 医学教育に関する特別委員会

原案どおり第1常置委員会の下で小委員会として活動することが了承されたが，同時に医学教育の抱える緊急課題の多種多岐にわたることから従来どおりの審議を続けることを要望する。
 - 学術情報特別委員会

学術情報特別委員会の所掌事項を第5常置委員会に取り込むことには無理があり，むしろこれからの国立大学図書館が生涯教育問題と深く関わってくることを考えると，新しく設置される第7常置委員会にその仕事を取り込んだ方がよい。
 - 教員養成制度特別委員会

大学における教員養成の改善は重要な課題をなしており、附属学校の在り方と役割に関する調査研究を実施することなどの点を考慮される必要があり、教員養成にかかわる審議の場を、常置委員会の下に置かれる当面の問題を検討するための短期的なワーキンググループのみに位置付けることには疑問がある。

(6) 各地区学長会議の状況報告

各地区世話大学長から、前総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議における協議の様相についてそれぞれ報告があった。

(7) 第98回総会等の日時・場所について

次回総会を、来年6月18日(火)及び19日(水)午前中に、また事務連絡会議を21日(金)いずれも神田・学士会館において開催することを決定した。なお、19日午後は文部省招集の学長会議が行われる。

2. 大学入試センターからの連絡事項

大学入試センターの平川副所長から、次のとおり大学入試センター試験について説明があった。

- 平成8年度のセンター試験は、受験志願者数が574,000人を越え、過去最高となった。各大学のご協力をお願いしたい。
- 平成9年度からのセンター試験について、得点調整の廃止、枝間得点の公表及び追試験の廃止について検討してきたが、追試験の廃止については国立大学協会等でご審議いただいたが、その後、各関係方面からの強い反対意見があり、当面、見送ることになった。今後ともセンター試験について変わらぬご支援をお願いしたい。

3. 文部省からの説明及び事務連絡

文部省から、関係官が出席し、概ね次のような説明があった。

(1) 若松企画課長

- 大学審議会では、今後予想される高等教育の大衆化の一層の進展と社会・経済の変化を踏まえ、現行計画に引き続き平成12年度以降の高等教育の在り方について検討するため、「高等教育将来構想部会」を設置することになった。ここで平成12年以降の大学の 신설、増設の方針を決めることになるので、来年秋頃までに基本的方向を明らかにしたい。

各部会の動きとしては、大学教育部会は9月18日に「審議の概要；高等教育の一層の改善について」を総会に報告し、公表した。現在、専門学校修了者に大学編入学の資格を認めることについて審議している。大学院部会は6月29日に「審議の概要；大学院の教育研究の質的向上について」を総会に報告した。検討課題としては大学院の長期在学コース、高等専門学校卒業者に対する大学院入学資格付与の問題などがある。組織運営部会は9月18日に「大学運営の円滑化について」を総会に答申している。ここでは主として学長のリーダーシップを中心に述べられているが、事務組織の在り方についても、専門事務体制の整備、職員の研修、人事交流の促進などが提言されている。また、同じく組織運営部会では「審議の概要(中間報告)；大学教員の任期制」を総会に報告し、公表した。ここでは人事の流動化による教育研究の活性化、多様な経験を積んだ若手研究者の育成の観点から各大学の自主的判断により任期制を導入することが適切であること及びその場合の措置につ

いて述べられている。各部会で報告されたことについて今後大学・団体等のご意見を聞きながら詰められていくので、宜しくお願ひしたい。そのほか大学入試に関する専門委員会では、入試制度の在り方について中・長期的観点から幅広い審議をしており、平成5年9月に「大学入試改善に関する審議のまとめ」を報告したところである。

次にわが国の医学医療は、国民の期待の高まる中で大きな変革期を迎えており、このたび「21世紀の医学医療に関する懇談会」を設置し、大学における医学、医療、教育、研究の在り方や大学附属病院の問題、リカレント教育などの必要な諸方策について審議する予定である。

- 昨今の経済不況により今春の大学卒業者の就職率は前年より3.4%低下し67.1%となり、とくに女子学生の就職状況が厳しい。10月1日現在で就職の内定していない学生数は、約234,000人で、そのうち女子が169,000人と見込まれている。文部省として、11月に第2回就職ガイダンスを開催し、また全国就職問題協議会、就職問題懇談会等を開催し、情報を交換し、対応を協議し学生の就職支援について要請している。各大学でも学生の就職について、情報交換、就職先の開拓、学生の就職先選択指導、過年度卒業生の就職などについてご努力をお願いしたい。

(2) 近藤大学課長

- 平成8年度予算編成について、新聞に平成9年度からの授業料36,000円増額の話が出ているが、公式の連絡はまだ受けていない。第3次補正予算の動きもあるようだが、補正予算は執行する時間的余裕が少ないので、いつでも対応できるよう準備願ひたい。とくに

第3次補正予算は施設整備のほか新たな産業の創出につながるような課題の予算もあるのでそれも考慮されたい。

- 予算の執行について、学長裁量経費を示達したが、有効に活用されるよう願ひしたい。大学院高度化推進経費、大学改革推進経費についても10月にお知らせしたが、これらの経費を要求していない部局もあり、大学改革への取組みに温度差のあることを感じている。大学改革については特色ある改革を考えるとともに、単に組織だけの改革でなく教育研究のソフト面の改革に力点を置いて考えていただきたい。
- 平成9年度から、新しい高等学校学習指導要領に基づいて多様な教育を受けた者が大学に入学してくるので、それを踏まえた大学教育の在り方についても積極的に取り組んでいただきたい。
- 大学の自己点検についても、点検作業に止まらず外部評価を含め、評価に踏み込んだ特色ある報告書を作成願ひたい。
- 大学院問題を検討する際には、研究科等の組織だけでなく、学位授与の円滑化、社会人受入れのためのカリキュラム改革、研究指導体制の見直し、他研究機関との連携などソフト面も検討していただきたい。
- 児童数の減少により教員養成の規模を見直すことは重要な課題であるが、一方いじめなど学校現場で問題が多発しており、教員養成の質を高めることが求められている。どのような教員が求められているか知るため大学教官が教育委員会とも意思疎通を図るよう願ひしたい。附属学校についても一部ではあるが受験予備校化してその設置目的と違うとの批判もあり、附属学校の管理運営と在り方に

- ついて良い対応をお願いしたい。
- 国立大学の臨時増募の学生定員の解消については、平成7年度で20大学640人、8年度で820人の減少を概算要求しており、平成12年度までに完了することになっているのでご協力をお願いしたい。
 - 行財政改革、地方分権推進の国政上の課題にからみ、国立大学の地方移管、民営化の話も依然として取り沙汰されており、文部省でも国立大学の使命について説明しているが、国立大学でも教育研究の実績を含め地域の中で評価される大学づくりにご努力願いたい。
 - 初中等教育で新しい学力観による授業改革を進めても大学入試が変わらないと何も変わらないとの議論が多い。大学入試に関し、新しい学力観（自習意欲、思考力、判断力、表現力の育成等）の教育を評価する入試問題について議論され、評価の多元化、複数化を進め、入学者選抜の多様化を進めていただきたい。また入学後の学生の成績追跡調査も入試改善のため大事であると思う。平成8年度から制度化した専門高校の入試選抜についてもご検討をお願いしたい。平成9年度から入試が分離分割方式に一本化されるが、前期と後期の比率7：3について、この比率が極端な大学もあり、良い対応をお願いしたい。
 - 国立大学の役割、科学技術振興について関係省庁の理解も徐々に深まりつつあるが、来春には第9次定員削減が示されると思う。文部省として定員削減の比率減少に努力するが、各大学も連携し支援材料を提供していただきたい。

(3) 松元教職員課長

- 教員養成は開放システムで行われ、98国立

- 大学中79大学が教員養成の課程認定を受けているが、課程認定の手続きについては、事前に教職員課にご相談願いたい。教員養成で大きな問題は教員採用数の減少で、公立小中学校で、10年前には38,000人の採用があったが、平成6年度には2万人に減少し、教員養成学部出身者16,000人のうち、53%が就職した状況である。これは児童数の減少に伴って生じたもので、児童数は昭和57年をピークに平成15年に底を打つと思われ、教員採用数も平成17年に現在のレベルに戻ると思われる。教員養成系大学出身者の採用数が一般大学出身者と同様に減少していることについて教員養成系大学・学部の存在意義が問われている。
- 昭和63年に教員免許制度を改正し、教員の専門性向上を目指し大学院レベルの専修免許状を導入し、実践的指導力の育成をはかるため教育相談や生徒指導科目の単位数を増加したが、その後もいじめ、登校拒否など問題が多く、なお一層の教育内容の改善が必要である。現在教員養成大学に大学院博士課程を設置する動きがあるが、そこで実践的指導力の育成につながる研究者が養成されていくことが期待されている。
 - 短期大学卒の教職就職者数が躍進している面もあり、大学でも教職の就職につながる教員養成教育が大事で、養成した学生が就職して力を発揮できることが必要である。また学部の改編などを機会として、実践的指導力育成についての工夫をされるようお願いしたい。
 - 教員養成の改善充実については、中央教育審議会等で種々指摘されているが、文部省としても「現免許制度のもとで、いかに教員養成の在り方、カリキュラム改善をするか」に

ついて東京学芸大学に調査研究を依頼した。今年度内に中間的なまとめが出ると思う。また教員養成大学については、一定数の現職教員を受け入れるということで、大学院修士課程の整備が行われているが、定員が充足されていないところもあり、教育内容が現場教育と関連性が少ないとの指摘もあるので、これらの点について改善をお願いしたい。また短期大学卒業のⅡ種免許所有者がⅠ種免許を取得するための認定講習の開設について各大学のご協力をお願いしたい。

(4) 北村生涯学習振興課長

- 生涯学習について、高度な内容の学習需要が高まっており、大学の対応が重要になっている。各大学が大学改革の中で生涯学習の機能強化について取り組んでいただきたい。10年前に臨時教育審議会で生涯学習体系への移行の大方針が出され、その後生涯学習局の設置、生涯学習振興法の制定、生涯学習審議会の設置などが行われ、文部省はすべての市民に、学校内外を問わず、様々な学習機会を提供する施策を行ってきている。

また大学審議会の「社会に開かれた大学づくりを目指した改善」の提言を受けて各大学で様々な生涯学習への取り組みが行われている。大学が若者だけの大学でなく意欲と能力があれば誰でも学べるようになることが生涯学習社会を構築するうえで重要な課題である。生涯学習社会は、人々が自由に学習機会を選択して学び、学んだ成果が適切に評価される社会であり、その背景には学歴偏重社会の是正、心の豊かさを求めている学習意欲への対応、新しい知識・技術の習得需要への対応などがあり、多様な内容の学習機会が提供されなければならない。すでに各大学で社会人

のための特別入試、昼夜開講制、社会人の要望に沿った大学院の開設、科目等履修生などの創設がみられる状況になってきている。文部省としてリカレント教育推進事業も行っており、大学の公開講座等も1,000以上の講座が開設され、約55,000人が受講しているので引き続きご努力をお願いしたい。なお来年度は、通信衛星を利用して大学の公開講座を公民館等に配信する実験的な予算や男女共同参画社会実現に関してのセミナー開催の予算を要求しているのでよろしくをお願いしたい。

また生涯学習センターの設置及びその他の既存施設の社会への開放、大学以外の場所での学習成果の認定の在り方等もご検討のうえご努力をお願いしたい。

- 放送大学は現在多様な年齢層の6万人以上が在学し、毎年2千人以上が卒業している。現在は電波を受信して受講できるのが、関東地域の一部に限られているが、平成11年度以降には放送衛星を利用して日本全国で放送大学の授業番組が受信できるようにしたい。同時に全国に地域学習センターが設置できるように努力したいと考えているのでご協力をお願いしたい。なお放送大学は300以上の授業科目を用意しており関東地域以外でもビデオテープによる教材利用は可能なので活用願いたい。
- 現在、第3期生涯学習審議会には「地域の諸施設における生涯学習機能の充実方策」及び「学習成果の活用方策」について審議をお願いし、その中で「大学における社会人の受入れ促進」及び「大学の社会への貢献」等の課題が審議されているので、その動向についても留意され協力されるようお願いしたい。

(5) 伊勢呂高等学校課長

- 高等学校教育の改革が進められており、平成6年度から学習指導要領の改訂に伴い授業科目の多様化、選択必修制の大幅な導入などの措置が講じられている。これらの授業を受けた生徒が平成9年度に各大学を受験することになるので、各大学では、高等学校教育の新しい学力観等の考え方、状況について十分理解され、大学入試、教員養成などの面を含めご配慮をお願いしたい。とくに入学者選抜については初中等教育のこれからの教育の在り方を考え、知識、技能の量に偏る事なく、学習意欲、思考力、判断力、表現力などが適切に評価されるような選抜方法について工夫されるようお願いしたい。またそれらの者が入学することになるので、高等学校の科目履修の状況などを踏まえた授業の開設をお願いしたい。
- 高等学校への進学率は96.7%に達し、多様な生徒が入学しているが生徒の個性を最大限に伸ばす観点から、各都道府県では選択の幅の広い教育課程の編成が進められており、総合学科、単位制高校など新しい型の高校設置についても積極的な取組みが行われている。総合学科は、普通科、専門学科に次いで平成6年度に発足し、7年度現在で23校が設置されている。総合学科は普通科目と専門科目の数多い科目の中から、生徒が自分の能力に基づき主体的に科目を選択履修することができ、将来の職業選択を視野に入れた自覚を深めさせる学習を重視している。総合学科の卒業生が平成9年度に初めて大学を受験することになるので、総合学科卒業生の入学者選抜について各大学のご配慮をお願いしたい。
- 職業教育の活性化方策に関する調査研究会

識から最終報告が出され、専門高校3年間の教育は、卒業後の教育を視野に入れて、将来のスペシャリストとなるための基礎基本の修得に重点を置く必要があることが示されている。そして従来の職業高校の名称を専門高校と改め、専門高校卒業生を対象とした特別の入試選抜を導入し、進学するための方策を充実することが示されており、この提言に基づき本年度から専門高校を卒業し大学に入学した者に対する補習教育の予算も認められている。また平成8年度大学入学者選抜実施要綱では、専門高校卒業生のための選抜の制度も新設されており、今後各大学のご協力をお願いしたい。

(6) 早田研究機関課長

平成8年度概算要求については、既存の研究組織、事業の見直しとともに新しい学術研究の展開にむけて次のような事項について要求を纏めた。

- 科学研究費補助金について、初めて1千億円を超えた要求となり、「萌芽的研究促進」の区分を創設するとともに基盤的拡充（一般研究）について重点的に増額を図っている。科学研究費は補正予算を含めて考えると平成7年度に1千億円を超えている。
- 平成8年度の科学技術関係予算は、政府全体で2兆6,855億円で前年度比7.4%増加し文部省関係は約45%を占め、1兆2,298億円となっている。
- 科学研究費のほか、研究費の拡充、若手研究者の育成確保（ポストク等1万人支援計画の推進）、学術研究体制の整備（国際交流、情報発信、COE機能の強化、共同研究体制整備）を図っており、研究所等でも自己評価、外部評価等と新しい学術の動向を踏まえ組織

改革について取り組んで貰いたい。

- 研究支援体制等の整備については、大学等で行う各種研究プロジェクト等に博士課程修了者を非常勤研究員に、大学院後期課程在学者をリサーチアシスタントに、また退職した技官等をリサーチアシスタント・シニアとして雇用し、研究の進展を図るとともに若手研究者の育成・確保及び研究支援体制の充実を図っている。
- 学術情報基盤の整備充実として、学術ネットワークの高度化、高速化、国際化、大学図書館機能の強化、大型計算機センター、ユニバーシティ・ミュージアムの整備などを行っている。
- 学術審議会の建議を踏まえ、創造性豊かな世界の最先端の学術研究を推進する卓越した研究拠点(COE)の形成を図るため、COEとしての特色を有している機関や当該機関の性格上COEとなることが要請されている機関について、研究の一層の高度化を図るため、中核的研究機関支援プログラム(50機関分)の経費等が要求されている。
- 日本学術振興会の事業の充実・強化について、科学技術創造立国をめざす与党3党合意において「ポストク等1万人支援計画」が提唱されており、現在文部省関係で約3,000人いる特別研究員を5年間で8,000人(うち非常勤研究員1,000人)に拡充できるよう図っている。
- 新たな産業の創出や地球規模問題の解決などを目的とするための学術研究の振興のため、日本学術振興会への出資制度を新たに設け、将来に向けての知的資産の形成・蓄積が期待される研究プロジェクトを推進する事業の開始とベンチャービジネス等新たな産業の

創出につながる研究分野の国際的な共同研究を推進する基金の設置を図り、知的資産形成推進事業(仮称)(研究課題数100件、予算100億円)及び国際学術研究推進基金(予算10億円)を要求している。

- 留学生交流推進体制の充実については、とくに大学間交流協定に基づき母国の大学に在籍したまま、1年間以内の短期間、アジア・太平洋地域からわが国に留学し、及びわが国からそれらの地域に留学する学部・大学院生を支援するための短期留学制度の推進について図り、留学生受入れ人数の拡大(合計1,800人)と派遣人数の拡大(合計450人)及び対象地域の拡大(世界各国)を要求している。
 - 国際交流・協力の推進については、国際共同研究事業として平成8年度から新たにアジアモンスーンエネルギー水循環観測研究計画及び欧州原子研究機関の推進する大型陽子・陽子衝突国際共同実験に参加を図るほか、国際研究集会研究員派遣、国際シンポジウム開催、若手外国人研究者短期研究プログラム等について拡充を図っている。
 - 平成7年度の補正予算については、学術国際局関係では、第1次補正予算で約1,000億円がつけられ、第2次補正予算は文部省全体で2,581億円がつけられた。そのうち学術関係は549億円を占め、科学研究費の充実、未来開発型研究の推進、学術情報ネットワークの構築、火山観測の強化などが行われている。
- 以上学術関係予算については、与党3党合意で科学技術創造立国をめざすことが謳われ、財政制度審議会でも主要な検討項目として取り上げられる状況にあり、重要な課題になっている。その流れの中で11月に科学技術基本法も成立しており、日本学術会議からは、「高度研究体制の

早期確立について」の要望が出されている。文部省としてはこれらを踏まえ、関連施策の推進に努めたい。

なお、通常ご意見を聞く機会の少ない大学附属の研究センターなどの関係者にお集まりいた

だき、学術振興施策に関する説明会を開催し、これら施設の課題も含め意見交換をしたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1 常置委員会

日時 平成7年10月24日(火) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 金森委員長

坪井, 津布菜, 野村, 内田, 廣田, 武村, 慶伊, 加茂, 武田, 立川, 横山,
早坂各委員

田中, 天野, 雨宮, 岡村各専門委員

金森委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに委員になられた立川 涼高知大学長の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議 事〕

1. 専門委員の交代について

委員長より, 専門委員佐藤國雄(東京大学事務局長)の転出に伴う後任の専門委員として雨宮 忠東京大学事務局長並びに専門委員田原昭之(大阪大学事務局長)の転出に伴う後任の専門委員に岡林 隆大阪大学事務局長を委嘱したい旨諮られ, 異議なく承認された。

ついで出席の両専門委員の紹介があった。

2. 教員委員の推薦について

委員長より, 教員委員の11月任期満了による委員選出が諮られ, 協議の結果, 次の方を推薦することが了承された。

古賀 達蔵 筑波大学副学長
町田 篤彦 埼玉大学工学部教授
田中 成明 京都大学法学部教授

3. 前回以後の第1 常置委員会に関わる事項についての報告

委員長より, 「大学審議会組織運営部会における審議の概要(その2) —大学運営円滑化のための具体的方策について—」および学術審議会

「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」(中間まとめ)について, 会長から国大協としての意見案を作るように依頼されたので, 委員長の責任で作成した旨の報告があった。

4. 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について

委員長より, 次のような説明があった。

前回の総会で国大協の組織運営の見直しをすることが了承されたことにより, 具体案が常務理事会において審議され, この程原案が纏り理事会に諮られることになったので, 会長からそれ以前に, 各委員会の原案に対する意見を把握したい旨依頼があった。この骨子は, 現在6ある常置委員会を7つの常置委員会に改め, 特別委員会は常置委員会の改組に伴い原則として解散する。これに伴い常置委員会の担当事項が変更される。

以上について, 本委員会の担当事項, WGの設置時期, 委員構成等につき意見交換があった。

ついで委員長より次のように述べられ, 了承された。

常置委員会の改組および特別委員会の取扱いについては, 原案に賛成する。ただ, 早急に審議する課題として本委員会に割り当てられた事項については, 理事会, 総会において再考を求めることにする。つまり, 「臨時定員問題」については, 本委員会での検討ないしは意見を表明

することの意義が不明確である。「教員養成大学」「医学教育」とも各特別委員会で継続審議している課題であるならば、特別委員会として存続すべきであり、本委員会としては、早急に対応する体制が整っていないことを提起したい。

5. 国立大学の運営について（任期制、臨時増募に関わる定員等）

委員長より、概ね次のように述べられた。

大学審議会組織運営部会から大学教員の任期制について、審議の概要が発表され、これについては11月20日までに国立大学協会としての意見をださなければならないので、会長から本委員会で議論をして、できれば国立大学としての意見案として纏めてほしい旨依頼があった。

本日はこの問題について協議していただくが、議題に含まれている臨時増募に関する定員については、検討する時間があれば協議することにし、取り敢えず大学教員の任期制について議論していただく。先ず別紙国大協意見（案）を基に説明し、ご意見をうかがうことにしたい。

（以下の事項説明）

1. 任期制導入の意義

- (1) 人事の流動化による教育研究の活性化
- (2) 多様な経験を通じた若手教育・研究者の育成

2. 基本的方向

3. 任期制の具体的な在り方

(1) 任期制の運用

- ① 任期制の対象教員
- ② 再任の取扱い

③ 任期の期間

(2) 任期制の導入方法等

- ① 任期制を導入する単位、導入の方法
- ② 導入を決定する機関

(3) 任期制における評価・審査システム

- ① 再任の可否の審査
- ② 審査基準

(4) 任期制の導入に伴う措置

以上逐條的に意見を述べることにしているが、原則的には任期制導入の道を開くことは評価する。しかし、内容的には教授等に任期を導入することが適切かどうか、問題を指摘しておくことにした。このようなスタンスで意見を述べることにしているが、この基本的態度等について、ご了承が得られれば、各事項毎にご説明し、ご意見をうかがうことにしたい。

以上了承ののち、各項目について説明があり、それに対し活発な意見交換が行われ、指摘のあった原案の数ヶ所に加筆ないしは修正を加えることで、作成について委員長に一任することが了承された。

6. 今後のわが国の研究援助システムについて

委員長から次のように述べられ、了承された。

最近種々の費目によって大学の研究活性化が図られているが、国大協としてもその全般を把握し、システム全体についての意見をまとめる必要がある。時間不足もあり、今後の検討事項としたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日時 平成7年10月27日(金) 13:30~15:35

場所 東京ガーデンパレス「羽衣の間」

出席者 加藤委員長

山田, 阿部, 江崎, 橋本, 丸山(工)(代理:河西学生部長), 太田, 吉田, 丸山(和), 北川, 松浦, 山口, 高木各委員

小嶋, 荒井各専門委員

(入試改善特別委員会) 松井臨時委員

(文部省) 近藤大学課長, 大槻大学入試室長, 錦戸企画係長

(大学入試センター) 高橋所長, 平川副所長, 石井事業部長

加藤委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 報告事項

(1) 全国高等学校長協会との懇談について
委員長から次のように報告があった。

去る9月29日(金)に全国高校長協会と国立大学協会との本年度第1回の懇談会を開催し、本協会側から第2常置委員会の加藤委員長, 山極, 荒井各専門委員, 入試改善特別委員会の市川, 天野(郁), 天野(正)各委員が出席した。今回は主に、高校側から新教育課程実施に伴う高校の教育改革と大学入試に関する高校の実態や高校教員へのアンケート調査結果の報告を受け、それにもとづき意見交換した。高校側からは、主として、

○ 月2回の週5日制になって、いわゆる進学校ほど授業科目の編成に苦労していて、今後これが完全週休2日制になった場合、一層対応が難しくなる。

○ 新学習指導要領の新しい学力観(多くの知識を一時的に教え込むのではなく、自ら学ぶ意欲や思考力, 判断力, 表現力などを学力の基本とする)が教員にまだ十分浸透していない。

といった実状の報告のほか、全国普通科高校長

協会入試制度研究特別委員会が実施した「平成9年度以降の大学入学者選抜に関するアンケート調査」の結果について、特に大学入試センター試験の教科科目の利活用、及び実施期日、大学の個別学力検査の教科科目、前期・後期の募集人員の比率、推薦入学等について説明があった。

(2) 大学入試センターからの報告

1) 平成8年度大学入試センター試験の出願状況等について

高橋所長から次のように報告があった。

平成8年度大学入試センター試験の願書受付を去る10月24日に締め切ったが、その志願者数は約574,000人である。これは昨年より約16,600人上回り過去最高となった。このため、試験地区によっては、受験者が予めお願いした数を越えるところがあるので、それらの地区の大学には試験室の増設を煩わせることになるが、当該大学にはよろしくご配慮をお願いしたい。なお、確定志願者数は12月に公表する予定である。

2) 平成9年度以降の大学入試センター試験について

高橋所長から概ね次のように報告説明があった。

入試センターでは、平成9年度以降の入試センター試験の追試験及び得点調整の廃止並びに

枝間配点の公表について、これまで国立大学協会、公立大学協会、高等学校長協会等関係団体のご意見を伺い、基本的にご了承をいただいたうえで、去る5月31日にこれを報道機関を通じて公表し、さらに広く意見を求めた。その結果、得点調整の廃止と枝間配点の公表については、特に意見がなかったため、予定どおり平成9年度から行うこととしたい。しかし、追試験の廃止については、高校教員を対象に開催した説明協議会において、国公立大学への受験機会を失わせることになるので反対という意見や、止むを得ず廃止した場合には何らかの救済措置を講じるようにしてほしいとの要望があり、また、高校長協会との会合、大学審議会の大学入試に関する専門委員会でも、同様に廃止した場合の救済措置について意見が出された。一方、入試センター試験については、以前から社会の一部に批判的意見があったが、今回の廃止の提案に対し、追試験を廃止しなければ高校教育の多様化に対応した作題が困難ということは、入試センター試験が高校、大学の教育の多様化に適應できない制度なのではないか、との批判、また、入試センター試験のあり方とともに、入試センターの改廃を含めて入試のあり方全般について検討し直すべきである、という意見も起こってきた。そこで、追試験については、当面続けることとし、廃止の提案は撤回することとしたので、了解賜りたくお願い申し上げます。

以上の報告説明について、

- 追試験の廃止を含めて、入試センターの提案を止むを得ないこととして了承せざるを得ないとの結論に達した段階での突然の提案の撤回は理解しにくい。
- 廃止の理由の一つとされた、教科科目増による「良問確保の困難」は依然として残る問

題だが、今後これにどう対応するのか。

- これまでは厳しく排除してきた試験問題の重複をある程度緩和することも必要になるものと考えざるを得ない。
- 追試験の問題は、あくまで試験の公平性や問題作成の観点から、これがどうあるべきかを議論すべきである。

などの質疑応答があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

ただいまの入試センターからの説明は分かりにくい点があるが、いずれにしても提案者が自ら追試験の廃止の提案を撤回されるということであるので、この件は、委員会として報告を承ったということにしたい。

3) 大学入試センター試験及び個別学力検査の個人別成績開示請求について

石井事業部長から次のように説明があった。

横浜市立大学の学生から、大学入試センター試験及び個別学力検査の個人別成績の開示を求めて国と横浜市を相手に訴訟が起こされているが、これに対し、入試センターとしては、入試センターの前身である共通第1次試験を実施するについて、国大協がその成績の取扱いに関し決めた方針(「共通第1次試験は入学試験の一部であり、その結果を進学指導に利用させるものではないので、試験の結果は志望大学のみに通知し、本人及び高校には通知しない」)に従って、これまで通り非開示として臨むことにしているので、承知おきいただきたい。

4) 平成9年度以降の大学入試センター試験に係る経過措置及び成績提供について

石井事業部長から、入試センター試験は平成9年度以降新教育課程にもとづき出題されるが、平成9年度及び10年度の2年間は旧教育課程履修者への経過措置を講じることとしている

ため、新教育課程履修者が誤って旧教育課程履修者用の科目を解答してしまうことや、指定された解答問題数を越えて解答してしまうことが考えられるので、この場合の各大学への成績提供の方法について説明したい旨配付資料にもとづき説明があった。

5) 入試改善特別委員会からの報告

入試改善特別委員会の松井臨時委員から、去る10月23日開催の入試改善特別委員会における審議にもとづく決定事項及び第2常置委員会への審議依頼事項を委員長に代って報告したい旨要約次のような報告があった。

① 平成9年度入学者選抜についての実施要領(案)等について

入試改善特別委員会として作成した「国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領、実施細目(案)」等を平成7年6月23日付で各大学長宛に送付し、ご意見等があれば9月30日までににお寄せいただきたい旨照会したが、特にご意見はなかった。したがって、これを入試改善特別委員会の原案と確定し、来る理事会及び総会に提案する運びとしたい。

② 入試改善特別委員会から第2常置委員会への送りについて

次期総会で国大協の組織改革が行われ、入試改善特別委員会が廃止されれば、入試改善特別委員会が行っていた仕事は第2常置委員会に取り込まれることになるので、第2常置委員会に、①今後の教育対象人口の減少期における大学入試のあり方、②高校教育の多様性への対応(後期中等教育と大学教育とのアーティキュレーション)、③大学入試センター試験及び第2次試験(個別学力検査)の基本的あり方など、中・長期的展望に立った入試の将来ビジョンについて検討していただきたい旨要請することとした。

2. 高等学校の総合学科卒業の入学志願者への対応について

文部省の大槻大学入試室長から次のように説明があった。

平成6年度から高等学校に普通科、専門学科に並ぶ新たな学科として総合学科が創設されたが、その総合学科卒業生に対する平成9年度からの大学入試について、次のような方向で検討しているので、理解を賜りたい。

総合学科は、普通科目及び専門科目にわたり多様な科目を開設し、その中から生徒が主体的に選択することを特色としており、生徒の中には、専門高校に極めて近い履修をする者もいる。そこで、総合学科卒業生の入学志願者のうち、その受けた職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる者を、大学・学部の判断により、専門高校卒業生選抜の出願対象とすることができるようになる方向で検討している。

以上の説明について、異議なく、了承された。

3. 平成8年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について

初めに委員長から、「追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領」の平成8年度の原案を作成したので、ご審議いただきたい旨述べられた。

ついで、委員長の要請で、原案作成に関わった東京大学の木村入試課長から、前年度と変更した点は、日付及び曜日のみであり、基本的にはまったく変更ない旨述べられ、配付資料「平成8年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」にもとづき要点の説明があった。

ついで、委員長から同案について諮られた結果、異議なく了承され、委員長名をもって各大学長宛送付することとした。

4. 平成9年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

委員長から、東京芸術大学からの協議の件については、同大学佐藤学生課長から説明いただくことにしたい旨述べられ、ついで同課長から協議事項及び協議理由について次のように説明があった。

平成9年度第2次試験について、音楽学部は前期日程により、また美術学部については後期日程で実施することになっているが、両学部とも実技検査に約2週間の期間を要し、実施要領に定められた日程で実施することが困難なので、前期日程（音楽学部）の合格者発表日を3月12日、後期日程（美術学部）の試験開始日を3月5日、とすることを協議するものである。

以上の説明があったのち、この取扱いについて協議が行われた。その結果、この協議を特例措置として了承することとした。

5. 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について

委員長から次のように述べられた。

前回6月総会において討議した結果、国大協の組織運営を見直すこととし、その具体的見直し案を作成することが常務理事会に委ねられた。その後、常務理事会で検討され、その原案が作成された。それがお手許配付の「国立大学協会の組織運営についての見直し(案)」である。この見直し(案)の要点は、

○ 常置委員会を現在の6委員会を1委員会増やして7委員会にするとともに、新たな課題

を加え、所掌事項を若干変更する。

○ 改組に伴う委員構成については、平成9年6月総会までは移行期間とし、学長委員は、第1常置委員会から第6常置委員会まで現行どおりとする。新設の第7常置委員会については、第1常置委員会から第6常置委員会の委員の中から選任し、選任された委員は両委員会の委員を兼ねる。

○ 第7常置委員会の最初の委員長は会長の指名による。

○ 現行の特別委員会は常置委員会の改組に伴い原則として解散する。ただし、当面審議している課題がある場合は、審議が終了するまで存続する。

○ 特別委員会の設置の必要がある場合は、理事会に諮り、2年以内を限度にこれを設置することができる。

○ 改組の時期は、11月開催の理事会、総会に付議、決定後とする。

ことなどである。今後、この案を来る理事会に諮ったうえ総会で審議する予定である。

以上の説明について、次のような意見交換があった。

○ 見直し案に「早急に審議すべき課題」として掲げられた「入試の中期ビジョン」とはどのようなことか。

○ 18歳人口の減少、高校教育の多様性、などの状況を踏まえて国立大学の入試がいかにあるべきか、将来ビジョンをまとめることが期待されている。ただ、これは第2常置委員会が扱う定例的な枠を離れた問題であるので、専門家を加えたワーキング・グループを組織し、そこで検討するのが適当であろう。

○ 入試センター試験がわが国の若者、高等教育に及ぼしたマイナス面が以前から指摘され

ているところであり、この際、入試センター試験について深く議論する必要がある。

- 前回委員会（平成7年5月12日開催）の議論でも、今後、現実的対応とともに、中・長期的展望をもって入試の問題を検討すべきとの意見や、入試センター試験について、その意義・役割、利用のあり方も含めて検討する必要があるとの意見をいただいております。総会で組織改正が承認されれば、本委員会の中にワーキング・グループをつくって検討を始めることになろうが、できれば、その前に委員会でフリー・ディスカッションを行う機会をもちたい。

6. 任期満了に伴う次期教員委員について

委員長から、任期満了に伴う次期教員委員に

ついて次のように諮られ、異議なく了承された。

本委員会教員委員の阿部東北大学教授、深谷金沢大学教授及び松浦岡山大学教授には、本年10月をもって2年の任期が終了するが、3教授とも引き続き委員としてご協力いただくこととしてはいかがかお諮りする。

7. 平成9年度からの私費外国人留学生統一試験について

（財）日本国際教育協会の長谷川常務理事から、平成9年度からの私費外国人留学生統一試験については、新高校学習指導要領にもとづく試験科目の変更に従って実施したい旨説明があり、これを了承した。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日時 平成7年10月20日（金） 14:00~15:10

場所 学士会分館（本郷）7号室

出席者 佐々木委員長

久々宮、加藤、鈴木、永井、村田、細川各委員

竹内専門委員

（文部省）竹田学生課専門員、坂本企画係長

佐々木委員長主宰のもとに開会。

委員長から、学長交替に伴い新たに委員に就任された吉田正幸図書館情報大学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 教官委員の推薦について

委員長から、次のとおり述べ承された。

会長から、教官委員の任期満了に伴う後任者の推薦について依頼があったので、原則として再任願うこととし、第3常置委員会の教官委員

として次の方を推薦したのでご了承いただきたい。

平野 眞一 名古屋大学教授
村田 晃 佐賀大学教授
安永 均 電気通信大学教授

2. 国立大学協会の組織運営の見直し（案）について

委員長から、次のとおり説明があった。

会長から、別紙のとおり「国立大学の組織運営の見直し（案）について」、秋の総会に提案し

たいとのことで、各委員会で検討するよう依頼があった。見直しの趣旨は本来臨時に特別の事項を審議する目的で設置された特別委員会の設置が長期化し、委員会数も増加し、審議が恒常化していること、常置委員会と特別委員会の分担事項がはっきりしなくなっている面もあること、一方緊急の問題に国立大学協会として速やかに対処できるように運営を機動的にしたいということである。見直しの要点は、常置委員会として新たに第7常置委員会を設置し、特別委員会を廃止してその分担事項を常置委員会に分散するとともに必要があれば常置委員会のもとに小委員会を設置して審議しようというものである。

第3常置委員会については、従来の分担事項の「学生の厚生補導」が「学生生活」となったが、これは内容的変更は無く、また、新しく「学部教育」が分担事項に加わったが、これは教養教育特別委員会の分担事項の継承と第2常置委員会の分担事項であった「学科課程」を含むことになると思うのでご意見を伺いたい。

ついて各委員から、新たに分担事項となる「教養教育の問題」については、多くの課題がある旨種々意見があった。

以上のうち、委員長から、本委員会の分担事項である「学生生活」については、「大学院学生の学生生活及び留学生の学生生活」も含むものと考え、別紙見直し案を了承することとしたい旨述べ、了承された。

3. 就職問題について

竹内専門委員から、次のとおり就職問題について報告があった。

① 9月28日に就職問題懇談会が開催され、文部大臣から挨拶があったのち、文部省から11

月7日午後に関西大学で開催される予定の平成7年度第2回就職ガイダンス及び平成7年度大学、短大、高専卒業予定者の就職状況調査の実施について報告があった。ついで文部省及び就職問題懇談会の主催により、全国就職問題協議会を11月7日午前中関西大学で開催し、各学校の就職指導担当者が一堂に会し、情報交換を行い、今後の就職活動について対応を協議することが審議され了承された。また学生の就職に関する最近の状況として、企業の通年採用の問題や、短期大学側では1年生の3学期末に学生が企業と接触し情報を得る機会を持ちたいとの意見もあった。とくに私立大学側から、平成8年度の就職協定について、従来の就職協定を一部修正したいとの意見が出され、就職協定検討委員会で検討することとなった。

② 10月11日に就職協定検討委員会が開催され、就職問題懇談会で私立大学側から出された「現行の就職協定で定められている求人票公示開始や企業説明会の実施の期日を7月1日から8月1日にして、採用選考開始の期日と同じとしたい」との意見について、来年度の就職協定に取り入れるかどうか審議した。私立大学側の意見は、私立大学では、7月に学期末試験を行うところが多くなってきており、就職活動が7月から始まると学生が動揺し落ち着いて期末試験も受けられないので、これを防ぎたいとの趣旨から出たものである。検討の結果は、「来年度の協定を私立大学側から出された意見のように修正することについては、各団体とも意見を一本に纏め切れる状況ではない」というのが実情であった。当面はまず現行の就職協定を大学、企業双方で確実に守ることを徹底していくこととし、

来年度の協定は現行のままとすることが大体の意向であった。

以上の説明ののち、各委員から、国立大学における就職協定の順守状況について種々意見があった。ついで委員長から次のとおり述べられた承された。

経済の好況の時は学生の就職について企業側で一部ではあるが採用活動がいわゆる青田刈りで先行し、不況の時には学生が焦って就職活動を先行し就職協定が守られないという傾向があるが、毎年総括するときには概ね就職協定は守られたということで過ごしてきている。しかし、協定があるので大学は少なくとも公式には協定を守る努力をしていると思われる。就職協定は

一面では、青田刈りを防ぎ学事日程を守りたいという大学の希望と、就職を早く決めたいという学生の希望をどのように考えるかの問題であろう。国立大学協会としては、学生も企業も就職協定を守るよう意識を高める行動を起こす必要があり、その方策について検討する必要がある。国立大学協会としては、概ね守られるであろう現行の就職協定を来年度も同様に実施することとしたい。なお、この就職協定は主として学部学生の就職について適用が考えられており、大学院卒業予定者の就職についての適用は議論されていないが、将来大学院生が増加すれば適用が問題となると思う。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3常置委員会・第5常置委員会合同委員会

日時 平成7年10月20日(金) 15:30~16:20

場所 国立大学協会会議室

出席者 (第3常置委員会) 佐々木委員長

久々宮, 加藤, 鈴木, 永井, 村田, 細川各委員

竹内専門委員

(第5常置委員会) 江崎委員長

藤井, 坂村, 中嶋, 木村, 有山, 佐々木, 金城, 川島, 砂川各委員

佐々木, 江崎両委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 外国人留学生の学生生活等に関するアンケートの調査結果に基づく報告について

佐々木委員長から、標記報告の要点について次のような説明があった。

昨年来各国立大学にお願いし、留学生の学生生活等の実態についてご回答いただいたものまとめを前回の合同委員会でご説明したところ、そのまとめに基づいて政策提言を含めた報告を作成すべきであるとの結論になったので、

第5常置委員会の西村委員のご助力を得て別紙資料のとおり「留学成果の向上と受入れ拡大のために一外国人留学生の学生生活等に関するアンケート結果報告一」を作成し、その後、第3と第5常置委員会の小委員会に諮り、了承を得て本日配布した。

要点は次の通りである。

- 「留学生受入れ10万人計画」の方針に基づき、国立大学においても、現在留学生約2万人を受け入れている。
- 海外における日本語教育の普及は進んでいない。漢字習得が大きな壁になっている。留

学において成果を挙げるためには日本人向けに開講されている講義を理解できることが必要であり、国費留学生には留学生センターで日本語教育の機会があるが、私費留学生にはなく、各大学で日本語の補講を開設しているが、専門科目の時間との競合もあり、授業時間数、担当教員、授業財政支援など極めて不十分である。

- 留学生に対し教官が筋の明快な判りやすい講義をし、分野によっては英語による学位論文作成を認めるなどの工夫が必要である。
- 留学生の日本語能力の抜本的改善のためには、文部省、大学が一体となって、留学前の日本語予備教育を展開すること。当面の方策としては各大学に配置される日本語・日本事情指導教官の増員による日本語の指導への強力な支援及びホームステイの推進などが考えられる。
- 日本語能力のほか、留学生の基礎学力、基礎訓練の不足また勉学態度に問題があるとする意見もある。留学生受け入れに伴う教官増員や課外補講・チューターによる指導などを充実する必要がある。また素行が著しく不良の者、成業の見込みのない者に対しては、早期に帰国を促す等の措置をとることが必要であろう。
- 留学生の選抜については、高校3年間を日本で学んだ留学生についての特別選抜、私費外国人留学生統一試験の海外試験場の増加及びその試験結果を活用することが考えられる。また留学生の選抜・受入れは国立大学共通の課題であって、効果的方策樹立のためのプロジェクトチームを作る必要があろう。
- 私費留学生の場合は、多くのアルバイトに従事して、学業成績が芳しくない場合も生じ

うる。留学生に相応しいアルバイト先の開拓・紹介、奨学金の提供、国費留学生受入れ枠の拡大とその支給額単価引上げ等が望まれる。

- 留学生の経済条件の改善のために低廉な宿舍の提供が大きな助けになる。留学生宿舍の建築の推進とともに、借上げ宿舍、宿舍補助(敷金等)が不可欠であるとともに地方公共団体や公益法人が積極的に宿舍建設に取り組むことが期待される。
- 留学生入国に際しての入国管理局に対する身元保証人、また民間宿舍入居契約時の貸し主に対する私法上の実質的経済負担の可能性がある連帯保証人に指導教官がなっているが、指導教官の本来負担する必要のない心労を解消する必要があり、機関保証の導入や保証人制度に代わる制度(例えば保証機関の設立など)の開発が望まれる。
- 地域との交流についても各大学で様々に行われているが、一日限りのものでなく、日常的、恒常的なものがより望まれ、一層の工夫が必要である。
- 留学生は、日本社会の閉鎖性を感じており、日本全体の課題であろう。
- 衛生状態の異なる地域からの留学生の入国時の健康チェック、滞日中の健康診断、治療についての配慮及び健康保健、メンタルケアについての充実などが望まれる。
- 短期留学が大きくクローズアップされているが、英語による授業の開設、宿舍問題の解決、日本語履修等へ対応するための教職員の定員措置が必要である。
- 留学生受け入れがスムーズに行われているのは、ベテランの職員の献身的努力による部分が多い。事務担当者の増員を行うとともに

職員がある程度の期間引き続き留学生関係事務を行えるよう配慮することが必要である。

- 留学生施策の改善のための基礎資料とするため、定期的な留学生実態調査及び帰国した留学生に対する調査を行い、これをフィードバックする体制を作る必要がある。
- 受入れる留学生が定員化されていないため、教職員の増加がほとんどないままで留学生が受入れられ、これが日本人学生のケアにまで影響している。これが最も大きな課題と感じられており、この改善が切望される。

ついで、各委員から次のような意見があった。

- 財政当局も留学生関係の重要性を認識されており、留学生関係予算の増加率は文教関係予算の中では大きい。
- 日本国際教育協会で留学生統一試験を海外

で実施しているようであるが、留学生数の多い中国で行う必要がある。また各大学が外国大学と交流協定を締結する時に、留学生が来日する前に、その大学で日本語教育を実施する制度を盛り込み、外国での留学生統一試験と連動して学生を選抜し、受入れができれば良い。

- 帰国した留学生との交流も促進し、日本に対する良い世論を作ることに貢献して貰う方策が必要である。アジア地域などで帰国留学生が同窓会のような組織をつくり活動しているところもある。

以上のうち、委員長から、各委員のご意見もとに、本報告の文案を一部修正のうえ、総会に提出したい旨述べ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4 常置委員会

日時 平成7年10月17日(火) 10:00~12:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 田中委員長

保原、荒川、清水、船越、梶井、伊東、岡田、仲井、浅野、野地(代理:清野鳴門教育大学副学長)各委員

黒崎、菅原各専門委員

(文部省) 膝館人事課給与第4係長

田中委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

委員長から、野地鳴門教育大学長の代わりに出席された清野副学長及び新たに委員となられた仲井 豊愛知教育大学長の紹介があった。また一橋大学へ転任された黒崎事務局長の専門委員継続について諮られ、了承された。

1. 教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査基準(案)について

委員長から、別紙資料により次のとおり説明があった。

6月の総会で、「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について』に対する回答を踏まえての提言」についての意見調査(まとめ)が承認され、国大協として教室系技術職員の専門

行政職移行についての方向が出たので、それを具体化していくために前総会以後、小委員会で「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査基準」について検討し、配付資料のとおり審査基準（案）を作成した。内容は専門行政職俸給表をどのような者に適用するのかという点で、基準を定め、関係方面にその実現方について協議要望して行こうということである。基準作成についての基本的姿勢としては、

- (1) 6つの職務分類に当てはまらない事務等に従事する例外的な者については、別途検討する。
- (2) 6つの職務分類の職務に従事する者が在職している官職は、全て専門行政職俸給表の定数とし、教室系技術職員の全員移行を目指す。
- (3) 当面移行時になるべく多くの技術職員が専門行政職に移行できるよう努力し、移行時における取扱いを定める。
- (4) 専門行政職俸給表が適用されなかった者について、移行後においても全員に資格認定のための試験の受験の機会を公平に与え、本人の努力により専門行政職に移行できる道を作る。

基準案は、統一基準として、専門行政職俸給表が適用されるのは、原則は国家公務員採用Ⅰ種試験及びⅡ種試験の技術系試験区分の合格者としつつ、一定の試験合格者、資格保有者、学位保有者、業績保有者などは統一基準の資格該当者とし、その他移行時には行政職俸給表(一)適用の技術職員で専門的知識、能力、経験を有する一定範囲の者について専門行政職を適用することとしている。また移行後は全員が公平に受験できる資格認定試験（単位制、研修認定制

なども検討）を用意し、専門行政職への道を開いている。

以上の説明ののち、各委員から次のような点について意見があった。

○ 技術職員の職務が「教官の示す大綱的方針のもと、研究教育に関わる業務、指導等を独立して行う職務」としている点について、「大綱的方針」の意味、表現の仕方、記載することの是非、教官と技術職員の位置付けなどについて

○ 資格基準で定めている「業績が修士課程修了程度の専門的知識及び能力を有する者」とされている「業績」の概念及びその客観的評価、審査機関の問題について

○ 学生指導などの職務経験を評価して業績として見る点について

○ 資格認定試験を人事院が実施できない場合の対応について

以上ののち委員長から次の通り述べ承された。

本案は、国立大学協会としての基本的考え、希望を直に出したものであり、これから関係方面と協議し、実現に努力しなければならないが、その過程で決断し、修正しなければならないこともあるかと思う。本日は基本的に本案をご承認願ひ、述語などを補い文面を修正すること及びこの基準案に全体的な説明の前文を作成し、添付することを委員長にご一任願ひたい。そのうえで本案を理事会、総会に提出しご審議願ひこととしたい。

2. 国立大学協会の組織運営の見直し（案）について

委員長から別紙資料により次のとおり説明があった。

会長から別紙(案)のとおり国立大学協会の委員会組織の見直しについて、秋の総会に付議するため、各委員会で検討するよう依頼があった。見直しの趣旨は本来臨時に特別の事項を審議する趣旨で設置された7つの特別委員会の設置が長期化し、委員会数も増加して審議が恒常化していること、常置委員会と特別委員会の分担事項に不分明な部分が生じていること、一方緊急の問題に国立大学協会として速やかに対処できるように運営を機動的にしたいということである。見直しの要点は常置委員会として新たに第7常置委員会を設置し、特別委員会を廃止してその分担事項を常置委員会に分散するとともに必要があれば常置委員会の下に小委員会を設置して審議しようというものである。

他の常置委員会は分担事項の変更があったが、本委員会は変更がなく委員数も次回改選期までは従来どおりである。

以上説明ののち、各委員から第7常置委員会の分担事項、小委員会の構成、教官の任期制の審議と待遇改善の審議の関連などについて質問があったほか、とくに意見はなく、本見直し案について意見がない旨回答することが了承された。

3. 教員委員の推薦について

委員長から、次のとおり述べ承された。

教員委員の任期が11月6日の理事会開催日で満了するため、会長より教員委員の推薦依頼があったので、原則は再任することとし、次の方に依頼したので、ご了承願いたい。

保原喜志夫	北海道大学副学長
大谷 毅	信州大学経済学部教授
多淵 敏樹	神戸大学副学長

4. 委員長の互選について

委員長から、委員長の学長任期(東京水産大学学長)が満了(平成7年11月16日)するので、後任委員長の互選をお願いしたい旨述べ、協議の結果、梶井委員(東京農工大学学長)を11月17日からの委員長として選出することとなった。

5. 小委員会委員の選任について

委員長から次のとおり述べ承された。

小委員会の委員である梶井委員が委員長に就任されるので、その後任の小委員会委員として、とくに意見がなければ自分の後任者である小泉千秋教授(東京水産大学学長予定者)を小委員会委員に選任することとしたい旨述べ、了承された。

6. 報告事項

- ① 7月12日、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を吉川会長、田中委員長、伊東委員、菅原専門委員、滝沢事務局長が、人事院市川人事官ほか、大蔵省、文部省関係官に提出し、その趣旨にそっての配慮方を要望した。
- ② 9月25日、「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を田中委員長、滝沢事務局長が、総務庁栃本人事局次長ほか、大蔵省、文部省関係官に提出し、その趣旨にそっての配慮方を要望した。
- ③ 7月17日、田中委員長、伊東委員、梶井委員が全国大学高専教職員組合からの申し入れにより小山副委員長ほか数名と懇談し、教室系技術職員の専門行政職移行の問題について話し合った。
- ④ 8月24日、東京地区大学教職員組合協議会

からの申し入れにより小島専門委員が会い、
教室系技術職員の専門行政職移行についての

要望について説明を聞いた。
以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成7年10月20日(金) 13:30~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 江崎委員長

藤井、坂村、中嶋、木村、有山、水岡、佐々木、金城、川島、吉田、砂川各
委員

(文部省) 木谷雅人留学生課長、高田朋香国際企画課企画調整係長、高橋憲
一郎留学生課事務官

江崎委員長の主宰のもとに開会。

[議 事]

1. UMAP ワーキング・パーティの報告について

委員長から次のように述べられた。

水岡委員より、去る8月16日~17日の両日、
ニュージーランド・クライストチャーチで開催
されたUMAP ワーキング・パーティの報告を
願う。

続いて、水岡委員より配付資料「UMAP ワー
キング・パーティでの議論の概要」に基づき、
概ね次のような報告があった。

UMAP は今までの学生国際交流の推進をめ
ぐる理念・哲学的な論議の段階から、その促進
に必要な制度上の整備を図るといふ、実践的な
段階へと、大きな転換期を迎えている。特に、
大学間交流協定が多く締結され交流の活発化に
伴い、その促進にUMAP がどのような役割を
果たすべきかが課題になっている。このような
一般的背景を踏まえ、次のような事柄が議論さ
れた。

(1) 学生国際交流にかかわるデータ収集：日
本は大阪の定例総会で国立大学の国際交流協

定実施状況を調査報告したが、来夏のオーク
ランド定例総会では、これを拡大し各国が報
告することとなった。なお、日本の報告は国
立大学のデータのみであったが、公立・私立
大学を含めた日本全体の報告が欲しいとの意
見が強かった。

(2) 学生国際交流にかかわる情報の普及：J
USSEP 小委員会では米国側からクリアリ
ング・ハウス設置が提案されているが、今回
のワーキング・パーティで、アジア太平洋地
域諸国の留学情報の普及が遅れているので、
イヤブックやインターネット等新しい方法
を含めて、学生が幅広いオプションの中から
選択できるよう、各国が大学や各種奨学金制
度等の情報に容易にアクセスできるシステム
の構築が課題であるということ意見の一致
を見た。

(3) 学生国際交流に際し障害となる制度の改
善：「外国で短期留学生として学んだ」こと
自体を自国の所属大学が単位認定することの
可能性等が提案され議論された。日本に対し
ては短期交流留学生に対する査証・入国手続
きの簡素化・迅速化の要望が出された。

(4) 奨学金制度に対応した受入れ条件等の整

備：日本では短期留学推進制度をはじめ諸種の奨学金制度の増加に伴い、対応しきれない状況が生じてきた。例えば、タイでは双方向の原則の下、政府奨学金による短期留学生派遣を決定したが、タイへの留学希望学生は相対的に少なく均衡を維持できないので、均衡が図れるような措置の要望があった。

(5) 短期留学における使用言語：大阪でのUMAP 定例総会でも大きな議論を呼んだテーマである。ワーキング・パーティでは「国際語」である英語を用いた短期留学プログラム実施が必要とする意見、短期留学の目的の一つである「異文化体験」の観点から留学先の言語での教育を中心にすべきとの意見が出され、結論が出なかった。来年のオークランド定例総会で引き続き議論される。

(6) 短期留学生用のカリキュラム開発：既にJUSSEP 小委員会では米国との関係で検討が進んでいるが、UMAP ではそこまで至っていない、今後の検討課題である。ワーキング・パーティではジョイント・ディグリー（複数国の大学からの卒業資格取得）やJUSSEP の流れに沿ったカリキュラム開発の必要性等の意見が出され、また留学生用に特別なカリキュラムやプログラムを用意することによって留学生と留学先国人との交流が少なくなる「留学生ゲッター」となる危険性も指摘された。

(7) APEC との関係：既にAPEC との関係を引き続き検討することが合意されているが、例えばUMAP とAPEC の加盟国の相違の問題、また管轄省庁の相違により生ずる問題等の意見が出された。

(8) UMAP の会員国：米国がワーキング・パーティ及び定例総会の正規メンバーとなる

ことが承認された。その他、仏領ポリネシア、南米等にも、対象を拡大する意見も出た。

(9) UMAP 事務局 (Secretariat) の設置：1991年にUMAP を創設以来、豪州より国際事務局設置が繰り返し提案されているが、日本は時期尚早で実績を重ねた上で設置の検討を開始しても遅くはないと主張し、ペンディングとなってきたという経緯があるが、今までの理念等の議論の段階から実践的な学生国際交流を活発化するという新しい段階を迎えて、現体制では対応しきれないので、専任の職員若干名を置く事務局をアジア太平洋地域の一箇所に設置する必要があるということで大方向の意見の一致を見た。

この場合、加盟国が資金を拠出する必要が生じ、その組織・機能・費用等の原案を豪州が取りまとめることとなった。オークランド会議で国際事務局設置の決定が予想され、その場合、日本もUMAP 創設メンバーの一国として応分の負担が求められるものと予想されるので、本日審議いただきたい。なお、事務局の設置場所は香港等の意見がでたが決定に至っていない。

(10) 政府からのより大きなコミットメントの必要：日本では、UMAP は国大協を中心に取り組んできたが、この体制では種々限界がある。アジア太平洋地域、特に豪州、タイ等から向けられている国際的期待に応えるためにも、国大協レベルに止まらず政府レベルの対応が不可欠である。文部省の支援をお願いする。

以上の報告に関して、次のような意見交換があった。

○ 第16回カルコン（日米文化教育交流会議）

総会で、JYAプログラムによる米国学部留学生の特に国立大学への受入れ増加に向け作業することが合意された。これを受けて、JUSSEP小委員会は大学間交流協定に基づく短期学部学生の双方向交流を検討している。米国側はこの選抜方法では数が限られるので、クリアリング・ハウスを設置し門戸の開放を要請している。

- UMAPとJUSSEPは交流協定を通じて短期留学生の双方向交流を図るということでは共通だが、UMAP会員国は宗教、言語、経済状況等多様性があり、その意味で双方向交流が困難な面がある。アジア太平洋地域の多様性の克服が今後の検討課題である。
- 近年、短期留学による学生交流が活発化し、その受入れ推進のため平成6年度に短期留学推進制度を創設し、順次、対象人数・対象地域の拡大が図られている。
- これまでのUMAPでの言語に関する議論では、使用言語を“国際語”である英語とするか、留学先国の言語とするかは難しい問題で、どちらもメリット・デメリットがある。欧州のように経済的・社会的・文化的にある程度統一性のあるところはよいが、昨年12月の大阪大会でも“アジア太平洋地域の多様性を踏まえた双方向交流の促進”をテーマに掲げたように、アジア地域は非常に多様性があるので、多様性を尊重し相互に社会・文化を学ぶというUMAPの理念から見ても、言葉も留学先の言語で教育を受ける方がよいのではないか。
- 短期留学の目的が言語研修に絞られ、大学が日本語学校の機能を持たされるだけでは困る。単位互換や異文化体験も含め、バランスの取れた留学成果を得ることが重要課題であ

る。

- 日本国際教育協会がインターネットによる日本の留学情報の提供を来年度概算要求で出している。次に、本年短期留学推進制度で第2期までに、1,200名受入れているが、その内英語のプログラムによる受入れは約100名である。これ以外に英語で個別指導等を行っているものもあるが、大部分は日本語で教育している。国立大学での英語のプログラムの実施は開始されたばかりで、現在、拡充を図っている段階である。最後に、恒久的なUMAP国際事務局設置については、もう少し検討させてほしい。
- UMAP加盟国はUMAP活動に強い期待を寄せている。文部省にあっては、その国際的責務を配慮いただき、支援をお願いしたい。

概ね以上のような意見交換の後、水岡委員から次のような提案があった。

第4回UMAP会議開催に際しては実行委員会的役割を担うものとしてUMAP小委員会を組織した。会議は昨年末に成功裏に終了したので、前回委員会で会議開催のために委嘱したUMAP小委員会委員は解嘱したが、アジア太平洋地域の短期学生交流は重要な課題であるので、小委員会は引き続き存続させることを決定した。来年8月にニュージーランドで開催される第5回UMAP会議で審議されることが予想される諸課題を検討するためのUMAP小委員会の委員構成や運営方針を審議いただきたい。また、先ほどの報告で触れたように、日本は国大協レベルだけでなく、公立・私立大学を含めた日本全体としてのコミットメントが必要と考えられるので、国公私立大学代表者による協議組織の設置についても審議いただきたい。

これについて協議の結果、日本では国大協が中心的役割を果たして来ているので、差し当たりは第5常置委員会のUMAP小委員会で検討を開始するのが先決との結論となり、小委員会委員は委員長と水岡委員で相談の上、適任の方に就任方を依頼することとなった。

2. JUSSEP小委員会の報告について

委員長より配付資料「JUSSEP小委員会経過報告書(案)」に基づき、これまでの経緯の説明があった。

報告書の構成は次の通り。

- I. JUSSEP小委員会——今までの経緯
 - II. カリキュラム・アブロード・プロジェクト第2回日米合同計画会合報告
 - (1) 米国学生の日本短期留学の動機・期待・背景
 - (2) J.Y.Aプログラムにおけるカリキュラムのあり方と単位互換
 - (3) Engineering分野の短期学生交流について
 - (4) カリキュラム開発について
 - (5) 日本語教育について
 - (6) 短期留学カリキュラムについての各大学別のカリキュラム討論内容
 - (7) 情報交換システムの構築及びクリアニング・ハウス等について
 - III. カルコン日米学部学生交流の推進への取り組み
 - IV. 今後の方針
 - V. 資料
- ## 3. 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について

委員長より、次のように述べられた。

去る6月総会において、国大協の組織運営の見直しが了承され、これを受けて常務理事会で審議した結果、見直し案が纏まり、9月20日付の会長名文書で、これについての当委員会の意見の提出を求められたのでお諮りする。

続いて、委員長より配付資料「国立大学協会の組織運営についての見直し(案)」に基づき内容の説明があった。

これについて協議の結果、特に異議なく了承された。

4. 国立大学協会訪米調査団報告書について

委員長より次のように述べられた後、配付資料「国立大学協会訪米調査団報告書(案)」に基づき説明があった。

国大協訪米調査団は去る7月23日～8月5日の2週間にわたり、米国のトップクラスの10大学を訪問視察し、(1)各大学の特質と運営方針、(2)入学許可方針と実施体制、(3)カリキュラムと教育内容、(4)教育と研究の評価方針及びメリトグラシィ、(5)学生の国際交流特に日米学生交流への取り組み、について調査を行い少なからぬ成果を収めることが出来た。本日、それを取りまとめた「報告書(案)」を配付したが、前回委員会です承を得た通り、本報告書を11月総会に提出したい。

報告書の構成は次の通り。

まえがき

- I. 調査の概要
 - II. 訪問機関別調査記録
 - III. 調査を終えて(団員各位の感想)
- あとがき

5. 豪州雇用教育訓練省国際局長との懇談について

委員長より、次のような報告があった。

文部省学術国際局長からの申入れにより、去る10月20日、木村委員(東京工業大学長)、川島

委員(大阪大学教授)と私の三名がオーストラリア連邦雇用教育訓練省のロジャー・ビーコック国際局長と国大協の国際交流について懇談した。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日 時 平成7年10月25日(水) 13:30~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 石川委員長

坪井、武藤、佐々木、武田各委員

大山専門委員

(文部省) 木曾医学教育課長

石川委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 卒後臨床研修の問題について

木曾医学教育課長から、資料をもとに次のような説明があった。

現在、医学部卒業生の卒後臨床研修は、医師法により努力規定として定められており、卒業生の85%が臨床研修医となり、そのうち80%が大学病院で研修を受けている。

この現状の中で昨年12月厚生省の医療関係者審議会臨床研修部会から「卒後臨床研修を必修化すべきである」との中間報告が出され、現在もその小委員会において必修化に伴う課題について検討が進められている。厚生省は大学病院における臨床研修が医局単位で狭く行われていることを是正したいと考えており、国立大学側としてもある程度臨床研修は幅が広いのが良いと考えているが、厚生省はスーパーローテイトで内科、外科、小児科、救急医療の4科を全員

に研修させるのが良いと考えているようである。また厚生省は臨床研修の義務化に伴って手当を支給し、一方アルバイトの制限などを考えているようである。また手当の財源としては健康保険の財源を考え、早く財源を確保して、医療法改正案を国会に提出したいという考えのようである。

これに対し、本年5月に科学研究費補助金により、大学関係者による調査研究グループが設けられ、「大学附属病院における卒後臨床研修の在り方に関する調査研究」が進められてきたが、このたび中間まとめが出された。その要点は、○卒後臨床研修の実施にあたり法的規制を新しく設ける意義は薄い、○学部教育、卒後臨床研修、生涯教育を含めた医師養成全体において、今後とも大学附属病院が中心的役割を果たすべきである、○大学附属病院における自主的卒後研修を改善・充実し、支援するため、全国レベルで大学病院関係者、臨床研修指定病院関係者等による独立した組織を設置する必要がある、○研修医の医療行為の制限、保険医資格の制限

を行うことは不適當，○財源措置の執行にあたっては大学関係者等による独立組織の自主性を尊重し，行政による規制強化を行わない，ことなどである。文部省としては，この意見を医学部長，病院長会議などで検討してもらった上，文部省に申し入れて貰うこととしたいと思っている。大学病院としても臨床研修について改善すべき点はあるが，基本的には将来とも臨床研修は大学がイニシアティブをもって実施すべきものである。厚生省は大学が持っている研修機能を厚生行政内に移そうとしており，文部省と厚生省ではかなり意見に温度差があるので，慎重に対処したい。なお，そのほか文部省では，政策提言の場として，歯科，コメディカル養成を含め広い意味の医学教育，医療問題を審議する懇談会の設置を考えており，国大協にも今後情報をお伝えしてご議論願うようにしたい。

以上の説明ののち，各委員から，次のような点について意見があった。

- 臨床研修2年間の義務化は，基礎医学研究者や教育の後継者を無くすることにならないか。
- 研修医の保険診療制限が行われると，一番影響を受けるのは私立大学病院の経営であろう。
- 大学の臨床研修医の人数を制限することには反対である。大学以外で研修医を現在受入れられるキャパシティもないし，臨床研修は教える力のある医師と人員のいる病院で行われなければならない。今の状況では大学外できちんとした臨床研修が行えるかどうか疑問である。
- 大学病院は特定機能病院の方向にあるが，患者が偏ってくるので臨床研修のローテイトがしにくくなる。そのためプライマリーケア

の充実のために大学が中心となり教育病院を整備して病院群をつくっていくことが必要である。

- 医師養成は，卒前教育，卒後教育，生涯研修を併せ考えていかなければならない。それが可能なのは大学のみである。
- 特定機能病院化が進められているが，米国では，専門医が多くなり，プライマリーケアの充実の方向に流れが変化している。
- 大学で卒後臨床研修のプログラムを組むと医局中心主義になってしまう。このままでは行政の介入をまねくことにもなるので，大学の卒後臨床研修の形を全国的レベルで見直す必要がある。
- 国大協で卒後臨床研修のプログラムのガイドラインなど研修の在り方を作成していくべきであろう。そして病院長が診療科を越えた体制を作り，診療科を越えた臨床研修を組んでいかないと幅広い臨床研修は実施できない。

2. 国立大学協会の組織運営の見直し（案）について

委員長から次のとおり説明があった。

会長から，別紙（案）のとおり国立大学協会の委員会組織の見直しについて，秋の総会に付議するため，各委員会で検討するように依頼があった。見直しについての要点は，常置委員会としてあらたに第7常置委員会を設置し，特別委員会を廃止してその分担事項を常置委員会に分散するとともに必要があれば常置委員会のもとに小委員会を設置して審議しようというものである。そして医学教育に関する特別委員会は廃止し，医学教育に関する問題は第1常置委員会が所管し，その小委員会で審議するという案

である。

ついでこの案について審議し、医学教育に関する課題は多く、文部省医学教育課とも関連があるので、第1常置委員会の小委員会になっても現在の活動を継続できるよう設置期間を少し長く考え、また委員数もできれば少し多くすることを考慮するよう意見として理事会で述べることが了承された。

3. 「医学部、歯学部、附属病院の課題とその改善についてのアンケート調査」の結果について

委員長から、次のような説明があった。

本年5月に実施した標記アンケートの集計結果が出た。それが別紙「重要度－優先度からみた医学部、歯学部の当面課題」である。質問し

た135課題のうち40課題については医学部、歯学部が共通に課題として意識しているが、95課題については重要度、優先度について認識が違っている。旧7大学とその他の大学でも課題についての認識が異なっており、例えば旧7大学は教育・研究中心の課題、単科の医科大学では病院の課題等に関心が高い。調査結果をみると、関心が高く、早急に改善が望まれる課題としては、医学、歯学系共通で○研究費の確保、組織の見直し（例えば大学院重点化）があり、また医学系では○教育スタッフの増員、歯学系では○卒前臨床教育の患者の確保、○卒後研修設備の充実などが上がっている。今後これを材料に専門委員に課題を整理してもらい、本委員会で検討していきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

学術情報特別委員会

日 時 平成7年10月18日（水） 13：30～14：20

場 所 国立大学協会会議室

出席者 木村委員長

吉原、藤野、有山、野村（代理：山口横浜国立大学学生部長）、林各委員
吉田専門委員

（文部省）石橋学術情報課大学図書館係長

オブザーバー 大塲東京大学図書館総務課長

木村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、野村委員の代理として出席した山口横浜国立大学学生部長並びに本日出席の文部省の石橋学術情報課大学図書館係長、オブザーバーとして出席の大塲東京大学附属図書館総務課長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 国立大学協会の組織運営の見直し（案）について

委員長より、次のような説明があった。

国立大学協会の組織運営の見直しについては、6月の国大協総会において了承され、常務理事会で審議されていたが、この程原案が作成された。この原案は、理事会の議を経て11月の総会に付議されることになっているが、この過程で会長より、各委員会の意見を承知したい旨

依頼があったので、急遽お集まり願ひご意見をうかがうことにした。改正案をみると現在6つある常置委員会の担当事項を、特別委員会の事項と併せ検討し、7つの常置委員会に改め、第4常置委員会の担当事項を除いて別紙の担当事項に改正した。(各担当事項説明)、改組の時期を平成7年11月とし、改組に伴う委員会委員の構成は、委員改選期の平成9年6月まで第7常置委員会委員を兼ねることにしている。主として検討していただきたいのは、特別委員会の改正で、内容は、(1)現行の特別委員会を原則として常置委員会の改組に伴い解散する。ただし、当面審議している課題がある場合は、審議が終了するまで存続する。(2)特別委員会の設置は、常務理事会で審議し、理事会に諮る。(3)特別委員会は、課題を定め2年以内の設置とする。(4)特別委員会委員の構成については、常務理事会で審議し、理事会に諮る、となっている。本委員会では、図書館に関連する事項並びに著作権問題に関わってきたが、改正案では、第5常置委員会の担当事項に含まれるので、この点について忌憚のないご意見をお願いしたい。

ついで、石橋学術情報課大学図書館係長から、著作権問題の現状について説明があった。

以上について、概ね次の意見交換が行われた。

- 大学として著作権問題は大きな課題で、動きが表面化した場合には、直ちにWGを設け対応してほしい。
- 第3常置委員会の学生生活には、大学院学生、外国人留学生も含まれるので、第7常置委員会の大学院との関係もあり、学生生活の文言を考慮する必要がある。
- 学術情報関係及び今後再び検討が必要となる著作権問題については、特別委員会を設け常置的に活動することはない。しかし問題が

生じ、国大協の立場で見解、意見を表す場合は、緊急に審議が進められるような体制作りを考えておくことが必要である。

- 国大協の体質として、構成委員の交代が激しいのと各大学によって事情が異なることもあって緊急に解決すべき問題が生じた場合の対応は大変難しいと思う。
 - WGとして学術情報を置く常置委員会であれば、問題意識も比較的によく行われるだろうが、改革案による学術情報を担当事項として含めた場合、常置委員会では継続している課題もあり、新たに学術情報を受け入れても、委員は初めて触れるので、一つの課題としての認識しか持たない。今まで議論してきた図書館に関しての諸問題が、どの程度引き継がれるのか、危惧の感はぬぐい切れない。
 - 国立大学における図書館の整備充実は、大学の中で特に文科系では大きな比重を占めているので、恒常的に議論の場を設けて置くことが望ましい。
 - 改革案では、学術情報担当は第5常置委員会となっているが、組み合わせからして研究、生涯学習との関連もあり、第7常置委員会が適合するように思われる。
- 以上の意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、これを了承した。
- 本委員会の所掌事項は、著作権並びに図書館情報に関する諸問題であるが、これらの事項を第5常置委員会に取り込むことに無理がある。これからの国立大学図書館が生涯教育と深く関わってくることを考えると、新設される第7常置委員会の担当とした方が良い。しかも、今後図書館に関連する施設・設備の整備、ネットワーク網の構築等多くの問題を考えると、同委員会の下に恒常的なWGを設け、これらの問題を

検討して行くことを考えていただく。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日 時 平成7年10月27日(金) 13:30~15:20

場 所 国立大学協会会議室

出席者 蓮見委員長

横須賀, 吉原, 椎名, 篠田, 武村, 山田, 野地(代理:河野鳴門教育大学副
学長), 金谷, 田代, 野村, 岡本各委員

関口専門委員

蓮見委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち委員長から、野地委員の代理として出席した河野鳴門教育大学副学長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 附属学校の意義と役割に関する調査について

委員長より、次のように述べられた。

平成5年に実施した「大学における教員養成」に関する調査の報告書は各委員のご協力でご無事完成することができたが、その調査の纏めの中で附属学校調査の必要性が小委員会で議論され、今年度の文部省科学研究費を申請するに至った。幸いにも文部省関係者のご理解と事務局のご協力で、2年度に渡り交付されることが決定したので、本日は調査の実施について、ご了承を得ることと、小委員会で設定した調査項目、内容等につきご検討いただき、ご意見等をうかがうことにしたい。

調査は、国立の教員養成大学・教育学部附属学校のほか、教員養成系以外の大学・学部の附属学校も含めて行うことにしている。調査方式は、アンケートによる調査と複数の附属学校を選出しての実態調査を併せて実施することにした。調査事項は、1.附属学校の基礎的事項の調

査(附属学校事務室を対象)、2.附属学校教員調査(1,500名程度を抽出)、3.附属学校副校長調査、4.附属学校長調査(以上教員調査を除いて悉皆調査)、5.都道府県及び政令指定都市の教育委員会を対象とする附属学校についての意見調査を行うほか、今後準備がすすめば、6.附属学校を持つ大学学部教員の一部を抽出しての教員意見調査を考えている。詳しい調査内容については、山田委員から説明していただく。

ついで山田委員より、別紙調査書(案)に基づき、次のような説明があった。

劈頭の頁は、調査協力のお願いで、今回の調査は文部省科学研究費を得て実施するもので、現在附属学校の存廃論が問われている状況の中で、改めて附属学校のあり方・役割を確立して行く必要があること、それには条件整備が求められるが基礎的データを得ることによって、その可能性を提言して行くこと、などこの調査の趣旨と調査協力へのお願いを述べている。

以下は各調査の主要な内容である。

○附属学校園調査基礎的事項

附属学校の条件整備の観点から教員、職員の構成、配置状況、非常勤の実態、国費以外の雇用実態、施設・設備等

○附属学校教員調査

教職歴、公立学校と比較した国立附属学校の

勤務条件、研究出張の回数、授業公開・公開研究会の状況、教育研究の状況、附属学校についての考え、附属学校の存在理由、望ましい附属学校のあり方、改革、改善等

○附属学校副校長調査

附属学校圏は261校悉皆調査とした。自由な考えを得るため、主として記述式で、公開研究会、指定校の受入れ状況、附属学校の教育・研究のあり方、大学と附属学校との連携協力のあり方、連絡進学と入学者選抜、公立学校教員の現職教育に関っている状況、教育実習の改善、副校長の選考と役割、教員人事、附属学校の財政、自己点検及び研究成果の発表、附属学校の存在理由、教育条件の整備。

○附属学校長調査

勤務状況、校長の選考・任期、教員人事、財政、公開研究会等の実施、開発研究、指定研究の受入れ状況、学校長として学校運営の考えなど自由な意見を記述していただくため、選択肢よりも率直な意見を求める設問形式とした。

○教育委員会調査

委員会が附属学校に何を期待しているのか。公立学校と国立学校の人事交流に対するの考え。附属学校の存在理由が問い直されている情勢の中で、教育委員会として今後の附属学校の活用の可能性、活用方法の改善等の考えを求めてみた。

○学部教員調査事項（案）

大学改革、少子化によって、教員養成大学・教育学部のあり方が問題となっているので、附属学校を含んだ全体の視野の中で考えてみる課題で、附属学校調査が終わってから先のこととして考えてみたい。

以上の説明について、概ね次の点に意見交換があった。

○ 一般教員にとっても入試選抜方法は、かなり重要な問題と受け止めているので、教員調査の設問に加えることも考えてよいのではないか。

○ 「地域の学校」の欄に、附属学校による公立学校の教育に対する指導、奉仕の表現があるが、適切とも思えないので、考えてほしい。

○ 校長と教頭の職務分担について

○ 教科の定員の配置問題

○ 教員の人事交流

○ 公立学校教員の附属学校における現職教育の実状

以上の意見交換ののち、委員長から次のように述べられ、アンケート調査実施が了承された。

調査書について貴重なご意見ご指摘をいただいたので、このことを踏まえて後日小委員会で調整、修正をお願いすることにし、調査の大筋についてご了承をいただいたものとしてアンケート調査を進めることにしたい。実施については、科研費との関係から急いで行う必要があるため、少なくとも11月下旬には附属学校宛に調査を依頼したいと考えている。

なお、後日ご指摘事項等があった場合は、少なくとも10日以内に、山田委員宛お知らせ下さるようお願いしたい。

2. 国立大学協会の組織運営の見直し（案）について

委員長より、次のような説明があった。

国立大学協会の組織運営の見直しが、6月の国大協総会で了承されたことにより、その後常務理事会で審議が行われ、この程改組の原案が纏り理事会の議を経て11月の総会に付議されることになった。については会長から各委員会の意見を承知したい旨依頼があったので、この改組

案についてご審議いただきたい。この案の概要は、現在6ある常置委員会の担当事項を見直し、特別委員会の担当事項をも含めて改組し、第7常置委員会を新設するもので、特別委員会は原則として常置委員会の改組に伴い解散する。ただし、当面審議している課題がある場合は終了するまで存続することになっている。改正案では教員養成に関しては本特別委員会は廃止し、第1常置委員会のもとに「教員養成大学の課題」を扱うワーキンググループが置かれると記載されている。この案に対して、本委員会としてどのような意見を述べるか、隔意のない発言をお願いしたい。

以上の説明について、主として次の点について意見交換があった。

- 第1常置委員会の委員構成と教員養成に対する理解への不安。調査終了時まで特別委員会としての存続の必要性
 - 常置委員会の担当事項の改正と委員改選の連動の必要性
 - 教員養成制度特別委員会の活動の経緯とこの課題のもつ重要性
 - ワーキンググループ名の「教員養成大学の課題」を「教員養成」と改称することについて
- 「教員養成」について「生涯学習」とあわせて恒常的な常置委員会の創設を図る
 - ワーキンググループが対外的に調査報告することの可能性について
 - ワーキンググループとした場合、所属委員会の委員構成について

以上の点について質疑応答及び意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

各委員のご意見にもとづき、教員養成については今後も恒常的な独立性の強い委員会設置をもとめること、また教員養成については、教育学部だけでなく全大学にかかわる教員養成を取り扱うことの重要性を、意見として提出する。しかし、この意向が理事会、総会で汲み入れられず、特別委員会の継続も認められない場合は、この委員会は解散し、見直し案による常置委員会のワーキンググループとなるが、委員構成にあたっては調査のこともあり、現委員、専門委員が委員として参加できるよう主張したい。

なお、常務理事会で特別委員会が認められた場合は、欠員となっている委員の補充を行うことにしたい。

以上の委員長提案に対し、異議なく了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

生涯学習特別委員会

日 時 平成7年10月16日(月) 12:00~13:10

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

荒川, 船越, 田村, 横山各委員

山本専門委員

阿部委員長主宰のもとに開会。

◎ 国立大学協会の組織運営についての見直し(案)について

委員長より、この問題については6月の総会において、常務理事会で審議することが了承されていたが、この程原案が纏り理事会の議を経て11月の総会に付議することになった。したがって、それ以前に各委員会で議論をし、意見を纏めてほしい旨会長から依頼があったので、急遽お集まりいただいた旨述べられ、別紙見直し(案)について、次の説明があった。

1. 常置委員会

現行6つある常置委員会を改組し、担当事項を見直し改正することにした。特別委員会は、特別の諸問題を審議検討する趣旨で設置されていたが、現在は恒常化されているので、この趣旨を踏まえて原則として解散し、改正される常置委員会に吸収し、新たに第7常置委員会を設け、研究、大学院、生涯学習を担当事項とすることにした。改組時期は、平成7年11月を予定している。改組による委員会委員の構成は、第7常置委員会の設置に伴い、各常置委員会から委員2名を推薦する。推薦された委員は、次回の委員改選期(平成9年6月)までの間は、両委員会委員を兼ねる。最初の委員長は会長が指名する。

2. 特別委員会

特別委員会は常置委員会の改組に伴い解散す

る。ただし、審議している課題がある場合は、審議が終了するまで存続する。今後特別委員会を設置する場合は、課題を定め2年以内を期限とし、委員構成と併せ常務理事会で審議し、理事会に諮る。

3. 早急に審議する課題

改組しても種々な問題が残るので、常置委員会のもとに、専門家を含めたWG(小委員会、専門委員会)を設けて審議、提案を行う。委員は概ね10人以内とする。その設置及び委員の構成は、常務理事会の承認を得るものとする。早急にWGを設けるのは、(1)臨時定員問題、(2)教員養成大学の課題、(3)医学教育が第1常置委員会に設けられる。(4)入試の中期ビジョンについては第2常置委員会。(5)国際協力として第5常置委員会。(6)授業料問題は第6常置委員会。この授業料に関しては、従来同委員会でも検討していた事項であるが、専門的な面も大きく加わり、多くの問題点もあるので、WGに専門の方を加え集中的に審議していただくことにした。

以上の説明について、概ね次のような意見交換があった。

- 歯学と薬学関係も大きな問題を抱えている。医学教育(WG)では是非協議の対象としてはほしい。
- 生涯学習は国立大学が今後全力をあげて関わらなければならない課題であり、独立した常置委員会としてもよいのではないかと。
- 生涯学習と大学院は、密接な連携を保つ必

要がある。したがって大学院問題と並行して考えて行くべきである。

- 教養教育は、今後大学が重点的に関わる課題の一つである。学部教育での議論を期待したい。
- 新設される第7常置委員会は、他の委員会と比較して構成員数が少ない。委員会の担当事項によっては、構成員を増やすべきではないか。
- 特別委員会の設置期限は、名称、課題の性格からして、2年以内としたのは妥当と思う。以上の他、各常置委員会の担当事項の内容、

小委員会のあり方等について、意見交換があった。

ついで委員長から、意見集約が行われ、第7常置委員会に生涯学習を置くことには賛成である。しかし、生涯学習は今後の動向を考えると、常置委員会が相応しい。課題によっては同委員会のもとに、小委員会を設けることもあり得る。このほか第7常置委員会の構成員数の増、教養教育の問題、医学教育に薬、歯を含める配慮等、本委員会の意見として伝えることが、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第85回) 入試改善特別委員会

日時 平成7年10月23日(月) 15:00~16:50

場所 国立大学協会会議室

出席者 井村委員長

坪井、平林、石川、市川、天野(郁)、吉田、天野(正)各委員
松井臨時委員

(文部省)近藤大学課長、大槻大学入試室長、錦戸大学入試企画係長
(大学入試センター)平川副所長、石井事業部長

井村委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 報告事項

(1) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの平川副所長から、平成9年度以降の大学入試センター試験について次のような説明があった。

大学入試センターでは、平成9年度以降の大学入試センター試験の追試験及び得点調整の廃止並びに枝間配点の公表について、これまで国立大学協会、公立大学協会、高等学校長協会等関係団体のご意見を伺い、基本的にご了承をいただいたうえで、去る5月31日にこれを報道機

関を通じて公表し、さらに広く意見を求めた。その結果、得点調整の廃止と枝間配点の公表については、特にご意見はなかったが、追試験の廃止については、高校教員を対象に開催した説明協議会で、国公立大学への受験機会を失わせることになるので反対という意見や、止むを得ず廃止した場合には何らかの救済措置を講じてほしいとの要望があり、また、高校長協会との会合、大学審議会の大学入試に関する専門委員会でも、やはり廃止した場合の救済措置等について意見が出された。

そこで、平成9年度以降、当面追試験を存続することとし、追試験廃止の提案を撤回させていただくことにしたい。今後、国立大学協会、

公立大学協会、入試センターや文部省の関係委員会等のご了解を得たうえで、入試センターとして12月中に最終決定したい考えである。なお、得点調整の廃止と枝間配点の公表については予定どおり平成9年度から実施したい。

以上の報告について次のような意見があった。

○ 追試験の廃止ということについては、問題作成上の難しさとか、費用とかの問題以前に、小さい母集団で多くの科目の試験を行いどのように評価を客観化できるか、ということがより大きな問題としてあると思う。

○ 入試センター試験は、過去の出題との重複を避けるだけでなく、私立大学や予備校などでも出題されてない問題を出すことにしているが、それに囚われ過ぎると逆に問題の質を悪化させるおそれがある。入試センター試験の出題のあり方、試験の基本的性格等について将来検討が必要と思う。

○ すべての国立大学が行う必要はないと思うが、受験生に止むを得ない事情がある場合、阪神大震災の際に行った特例入試に準じて、大学の判断で救済措置を講じることを認めることも考えられてよいのではないか。

2. 国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領、実施細目(案)の作成について

委員長から次のように述べられた。

前回委員会(平成7年5月12日開催)においてご審議いただき、平成9年度実施要領、実施細目各案を基本的にご了承いただいたが、その後、私立大学側から要望があった試験日程についての要望を踏まえ、3月24日を期限とする後期日程試験の合格者発表について「できるだけ3月23日(日)まで」とすることを付記するこ

ととし、この旨去る6月1日開催の理事会及び6月13日、14日開催の総会に諮り、ご了承を得た。そこで、この原案を6月23日付で各大学長宛に送付し、ご意見等があれば9月30日までに回報されたい旨照会したところ、特にご意見はなかった。したがって、これを本委員会の最終原案として、来る11月6日開催の理事会及び11月15日、16日開催の総会に提出することとしたが、よろしいか。

ついで、松井臨時委員から、平成9年度実施要領(案)等の前年度との変更点等について説明があり、原案の理事会及び総会への提出が了承された。

引続き委員長から、去る7月8日付で各大学長宛に会長名をもって行った「平成9年度入学者選抜における第2次試験(一般選抜)の実施(予定)について」についての調査結果について、次のように報告があった。

調査は、各大学の①前期日程、後期日程それぞれの募集人員、②国大協申合せにもとづく「分割」の例外措置、③後期日程試験の合格者発表期日、について伺った。まだ未定の大学も一部あるが、これまでの集計結果によると、前期日程の募集人員と後期日程の募集人員の比率は、前期日程が約72%、後期日程が約28%であった。また、「分割」の例外措置は20数校で実施を予定されているが、それらの募集人員数は全体の1.8%程度と僅かである。それから、後期日程の合格者発表期日は、3大学が3月24日としていたのは3月23日までに発表されるということであり、私立大学の入試への影響は殆どないと思われる。

以上のような報告について、○例外措置の申合せに抵触するおそれのあるケースの取扱い、○前期日程と後期日程の募集人員比率の balan

ス(努力目標としての比率と各大学・学部自主性尊重との兼合い)、等について意見が交わされた。

3. 国立大学協会の組織の改革について

委員長から次のように述べられた。

去る6月総会において、国大協のあり方について討議した結果、委員会の組織運営を見直すこととなり、常務理事会(会長、副会長、各常置委員会委員長で構成)にその見直し案の作成を委ねた。その後開催の理事会(7月18日及び9月13日開催)で検討が行われ、①常置委員会を現在の6委員会から7委員会に改組するとともに、現行常置委員会の機能を考慮し、また、新たな課題を加え、所掌事項を若干変更する。

②現在の特別委員会は、原則として常置委員会の改組に伴い解散する。また、特別委員会の設置の必要があるときは、理事会に諮り2年以内を期限に設置することにする。③改組の時期は11月開催の理事会、総会に付議、決定された後とする、という基本方針のもとに組織改正案が作成された。これが、来る理事会(11月6日開催)の議を経て総会(11月15日、16日開催)で認められると、本委員会は解散することになる。

前回第2常置委員会との合同委員会(5月12日開催)で議論し、「分離分割入試統合」の問題が終れば本委員会は解散し、今後入試に関わる問題は第2常置委員会で取扱うことが基本的にご了承いただけたと思う。ついては、入試の問題について、組織改編後第2常置委員会で何を検討していただくべきかということを含めてご意見を伺いたい。

以上のように述べられたのち、次のような意見交換が行われた。

○ 21世紀が始まる平成13年には、18歳人口は

現在より50万人以上減って150万人程度になる。最近5年間の出生数は125万人から122万人程度であり、長期的にはさらに減少することになる。そうすると、問題は入試の問題に止まらなくなる。入試の中期的展望は第2常置委員会で検討していただきたいが、国大協全体として、21世紀の高等教育のあるべき姿、特に国立大学として果たすべき役割について検討し報告をまとめることも必要ではないかと思う。

○ 21世紀に入って数年後には、18歳人口は現在の6割程度の120万人台まで下がる。そうすると、「分離分割」入試に大学内部から問題が出てくるようになるのではないか。そういう点も含めて、中・長期的展望をもって入試の問題を検討する必要がある。

○ 受験生の数が減ってくる時代にあっては、おそらく大学間の差異が一層鮮明になるのではないか。米国では既にそうなっている。競争しないと入れないセレクトティブな大学、コンペリティブである程度競争はあるがそれほど激しくない大学、高校を卒業していれば誰でも入れるフリー・アドミッション型の大学、という具合に今後層が分かれていく。このため、全体としては入学が容易になるとしても、その中で分化がすすみ、国立大学も98大学全部が同じカテゴリーということはありませんし、学部によっても違いが出てくるであろう。そうすると、国立大学全体としてどうするかだけでなく、学部にも踏み込まなければリアルな議論にはならない。これは、入試センター試験の利用の仕方とも関わり、国大協としてどこまで議論できるか難しい問題である。

○ 18歳人口が減少する中で、今後国立大学の

中で定員割れが出てくる可能性がある。入学者の選抜について、後期試験である程度工夫されてきているとはいえ、依然として知識偏重になっていないか。もっと入試のあり方を根本的に考えていかないといけないように思う。この夏に、国大協の訪米調査団に参加し幾つかの大学のアドミッション・オフィスの責任者からアドミッションのポリシーを聞く機会があったが、どの大学も単一の指標で入学者を選考している例はなかった。

- 入試センター試験を足切りの的に使うことに抵抗感が強い。しかし、得点順で選抜しているかぎり、もっと多様な選抜をすべきといっても、これが枷になって1点差を競う結果になってしまうし、科目が分化してくるとますます点取り主義が強まることになる。入試のビジョンを考えると、入試センター試験のあり方も問題になってくると思う。
- 新学習指導要領の実施に伴い同じ選択科目でもA(2単位)科目とB(4単位)科目に分かれたが、試験でそのいずれを指定するかは各大学が判断することであって、国大協として一律に調整することは適当でない。これまで国大協がやってきた護送船団方式はそろそろ見直す時期にきているのではないか。入試センター試験もその意味で、複数の試験問題にすることも考えないと、対応できなくなるのではないか。
- わが国の大学入試は、殆ど普通科高校の18歳を対象にしているからホモジーニアスなものになる。このまま受験生の半減期を迎えると、さまざまな歪みが出てくるのではないか。社会人や留学生をどう受け入れていくかポリシーが必要だ。
- 米国のSATは、「1」と「2」があって、

両者の内容はかなり異なる。入試センター試験もレベルの異なる2種あれば、ある大学は資格試験的に、またある大学は選別機能として利用することが可能になる。

- たとえば、後期試験については、必ずしも入試センター試験の受験を条件にしなくともよいということにすると、前期試験と後期試験との差異が鮮明になり、大学として相当思い切ったことができるのではないか。
- 各大学の入試の一部を共同化するという共通第1次学力試験の発想が入試センター試験に引継がれ、依然として国立大学はすべてこれを利用するものとの縛りがかかっている。入試センター試験を高校段階の学力の到達度を測る「学力検定試験」とし、たとえば平均得点で60点をとれば2次試験を受けられる、ということにでもすると、入試の姿はもう少し違ってこよう。

歴史的にみると、共通1次試験の前に能研テストがあり、これはテストの結果を使うか使わないかは大学の自由とされたが、利用率が低く、しかも反対があって廃止された。それに擬りて、すべての大学が利用する形で共通1次試験が始まり、入試センター試験に至った。しかし、経験を重ね、入試センター試験は標準的な良いテストだという評価が定着し私立大学も多く利用するようになっていたから、もうこの縛りを外してもよいのではないか。また、「大学入試センター試験」という名称を変えることも検討されてよいのではないか。
- イタリア、イギリス、フランス、ドイツ、スイスなどのヨーロッパ諸国では、「後期中等教育修了認定試験」を行っている。わが国でも、将来的には、「大学入試センター試験」を

「後期中等教育修了認定兼大学入学学力検定試験」にするということも考えられる。そうすれば、「毎年でも出題される基本問題」と「各年ごとの新しい問題」等出題でき、また、大学入学者選抜における位置づけを現在以上に明確にすることができる。

○ 米国でも英国でもナショナルテストには熱心である。高校教育の改革と学力評価をどうするかという問題は今、切り離して考えられているが、カリキュラムを多様化すればするほど、基本的なミニマムはきちんと学習するようにしておくことが必要になる。そうでないと大学の教育がますます難しくなってしまう。

○ 大学入試は良きにつけ悪きにつけ初等中等教育に及ぼす影響は大きい。大学の試験科目が少なくなれば、受験生はそれに応じて試験勉強をする。受験生が減ったとしても国立大学の入試は5教科を維持することが必要と思う。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日いただいたご意見を踏まえ、第2常置委員会に対し、ワーキンググループを組織するなどして入学者選抜のあり方について検討され、その中期ビジョンをつくっていただくようお願いすることにした。

4. その他

(1) 大学入試センター試験及び個別学力検査

の個人別成績開示請求について

大学入試センターの石井事業部長から、次のように説明があった。

横浜市立大学の学生から、大学入試センター試験及び個別学力検査の個人別成績の開示を求めて国と横浜市を相手に訴訟が起こされているが、これに対し、入試センターとしては、入試センター試験の前身である共通第1次試験を実施するについて、国大協がその成績の取扱いに関し決めた方針(「共通第1次試験は入学試験の一部であり、その結果を進学指導に利用させるものではないので、試験の結果は志望大学のみへ通知し、本人及び高校には通知しない」)に従って、これまで通り非開示として対応することになっていることをご了承いただきたい。

(2) 平成9年度以降の大学入試センター試験に係る成績提供について

大学入試センターの石井事業部長から、平成9年度以降の大学入試センター試験について、新教育課程履修者が誤って旧教育課程履修者用の科目を解答してしまった場合や、指定された解答問題数を越えて解答してしまった場合の各大学への成績提供の方法について説明があった。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に委員長から次のように挨拶があった。

国大協の組織改革が今度の総会で承認されることになれば、本日が入試改善特別委員会の最後の集りということになる。委員各位には長い間ご協力を賜り、心からお礼を申し上げたい。

第97回総会国立大学協会事業報告

(注) 第96回総会より今総会まで

1. 諸 会 合 (38回)

(1) 第96回総会

7. 6.13 (火)

6.14 (水)

(2) 事務連絡会議

7. 6.16 (金)

(3) 理事会

7. 6.13 (火)

11. 6 (月)

(4) 常務理事会

7. 7.18 (火)

9.13 (水)

(5) 常置委員会 (22回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議内容) ①大学審議会の「教官の任期制」に対する意見及び「高等教育の一層の充実について」に対する意見

②学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」に対する意見

③国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

7. 6.14 (水) 常置委員会

10.24 (火) 常置委員会

2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議内容) ①高等学校総合学科卒業の入学志願者への対応について

②平成8年度国立大学追加合格決定業務に係る入学手続き状況に関する情報交換事務取扱要領について

- ③平成9年度からの大学入試センター試験について
- ④国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

- 7. 6.14 (水) 常置委員会
- 10.27 (金) 常置委員会

3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

- (主要審議内容)
- ①外国人留学生の学生生活等に関するアンケートのまとめについて
 - ②就職問題関係について
 - ③国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

- 7. 6.14 (水) 常置委員会
- 9. 5 (火) 常置委員会
- 9. 5 (火) 第5常置委員会との合同委員会
- 10. 9 (月) 第5常置委員会小委員会との合同小委員会
- 10.20 (金) 第5常置委員会との合同委員会

4) 第4常置委員会 (教職員の待遇改善)

- (主要審議内容)
- ①専門行政職俸給表適用審査基準について
 - ②国立大学教官等の待遇改善に関する要望について
 - ③人事院勧告の取扱いに関する要望について
 - ④国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

- 7. 6.14 (水) 常置委員会
- 7.17 (月) 小委員会
- 9. 4 (月) 小委員会
- 9.28 (木) 小委員会
- 10.17 (火) 常置委員会

5) 第5常置委員会 (大学間の協力)

- (主要審議内容)
- ①UMAP小委員会の今後の取扱いについて
 - ②国立大学協会訪米調査団について
 - ③日米学部学生短期交流について
 - ④外国人留学生の学生生活等に関するアンケートのまとめについて
 - ⑤国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

- 7. 6.14 (水) 常置委員会
- 6.20 (火) 訪米調査団打合せ会

9. 5 (火) JUSSEP 小委員会

9. 5 (火) 常置委員会

9. 5 (火) 第3常置委員会との合同委員会

10. 9 (月) 第3常置委員会小委員会との合同小委員会

10.20 (金) JUSSEP 小委員会

10.20 (金) 常置委員会

10.20 (金) 第3常置委員会との合同委員会

6) 第6常置委員会 (大学財政・学費)

(主要審議内容) ①平成8年度税制改正に関する要望について

②平成8年度概算要求事項について

③学生納付金(授業料)に関する要望について

④国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

7. 6.14 (水) 常置委員会

9.25 (月) 常置委員会

(6) 特別委員会 (9回)

1) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議内容) ①医学部・歯学部・附属病院の課題とその改善についての子備調査について

②国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

7.10.25 (水) 特別委員会

2) 大学院問題特別委員会

(主要審議内容) ①「国立大学大学院に関する調査」の中間報告書(案)について

②最終報告書の作成について

③国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

7. 9.29 (金) 特別委員会

3) 学術情報特別委員会

(主要審議内容) ①国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

7.10.18 (水) 特別委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議内容) ①「大学における教員養成への提言」について

②附属学校の意義と役割に関する調査について

③国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

- 7. 7. 7 (金) 小委員会
- 9. 4 (月) 小委員会
- 10.27 (金) 小委員会
- 10.27 (金) 特別委員会

5) 入試改善特別委員会

(主要審議内容) ①国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領, 細目(案)の作成について

②国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

- 7.10.23 (月) 特別委員会

6) 生涯学習特別委員会

(主要審議内容) ①国立大学協会の組織運営の見直しについて

(委員会開催状況)

- 7.10.16 (月) 特別委員会

(7) その他の諸会合等(7回)

- 7. 7.24 (月) ニュージーランド大学長協会との学术交流協定締結
- 7.17 (月) 就職問題懇談
- 7.17 (月) 全国大学高専教職員組合との懇談
- 9.28 (木) 就職問題懇談会
- 9.29 (金) 全国高等学校長協会との懇談会
- 10.17 (火) 全国大学高専教職員組合との懇談
- 10.20 (金) オーストラリア連邦雇用教育訓練省ロジャー・ピーコック国際局長との懇談

2. 要望その他の諸活動

- 7. 7.12 (水) 教官の待遇改善に関する要望書提出
- 8.21 (月) 大学審議会「大学運営円滑化のための具体的方策について」に対する意見提出
- 8.24 (木) 大学審議会「大学院の教育研究の質的向上について」に対する意見提出
- 9. 6 (水) 学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」に対する意見提出

- 9.25 (月) 人事院勧告の取扱いに関する要望書提出
 9.25 (月) 平成8年度税制改正に関する要望書提出
 11. 8 (水) 国立大学の授業料について要望書提出

3. 要望書の受理

前回総会以後、本協会宛に提出された要望書等は次の通りである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
7. 6. 8	全国大学演習林協議会	1. 建物・施設の充実と演習林関連経費の増額について 2. 大学演習林職員の充実について	第4常置委員会
7. 6. 13	全国大学高専教職員組合(全大教)	国立大学協会第96回総会に当たって(要望)	第4常置委員会
7. 6. 15	国立天文台職員組合	技術系職員の専行職適用についての要望	第4常置委員会
7. 6. 19	全日本教職員組合(全教)	現行教員採用計画の別枠で新規採用者数の拡大について	教員養成特別委
7. 6. 28	全国大学高専教職員組合(全大教)	俸給の調整額の見直しに関する要望書	第4常置委員会
7. 6. 30	第43回中国・四国地区大学一般教育研究会	教養教育の改善・改革について(要望書)	教養教育特別委 第6常置委員会
7. 7. 17	第45回国立大学工学部長会議・総会	1. 学部別授業料制度の実施に対する反対について 2. 予算の増額について 3. 助手及び教育・研究支援職員の待遇改善, 定員削減の廃止並びに充実について 4. 国際交流の諸問題について 5. 大学院学生を対象としたリサーチ・アシスタント制度の導入について 6. 民間から採用する教員の俸給基準の改善について 7. 地域協同研究センターの整備充実について	第1常置委員会 第4常置委員会 第5常置委員会 第6常置委員会
7. 7. 19	全国大学附属農場協議会	1. 農場職員の組織充実, 処遇および諸手当の改善について 2. 施設・設備の充実と農場予算の増額について 3. 公私立大学附属農場に関する補助金の申請について	第4常置委員会 第6常置委員会

7. 8. 8	東京地区大学教職員組合協議会	専行職移行に関する要望書	第4常置委員会
7. 8. 22	(財)産業教育振興中央会ほか8団体	大学入学者選抜に関する要望書	第2常置委員会 入試改善特別委
7. 8. 24	全国大学高専教職員組合(全大教)	教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に関する移行条件の早期策定について	第4常置委員会
7. 8. 24	全国大学生生活協同組合連合会	国有財産の無償使用許可について	第3常置委員会 第6常置委員会
7. 9. 20	第56回国立7大学理学部長会議	1. 基礎科学振興のための国立7大学理学部の現状と問題点について 2. 理学系修士講座の教官当積算校費の増額について 3. 理工系学部設備等の増額について 4. 学生実地指導旅費の増額について	第1常置委員会 第6常置委員会
7. 9. 22	東京地区大学教職員組合協議会	専行職適用基準についての要望	第4常置委員会
7. 10. 16	全国大学高専教職員組合(全大教)	教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に向けた移行条件の策定について(要望)	第4常置委員会
7. 10. 16	全国大学高専教職員組合(全大教)	教務職員問題の解決促進について(要望)	第4常置委員会
7. 10. 25	全国大学高専教職員組合東北地区協議会	専門技術業務に携わる教室系技術職員全員の早期専行職移行と法的位置づけの明確化に関する要望	第4常置委員会

4. 刊行物

7年8月 【会報第149号】

7年11月 【会報第150号】

7年11月 『文化学術立国をめざして—国立大学は訴える—』

7年11月 【国立大学協会訪米調査団報告書】

7年11月 【JUSSEP 小委員会経過報告書】

／ 諸 会 合 ／

平成7年10月～12月

- | | | |
|----------|-------|-----------------------|
| 10月9日(月) | 14:00 | 第3常置委員会・第5常置委員会合同小委員会 |
| 16日(月) | 12:00 | 生涯学習特別委員会 |
| 17日(火) | 10:00 | 第4常置委員会 |
| 18日(水) | 13:30 | 学術情報特別委員会 |
| 20日(金) | 10:00 | 第5常置委員会 JUSSEP 小委員会 |
| | 13:30 | 第5常置委員会 |
| | 14:00 | 第3常置委員会 |
| | 15:30 | 第3常置委員会・第5常置委員会合同委員会 |
| 23日(月) | 15:00 | 入試改善特別委員会 |
| 24日(火) | 14:00 | 第1常置委員会 |
| 25日(水) | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 27日(金) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 13:30 | 教員養成制度特別委員会 |
| | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 11月6日(月) | 13:30 | 理事会 |
| 15日(水) | 10:00 | 第97回国立大学協会総会〔第1日〕 |
| 16日(木) | 10:00 | 第97回国立大学協会総会〔第2日〕 |
| 17日(金) | 10:00 | 第64回事務連絡会議 |
| 12月1日(金) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 15日(金) | 13:30 | 常務理事会 |
| 22日(金) | 10:00 | 第5常置委員会 JUSSEP 小委員会 |

要 望 書

国立大学の授業料について（要望）

平成7年11月8日
国立大学協会会長
吉川弘之

国立大学の予算につきましては、厳しい財政事情のなかで、種々ご配慮を頂いていることに深く感謝の意を表します。しかし、明年度の予算編成に当たり、国立大学授業料の増額改訂が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明いたします。

戦後教育改革の基本理念である教育の機会均等の原則を、高等教育の場で実現するためには、国立、公立、私立大学を通じて、大学の授業料はできるだけ低廉であることが望ましいことは申すまでもありません。さらに、国立大学は、国と社会の要請に応え、広範な各専門分野並びに各地域における有為な人材を養成し、学術研究を発展させることを、その使命としています。このような国立大学の使命にかんがみれば、その授業料を定めるに当たって、学生のみを受益者として受益者負担の原則を単純に適用し授業料を値上げすることは、不適切であり容認できません。

国立大学の授業料は、昭和51年度以降ほぼ隔年毎に増額改訂され、平成7年度では昭和50年度の12.4倍に達していますが、これに対し同期間の物価上昇率は1.8倍であります。とりわけ、最近の厳しい経済状況の下で、今年度の人事院勧告率、消費者物価指数とも1%を下回るなど各種経済指標は近年になく低い伸び率となっており、学生納付金の増額が家計に及ぼす影響は極めて大きいものがあります。このような状況の下での授業料値上げは、家計における教育費負担の更なる増大を招来し、高等教育の機会均等の最小限の保証をも奪いかねず国と社会が必要とする人材の育成をはばみ、我が国の未来を危うくすることが懸念されます。

また、従来、専門分野間の授業料格差導入が議論されてきましたが、専門分野によって授業料が異なると、家庭の経済力の差により、専門分野を選択せざるを得ない事態が生じ、結果的には高額を要する学部への進学を阻害することになります。このことは、学生が自己の能力と適性によって希望する学部に進学することを保証してきた国立大学の在

り方、目的にかんがみ、到底容認できないところであります。

我が国が標榜する科学技術創造立国・文化創造立国の達成には、この目的にふさわしい人材養成と学術研究のための高等教育を全国各地域に展開・発展させることが不可欠の要件であります。これに影響することの大きい国立大学の授業料については、既に繰り返し要望してきましたが、慎重な取扱いを頂きたく、ここに重ねて強く要望いたします。

〔要望先；大蔵大臣〕

資 料

留学成果の向上と受入拡大のために

—外国人留学生の学生生活等に関するアンケートからの報告—

平成7年10月20日
国立大学協会
第3常置委員会
第5常置委員会

昭和58年中曾根内閣時代に提言された「留学生受入れ10万人計画」の方向に基づき、留学生総数の順調な伸びに伴い、5万人を越える外国人留学生在日本で勉学に励むこととなり、国立大学98校において総数19,740名（うち大学院・研究生18,465名）を受入れるに至っている。これに伴い、各大学でさまざまな問題を指摘されるに至り、大学側および留学生にアンケート方式により、これを集めたものである。その多くは既に指摘されていることであるが、新たに浮び上がったところもあり、今後より詳しい調査を必要とする部分もあろうが、大きな傾向をつかまえることはできているものと考えられる。

1. 日本語能力の現状と抜本的改善策の必要

(1) ある外国語を成年近くになってから学習を始め、現地の大学での専門教育を享受しうるレベルに達することは一般的にも容易でない。とりわけ日本語は、欧米や多くのアジアの言語と異なり、また、漢字を利用することから、日常会話はともかくとして専門教育を受けるに十分な習得は長年を要することに加え、海外における日本語教育の普及がそれほど進んでいないため、渡日前に大学における専門教育をうけるに足るだけ習得することは極めて困難である。留学生の大半は来日後はじめて本格的に日本語を学び、場合によってはその初歩から始めることともなる。その際非漢字圏の留学生にとっては漢字習得が大きな壁となっている。

(2) 留学において成果を挙げるためには、

- ① 日常生活（交通、買物、病気等）を他人の助けを借りずに一応営み、
- ② 指導教官との個人的会話で、専門内容についても意志疎通が成立し、その指導を受け得る、
- ③ 日本人向けに開講されている講義を理解し、また演習において検討に参加し、
- ④ 専門分野でレポート・論文を作成する、

こと。とりわけ、少なくとも③のレベルに達しなければ一般には留学に実りのある成果は期待しえない。

(3) 文部省の国費研究留学生に対する6ヶ月集中の予備教育は留学生センターで実施され、600時間

程度の日本語学習の機会が与えられる。このようなケースは限られており、私費留学生にはこのような大学における予備教育はない。そのために、各大学で日本語補講を開設し、日本語能力の向上に努力している。しかし、専門科目学習との競合、総講義時間数、集中度、担当教員、財政支援などの点で、極めて不十分であり、日本語能力の抜本的改善にまでは達していない。

- (4) 日本留学を希望する者に対し、日本語能力を（留学決定後であれ）渡日前にどこまで要求すべきか、また、実際にできるかは一概に決しえない難しい問題である。学部レベルの私費留学生には日本語能力試験1級を目安としているが、実際の受入れは最終的には大学院レベルも含め各大学の裁量に委ねられている。留学生受入れに積極的であろうとすれば、いきおい日本語既習能力を深く問われないことになる。近時はそのために、講義聴講、指導だけでなく渡日後の日常生活まで広い範囲にわたり様々な問題を生むこととなっている。
- (5) 受入大学においても、日本人学生に対して要請されているように、教官が筋の明快な分かりやすい講義を目指すこと、また、分野によっては英語による修士論文・博士論文作成を認めるなどの工夫が必要である。
- (6) 留学生の日本語能力の抜本的改善のためには、文部省・大学が一体となった高等教育のための留学前の日本語予備教育を充実し、国の内外に展開すること、日本語教育専門家の養成の充実・拡大、日本語教育法の改善などが強く望まれよう。留学生に十分な日本語能力があれば、多くの問題が解決し、受入れに弾みがつくであろうと本アンケートから読み取れる。当面の方策としては各大学に配置される日本語・日本事情指導教官の増員による日本語の指導への強力なバックアップおよびホームステイの推進といったものが考えられる。
- (7) また、高校3年間を日本で学んだ外国人留学生に対し、国立大学においても入試方法の多様化の趣旨を生かした（留学生）特別選抜方法を導入することが考えられる。

2. 教育・研究指導

- (1) 上述の日本語能力とは独立して、受入大学の中には留学生の基礎学力、基礎訓練の不足を指摘し、また留学生の一部には、勉学態度に問題があるとするものがある。
- (2) 渡日前の教育では、日本での専門教育を受けるための前提がみだされていない場合、例えば数学について日本の大学での講義・研究に十分な知識がないことはありうることであり、そのために日本語能力があってもついていけないことがありうる。これを一概に受入れを拒否することは適切ではないとしても、何らかの手当を必要とする。現在は各自のレベルがさまざまで、それぞれに個別指導を必要とし、これを更に日本語能力が乏しい中で行うことが指導教官に多大な負担となっている。この負担を軽減させるために留学生受入れに伴う教官の増員を行うとともに、その機能を十分に発揮させ、また、課外補講・チューターによる指導を拡充するための予算措置を留学生数に応じて充実させるようにする必要がある。
- (3) さらに、そもそも高等専門教育に対する一般的理解あるいは意欲が欠けている場合も見られることが指摘される。また、素行が著しく不良な者あるいは成業の見込みの極めて薄い者に対して

は、国費・私費を問わず早期に帰国を促す等の措置をとるようにすることが必要であろう。

- (4) 選考方法については、学部レベルの留学生選抜のために（財）日本国際教育協会の実施する私費外国人留学生統一試験の海外会場を大幅に増加させ、これをできるだけ受けさせ、また、大学側もこの結果を活用するようにすることが考えられる。
- (5) 国費留学生(国内選考生およびとりわけ国外選考生)、政府派遣留学生、さらに私費留学生についてその選抜・受入れの改善は国立大学に共通の課題であって、効果的方策の樹立のためのプロジェクトチームを作る必要がある。
- (6) 人文・社会科学系の学位取得については、近時かなりの改善がみられるものの、なお前向きの努力が望まれる。

3. 経済的条件

- (1) 経済的に一般には恵まれない立場にある私費留学生の場合は、これに加え多くの場合アルバイトに向かうこととなり、このために時間とエネルギーが割かれ、ただでさえ足りない時間の中で、本来の勉学に専念できないために、学業成績が芳しくない場合も生じうる。
- (2) 私費留学生に対し、安定した勉学ができる奨学金の提供が望まれる。独自の奨学金を設けている国立大学も多いが、留学生の生活費を十分に賄える程度の給費のあるものの数は、極めて限られている。このため国費留学生受入れ枠を拡大することに加え単価の引き上げが望まれる。
- (3) また多くの場合、低廉な宿舎が提供されることが大きな助けとなると思われる。国立大学における留学生宿舎については、年次的、計画的に整備されているが、新規渡日者を優先することが多く、入居期間は1年に限られるものも多い。留学生の経済条件の改善のために、宿舎の建築の推進とともに、留学生数の急増の中で借上宿舎、宿舎補助（保証金、敷金、仲介料も含め）が不可欠である。地方公共団体や公益法人等が（財）日本国際教育協会の留学生宿舎建設奨励金を活用して積極的に宿舎建設に取り組むことが期待される。
- (4) 留学生にふさわしいアルバイト先を開拓、紹介すること、また法務省の入国管理局と合理的なアルバイト規制をめざし協議することが必要であろう。

4. 日本での生活

- (1) 留学生の多くはまず、入国についてビザ取得のために苦労があり、また、更新についても簡単ではない。とりわけ、入国に際しての入国管理局に対する身元保証人を見出すことが難しく、現状では多くは指導教官が引受ける。教官が入管地方本部（大学所在地から離れたところに所在することも多い）へ年間収入証明の提出あるいは出頭まで求められ、時間と加えて、精神的ストレスを感じている。機関保証の導入により今後の改善が期待される。
- (2) 来日後直ちに、または大学等の公の宿舎に落ち着いても、多くは年限を限られており、しばらくのちにであれ、いずれにしても民間住居を見出す必要がある。言葉の不自由に加え、日本独特の高い敷金、手数料および入居時の連帯保証人を用意する必要がある。このため留学生は非常に

苦勞している。住居探しのための敷金を貸付ける制度をもつ大学は未だ限られている。

- (3) 入国時の公法上の保証人問題とは異なり、民間宿舎への入居契約時の貸主に対する私法上の連帯保証人は、現在指導教官の最も関心の強い問題となっている。住居の連帯保証人は入国保証人とは異なり、留学生の賃料不払い、出火等に基づく損害賠償責任の実質的経済負担の可能性が常に存在する。しかも指導教官が保証人として支払を強いられても、実際には留学生から取り立てえない。住居確保の必要からやむをえず指導教官が連帯保証人となることが多いが、留学生の住居退去・帰国まで気が休まらないというのが現状である。入国身元保証人とは異なり、こちらのほうが現実には問題が深刻である。指導教官の本来負担する必要のない心労を早く解消する必要がある。民間宿舎入居に際し、保証人制度にかわる制度（例えば保証機関の樹立など）の早急な開発が望まれると共に、当分の間は（財）内外学生センターの住宅総合保険制度を活用すること、各大学において国際交流のための基金を充実させ、求償権が行使しえないケースの財政援助を考えるなどの方策が望まれる。
- (4) 国立大学の場合に圧倒的多数を占める大学院・研究生の場合は年齢も高く、また滞在も長期にわたるため家族を伴うことが多い。単身者と異なり、住宅問題が一層深刻であると同時に、家族の日本語能力が欠けていることも多く、その病気の場合など留学生本人が付き添い、あるいは研究室のメンバーが手助けをするなど負担が大きい。他面、本人の情緒安定、家族での生活体験の共有などプラスとなることもある。この側面を考慮して、家族への日本語教育や地域における留学生受入れ事業の推進など大学を越えた支援が望まれる。
- (5) 留学生について、例えば、交通事故（被害あるいは加害事例）に遭遇するなど、種々のトラブルに巻き込まれるとその後の処理が、日本語の問題、日本の法制度の認識の低さ、援助しうる親族がいないことなどによって、大変複雑となり、多くは指導教官が前面にでて奮闘せざるをえぬこととなり、心身ともに消耗する。こういった事例の処理について事務職員を増員し、それとの連携を図ることなどによって、法的・経済的な側面での援助をも含んだ大学全体の支援体制を確立し、指導教官の負担を抜本的に軽減する方策が望まれる。
- (6) 地域との交流について、各都道府県毎に留学生交流推進会議が設立され、また各大学所在地ともさまざまなイベント、試みが行われている。留学生はその意義を認めているが、一日限りのものでなく、日常的・継続的なものがより望まれているように思われ、なお一層の工夫を要するであろう。
- (7) なお、留学生の中に、日本社会の閉鎖性あるいは外国人に対して平等の態度で接しない場合が感じられるとの指摘があり、日本全体の課題といえよう。
- (8) 日本とは衛生状況の異なる地域からの留学生（およびその家族）の入国時のチェックおよび滞在中の健康診断および病気治療について、実効を伴う適切な配慮が必要であろう。とりわけ、本人および家族の健康保険（もしくはこれに代わるもの）が滞在中引続き効力を有することが担保されるべきである。またメンタル・ケアについても充実が望まれる。

5. 支援事業体制の確立等

- (1) 大学において留学生受入れが比較的スムーズに行われているところは、いずれもベテランの担当職員の献身的努力によっているように思われる。国立大学においては留学生課の設置や留学生事務担当職員の配置が年々進められているが、引続き増員を行うとともに、職員がある程度の期間引続き留学生関係業務が行えるような配慮をすることが必要である。また、ホームステイの開発維持といった任務も、このような支援事務体制があってはじめて実際的に可能となるものであろう。また留学生センターの機能の一層の充実および拡大が望まれる。
- (2) 故国から離れて生活する留学生が一時的な金銭貸与を容易に受けうるシステムがあることは留学生にとって貴重であり、大学によっては有効に利用されている。国立大学では回収の事務手続も複雑、煩瑣であるが、大学内の国際交流のための基金の機能を活用するなど一段の工夫が望まれる。
- (3) 単身留学生のホームステイについては、1年程度のもは日本社会にとけこみ、また日本語習得のために極めて有効なものであるとされる。日本の住宅事情、受入経験の乏しさからまだ広がっていない。国立大学以外では先駆的事例も見られるので、それらの経験を踏まえ、地域の幅広い協力を得て、紹介・斡旋機関を設立するなど今後地道に発展させる必要がある。
- (4) 従来、日本への留学生は長期のまたとりわけ国立大学では、大学院クラスに向けられてきた。しかし米国のジュニア・イア・アブロードや近時のヨーロッパのエラスムス計画、さらに、UMAP（アジア・太平洋大学交流）計画などにみられる学部学生の単位互換を伴う短期留学が大きくクローズ・アップされてきている。日本語ハンディを回避するため、英語の授業を開設するなどの工夫が、国立大学においても始まっている。とりわけ短期であるだけに宿舍問題、また英語による講義に加え、日本語履修を希望する者が多く、これへの対応を行うため必要な教職員の定員措置が必要である。また短期留学生のための奨学金制度である短期留学推進制度の対象国、対象人員等の拡大が求められる。
- (5) 留学生施策の改善のための基礎資料の収集のために、しかるべき機関による定期的な留学生実態調査および帰国留学生に対するアンケート調査を導入・実施し、かれらの実態を常に把握しておく体制を確立することが緊急に必要である。
- (6) 国立大学において、現実には最もきめ細かな指導を要する学生である留学生の受入れは殆ど定員化されていないため、教職員の増加が殆どないままでは留学生受入数の増加は日本人学生のケアにまでしわ寄せがおよぶこととなっている。これが留学生受入れに伴う国立大学の最も大きな課題と感じられており、この現状の改善が切望されるところである。

6. ま と め

- (1) 中曽根首相のもとで提言された「留学生受入れ10万人計画」は我が国の国際的貢献の一つとして留学生教育の重要性とその拡大の必要性を明言した点において長い目でみれば高い評価が与えられるべきものと思われる。明治以降の今日の近代化が、西欧先進諸国からの援助によってはじ

めて達成しえたこと、教官の多くが留学生を経て研究水準を大幅に向上させていることを考えると、留学生に対し援助を行うことは歴史的責務といえる。また、エラスムス計画のような世界的視野をもつ若者の教育は国際的リーダーとしての相互的義務である。

- (2) これらの高い理想は、教職員がそれぞれ十分に理解はしても、現実言葉の満足に通じない留学生のために、あるいは民間不動産仲介業者を一軒毎に尋ねて住居さがし、保証金等を自分のポケットマネーから立替え、実印を携えて連帯保証人となり、また家族が病気となれば夜中にかけてタクシーで病院まで連れていく、あるいは勉学に関し通じない言葉で一生涯懸命指導するなど、相当の苦勞をしているのが現実である。
- (3) 留学生に関する問題は現在大学にとって最も早急な改善を要する課題の一つとなっていることが実感される。これまで多くの難しい問題が殆ど指導教官はじめ関係教職員等の善意と友情、好意に頼って処理されている状況もみられる。そのため現状では留学生の受入れは、大学教官が本来の教育・研究に止らない任務を事実上広く引受けざるを得ず、さまざまな苦勞と危険をはらむこととなる。指導教官が学問上の指導に専念しうるような体制に移行することが切望される。教官と職員の役割分担・連携が確立すれば自ずと留学生受入れに積極的な教官の数も増えるものと考えられる。
- (4) 外国の若くて優秀な人材を日本において立派に教育することは国立大学に課せられた重要な責務である。また各大学の教育研究の国際化に寄与するものと考えられる。したがって留学生自身にとって有意義な勉学の機会であるように、国立大学自身の受入れおよび指導体制の一層の改善を図ることが必要である。これと並び留学生が勉学に専念し成果を挙げうるよう、関係機関による多方面での施策が期待される。

「大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学 教員の任期制について—」についての意見

平成7年11月24日
国立大学協会

先般公表された標記の貴部会の審議の概要（以下「審議の概要」と略記）について意見を申し述べます。以下の項目は「審議の概要」に則したもので、項目別に意見を述べた後に、総括的な意見を付け加えさせていただきます。

1. 任期制導入の意義

(1) 人事の流動化による教育研究の活性化

① 任期制導入によって人事交流が促進され、教育研究を活性化する面があることを否定するものではないが、反面、任期を設けないことによって長期的な教育研究計画の策定が可能になる場合があることを十分に留意する必要がある。とくに、そのような計画の策定の責任を負うべき教授については、任期制がもたらすマイナスの効果が大きい。人事の閉鎖性は、比較的若い層の人事交流によって是正されるものである。定年によって生じる教授の空席の補充が、一子相伝的に助教授が昇格することによってなされることの弊害は、助教授以下の人事の停滞が主原因と考えられる。

また、米国において任期なしの任用 (tenure) がマッカーシーイズムが大学を脅かした時代に academic freedom を擁護するために広がったという歴史が教えるように、任期制の議論において academic freedom を尊重するという視点が欠落しないことを強く希望する。

さらに、多くの国立大学においては、業績を挙げた人材の流出が大きな問題であって、自校出身者の比率が高く人事交流に乏しいという批判が必ずしもあてはまらないことも申し上げておきたい。

② 任期制に伴い業績評価が行われることが教育研究の活性化をもたらす点については、任期制の存在と業績評価が必ずしも直結するものではないことを指摘したい。全教員について定期的な業績評価を行うことは任期制の有無に関わらず実施を検討すべきものであって、現に次第に実行されつつある自己点検、自己評価ならびに第三者評価にこれを含めれば、導入するとしてもかなり長期になると予想される教授の任期の期間に比してより短い間隔で実施され、教育研究の活性化にはより実際的な意義をもつと考えられる。なお、このような業績審査を既に永年実行している国立大学があることも付記しておきたい。

また、再任を行わない任期制においては、任用された機関での業績評価は採用時だけに限定されるので、例えばその機関での教育の理念を顧慮せず次の任用を念頭に置いて業績の蓄積に励むような弊害が考えられる。教育・研究計画の策定に最も深く関わる教授についての任期制の運用には慎重を期する必要がある側面の一つとして指摘しておきたい。

さらに、教育についての業績評価は、実際問題として未だにその方法が確立していない現状を考えると、任期制が一般に研究偏重を促進して教育の活性化にはプラスにならない危険性を孕んでいることも述べておきたい。

③ 任期制の導入が組織再編を円滑化する点については、その意義を全く否定するものではないが、その効果をあまり大きく評価することはできないということを申し上げたい。組織再編の意思決定に重要であるのは教授のポストであるが、個々の教授ポストが任期の到来によって組織再編のための転換が可能となることは、既に実施されている定年の場合と同様である。組織再編の意思決定が学部等の教授会全体によってなされるので、個々の教授の任期満了とは直接には関係しないと考えられる。

(2) 多様な経験を通じた若手教育・研究者の育成

論旨に一般的には賛成であるが、学問分野および当該研究者の資質によっては「その道一筋」ということを可能にする必要がある。

2. 基本的方向

任期制の導入、および導入するとすればその具体的な内容を各大学の判断に委ねることに賛成である。任期制の対象となる職、任期制の導入を決定する機関等の大綱的事項について法令上明文化する場合、大学における導入の形態および実施方法に大幅なヴァリエティを許すことに留意されたい。

3. 任期制の具体的な在り方

(1) 任期制の運用

① 任期制の対象教員

法令上すべての教員を対象とすることには必ずしも反対ではないが、運用面では教授については例外的な場合を除いては任期なしが適当である。また助教授についても任期制は限られた範囲に適用すべきである。助手については、研究者、教育者のキャリアの最初の職階である場合でも、職務内容によっては任期なしが許されるべきであろう。また教育研究の支援職員とみなされる場合も任期なしが適当である。

法令改正に当たっては、現在の学校教育法に規定されている教授、助教授、講師、助手等の職務を、より実態に則した表現に改めることが必要である。例えば、助教授は教授に協力することがあっても、独立の研究者、教育者である能力が要求されるのが普通であるが、教授を助けるという現行の定義では、それと整合性を持つ審査基準を定めることが難しい。助手については、職務に応じた区分と適切な名称変更がのぞまれる。

② 再任の取扱い

再任が可とするか不可とするかは大学に任せることに賛成する。なお、ここで法令上任期制を定義する際に、再任を認めない場合でも適当な転出先が見つからないときには、例えば、任期の1年

きざみの延長を認める等の措置を許すものとすることを主張したい。現在、法令に基づかないで任期制を実施している例においては、このような措置によって制度が円滑有効に機能していることや、米国等においても、大学教員については同様な措置が取られている場合が多いことを述べたい。

③ 任期の期間

学問分野や職種等によって事情が異なることなどを考慮して任期制を導入するとすれば、各大学で定めることに賛成である。

(2) 任期制の導入方法等

① 任期制を導入する単位、導入の方法

各大学の判断に委ねることが適切である。一定の単位で導入することが望ましいとしても、その単位は学部によっては学科あるいは教育課程であることも必要である。また、職種によって画一的に導入することも適切でない。とくに助手の場合に留意されたい。

② 導入を決定する機関

法令上評議会の議に基づき学長が決定するものとするのが適切である。

(3) 任期制における評価・審査システム

① 再任の可否の審査

再任の審査に当たって慎重を期することは当然であるが、外部には業績の評価を求めるとしても、再任の可否そのものについて意見を求めるのは適切ではない。また、個々の教員の再任の可否と任期制の適用の有無の決定は、採用と同様に教授会で行われるべきである。

② 審査基準

研究教育両面の業績を審査することに賛成である。審査基準については、これを制定した場合には公表することが適切であるが、元来採用の場合においても採用の基準を具体的に定めることが困難であることを想起すると、再任について具体的な審査基準を定めることは困難であると言わざるを得ない。

(4) 任期制の導入に伴う措置

任期制の導入と教育研究条件の整備をリンクさせることは適切でない。教育研究条件の整備の支援が教育研究の活性化の度合に応じて行われることは適切であるが、分野によってはその効用がさだかでない任期制の形式的な整備の有無を直接にその指標とすることは望ましくない。任期制の有無は、例えば、自校出身者の割合という指標に比べても教育研究の活性化の尺度としてはより間接的である。

一方、教育研究の活性化と切り離して、任期制導入を促進するための政策として教育研究の整備の支援を取り上げることについても、慎重な検討が望まれる。この場合の組織全体に関わる教育研究条件の整備の支援は、例えば、講座研究費の一律な増加等であると考えられるが、このような措置を教育研究の業績の直接の評価を避けて行っても実施形態にヴァリエティが予想される任期制の形式的な整備を促進するだけであろう。また、そのような措置が必要であるかどうかも疑問である。現に法令上根拠がないにも関わらず任期制を実施している機関があることは、大学の自主的な努力

が可能であることを示している。

なお、上記の議論は任期制の適用を受ける教員の待遇を、任期制によりこうむる不利益をカバーするために任期制の適用を受けない場合に比して上昇させることを否定するものではない。むしろ、このような待遇改善は任期制導入に伴うべきものであることを強く主張したい。

総括

任期制導入を原則的に否定している現状も過度の制度硬直化であって、大学審議会組織運営部会が任期制導入を審議するに至ったことは理解するものである。

しかし、任期制は、教育研究活性化の手段であって、それ自身を達成すべき目標となることがないよう、今後の審議において配慮されることを強く希望する。また、大学審議会の審議において十分考慮されていると期待しているが、academic freedom を正しく確保することの重要性を強調させていただきたい。さらに、諸外国では、任期制を一律に大学教員に適用している例がないことに関連して、諸外国から人材を獲得するときに任期が存在することが障害となることに留意されたい。

若年の研究者を任期つきで任用することについては、實際上既に実施されている機関があることから明らかなように、実態に応じて適切に導入されれば有意義な分野あるいは機関が存在する。その際、ポストの数の増加および処遇の改善の措置が十分に実施されることにより、研究者への道が若者を惹きつける十分な魅力をもつようになることが何よりも重要であることを改めて強調したい。

(参考)

本意見は、平成7年11月24日付で吉川会長名により文部省高等教育局企画課大学審議会室長宛に次の送付文を添えて提出いたしました。

「平成7年9月22日ご通知のありました標記の件について、国立大学協会総会で審議いたしました。その結果意見を求められたことについて、別紙意見を問題点を指摘するものとして提出することが了承されましたので、よろしく願いたします。」

「大学審議会大学教育部会における審議の概要—高等教育の一層の改善について—」についての意見

平成7年11月24日
国立大学協会

最初に標記の「審議の概要」が今日の大学教育の問題点を詳しく指摘され、その改善の方向が適切に述べられていることに敬意を表したい。当協会としては、いくつかの問題点については、「審議の概要」に述べられている方向で既にその解決に努力しているが、なお多くの問題が存在することを自覚して努力を重ねる所存である。以下に今後の審議で留意していただくことを希望する二、三の点を申し述べたい。

「審議の概要」の6頁の「3 一層の改善のための方策」の冒頭の節「(1)全体のシステムの中での大学等の在り方」において、高等教育全体を一つのシステムとしてとらえる視点が述べられていることに賛同するものであるが、学生の多様化に関してその視点から具体的な意見を申し上げたい。一般に大学教育を希望する学生の多様化が進んでいることは「審議の概要」において指摘されているとおりであるが、一つの大学あるいは一つの学部において、想定されるすべての多様性に対応するカリキュラムを用意することは非常に困難である。それぞれの大学において特色のあるカリキュラムを編成するとき、一部の学生については過去に受けた教育だけでは準備不十分な部分が含まれることは当然考えられる。その際、ガイダンスを与えることは必要であるとしても学生の自学自習によって過去に受けた教育を補うこと、より適合した教育を求めて他の適当な教育機関を選択すること、さらに基本的には入学者の多様性のある程度制限する適切な選抜法の導入等が問題解決の方法の選択肢に含まれていることを希望する。

関連して、「審議の概要」10頁に、大学関係団体、協会等でのコアカリキュラムの作成が述べられている。このことについては、その作成に当たって意見の一致を達成するまでに払われる労力に比して、期待される成果が小さいことが懸念される。また、このようなコアカリキュラムの作成が、大学教育の目的が一定量の知識の獲得にあるという誤解を招くことがないように留意する必要がある。大学教育は自ら知識を獲得するための能力の養成に重点をおくべきで、そのことによってカリキュラムの差異を補完することが、高等教育の特色をより効果的に発揮する道であると考えている。

「審議の概要」11頁の③において、国の財政的援助の必要性が述べられていることはまことに適切である。とくに、8頁「(3)学習効果を高める工夫」において言及されているフィールドワークは、同所に述べられている教員学生の対話の促進、学生のディベートを含む自学自習意欲の向上に有効であるが、その実施には教員、学生への旅費支給が必要である。このことはかねてから各方面で要望されているので、財政的援助で考慮すべき事項として具体的に例示されることを要望する。また、学内において同様に少人数・双方向の教育等を実施するためには、教室等の施設の不足がネックとなっていることを強調させていただきたい。低学年の学生を少人数のグループに分けてセミナ

一等を実施するときは、同じ時間帯に同時に実施しなければ他のカリキュラムに影響を及ぼすので、多数のセミナー室等を必要とするからである。

11頁の③ではサバティカルリープにも言及されているが、その制度化を積極的に推進されることを希望する。

そ の 他

(平成7年11月1日～平成8年1月31日まで)

○ 学長等の異動

○ 学長の交代

(大学)	(前任)	(後任)
宇都宮大学	津布楽 喜代治	貴志 浩三
東京芸術大学	平山 郁夫	澄川 喜一
東京水産大学	田中 昌一	小泉 千秋
九州大学	和田 光史	杉岡 洋一
宮崎大学	池田 一	二神 光次

○ 委員の委嘱

(委員会)

第1常置委員会	古賀 達藏 (筑波大学副学長)
〃	町田 篤彦 (埼玉大学教授)
〃	田中 成明 (京都大学教授)
第3常置委員会	安永 均 (電気通信大学教授)
第4常置委員会	多淵 繁樹 (神戸大学副学長)
第5常置委員会	成田 篤彦 (東京大学教授)
UMAP小委員会	
〃	中村 光男 (千葉大学教授)

○ 専門委員の交代

(委員会)

(前任)

(後任)

第3常置委員会	齊藤 彬夫 (東京工業大学教授)	小川 浩平 (東京工業大学教授)
---------	------------------	------------------

○ 委員の解嘱

第1常置委員会	下沢 隆 (埼玉大学教授)
〃	村松 岐夫 (京都大学教授)
第4常置委員会	下井 隆史 (神戸大学教授)
学術情報特別委員会	藤野 幸雄 (図書館情報大学副学長)

学術情報特別委員会	開原成允（東京大学教授）
〃	齊藤忠夫（〃）
〃	林英輔（山梨大学教授）
入試改善特別委員会	平林民雄（筑波大学教授）
〃	市川定夫（埼玉大学教授）
〃	天野郁夫（東京大学教授）
〃	藤田茂夫（京都大学教授）
〃	天野正輝（〃）

○ 専門委員の解嘱

学術情報特別委員会	吉田大輔（横浜国立大学教授）
〃	近藤禧提男（東京大学附属図書館事務部長）
生涯学習特別委員会	山本恒夫（筑波大学教授）
〃	小川剛（お茶の水女子大学教授）
〃	佐々木正治（広島大学教授）
教養教育に関する特別委員会	石黒満（山形大学教授）
〃	福田泰二（千葉大学教授）
〃	小林啓二（東京大学教授）

○ 臨時委員の解嘱

入試改善特別委員会	松井榮一（元京都教育大学教授）
-----------	-----------------

○ 臨時専門委員の解嘱

学術情報特別委員会	井上如（学術情報センター教授）
-----------	-----------------

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：98国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 特別会計制度協議会（国大協と文部省との協議会）

編集後記

- * 大学審議会等で審議が急ピッチで進んでいますが、国大協でもこれら種々の動きに効率的かつ効果的に対応すべく、この度委員会組織の改編をいたしました。これにより特別委員会の設置期間は2年以内となりましたが、振り返って見ると、設置改廃の中にその時々^々の文教のテーマの焦点が出ているように思われます。今回の改編はその時々^々の高等教育の諸課題により弾力的・機動的に対応可能となるようにとの期待が込められています。
- * 大学審議会組織運営部会から大学教員の任期制に関する審議の概要が発表され、各大学におかれても大学教員の任期制についての議論が巻き起こっていることと拝察しますが、本号に資料として、大学審議会組織運営部会の大学教員の任期制、また同大学教育部会の高等教育の一層の改善に対する国大協の意見を掲載いたしました。
- * 各大学の協力を得て実施した「外国人留学生の学生生活等に関するアンケート」の調査結果に基づき、当協会第3常置委員会と第5常置委員会が合同で審議し、「留学成果の向上と受入拡大のために」と題する報告を取りまとめ、文部省に留学生施策に関する種々の配慮方を要望いたしました。ご参考のため本号に全文を掲載いたしました。(E)
- * 本号の「巻頭エッセー」には、佐々木豊橋技術科学大学長にお願いして「第3常置委員会歳事記」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。(T)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成8年2月25日 印刷 (非売品)
平成8年2月29日 発行

会 報 第151号

(第46巻第1号 通巻第151号)

編集兼
発行者 滝 沢 源 平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電 話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)
03 (3813) 0647
F A X 03 (3818) 8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社